

憲法裁判例

憲法 I

平成18年法律第52号による改正後の公職選挙法14条、別表第3に係る選挙区及び議員定数の規定の合憲性

①事件

対象事件：福岡高裁平22(行ケ)第1号
 事件名：選挙無効請求事件
 年月日等：平23.1.28第4民事部判決
 裁判内容：請求棄却・上告
 弁論終結：平成22年10月22日

②事件

対象事件：高松高裁平22(行ケ)第1号
 事件名：選挙無効請求事件
 年月日等：平23.1.25第4部判決
 裁判内容：請求棄却・上告
 弁論終結：平成22年10月19日

③事件

対象事件：広島高裁平22(行ケ)第1号
 事件名：選挙無効請求事件
 年月日等：平22.12.10第2部判決
 裁判内容：請求棄却・上告
 弁論終結：平成22年9月28日

参照条文

憲法14条・44条、公職選挙法（平18法52号改正後）14条・別表3

分規定」、②事件判決にいう「本件配分規定」（以下「本件議員定数配分規定」という。）が人口分布に比例した配分をしておらず、憲法14条、44条等に違反して無効であるから、本件議員定数配分規定に基づき実施された選挙は無効であるなどと主張して、当該選挙の無効を求める事案である。

2 本件で選挙の無効が求められているのは、①事件が福岡県選挙区、②事件が香川県選挙区、③事件が広島県選挙区の議員選挙であるが、本件と同旨の選挙の無効を求める訴訟は、全国各地の高裁・高裁支部に係属していた。そのなかで、①事件判決は、「本件の福岡県選挙区における本件議員定数の配分は違憲であって、それに基づく同選挙区選挙は無効とされるのが法理論上の原則である」が、「同選挙を無効にすることによって惹起される可能性のある政治的混乱並びにそれに起因する国民の損害ないし損失等の虞を考慮すると、本件においては、行政事件訴訟法31条1項の事情判決の法理に準じ、本件選挙無効の請求は棄却するが、主文において本件選挙の違法を宣言するに止めるのが相当である」とし、②事件判決も、「本件配分規定に基づく本件選挙は、憲法の定める選挙人の平等原則に反し、違法たるを免れないから、原告の請求は、本件選挙のうち香川県選挙区の選挙の違法をいう点において理由があるというべきであるが、これを無効とした場合の公の利益の著しい障害、上記選挙によって選出された議員への影響に加え、その進歩程度等の点はともかく、現在も参議院等において平成25年参議院議員通常選挙に向けた検討が続けられている状況にあることにかんがみ、本件では事情判決の法理を適用して、上記選挙を違法と宣言するにとどめるのが相当である」として、それぞれ本件議員定数配分規定に基づく当該選挙区の議員選挙を違憲とするが、請求を棄却する事情判決をしたのに対し、③事件判決は、「本件選挙当時、参議院（選挙区選出）議員を選挙する権利の価値は、憲法上見逃すことのできない、著しい不平等状態にあったというべきであるが、他方、参議院でも、右不平等状況にあることを認識し、選挙制度の抜本的な改正を検討しており、そのような選挙制度自体の見直しに相応の時間を要することは認めざるを得ないから、本件選挙までの間に本件定

[解説]

1 本件は、①事件・②事件・③事件とも、平成22年7月11日に実施された参議院議員通常選挙における参議院（選挙区選出）議員選挙について、平成18年法律第52号による改正後の公職選挙法14条1項、別表第3に係る選挙区及び議員定数の規定、すなわち、①事件・③事件判決にいう「本件定数配

数配分規定を更に改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えたものとまでいふことはできず、本件選挙当時において、本件定数配分規定及びこれに基づく本件選挙が、憲法に違反して無効であると認めることはできない」として、要するに、本件議員定数配分規定に基づく当該選挙区の議員選挙は違憲状態にあるが、違憲とまではいえないとする請求棄却判決をした。なお、その余の高裁・高裁支部に係属した訴訟では、①事件・②事件判決と同様に、本件議員定数配分規定に基づく当該選挙区の議員選挙を違憲とする事情判決が東京高判平22.11.17判タ1346号151頁、判時2098号24頁(②事件)でみられるほか、③事件判決と同様に、違憲状態にあるが、違憲とまではいえないとする請求棄却判決が東京高判平22.11.17判タ1338号73頁、名古屋高判平23.2.24最高裁HPなどで多数みられるが、合憲として請求を棄却する判決も東京高判平22.11.17判タ1339号71頁(①事件)、判時2098号24頁(①事件)、東京高判平22.11.17判タ1339号71頁(②事件)(但し、以上は同一の裁判体の判決)などでみられるところである。

3 本件訴訟における問題点は、①事件・②事件・③事件とも、要するに、本件議員定数配分規定の合憲性のいかんであるが、公職選挙法の「議員定数配分規定」については、これまでに最高裁判例で繰り返し判断が示されてきたところである。本件議員定数配分規定、すなわち、平成18年法律第52号による改正後の議員定数配分規定についても、最大判平21.9.30民集63巻7号1520頁、判タ1306号101頁、判時2053号18頁が、平成19年7月29日に実施された参議院(選挙区選出)選挙を対象としてあるが、要旨、「公職選挙法14条、別表第3の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定は、平成19年7月29日施行の参議院議員通常選挙当時、憲法14条1項に違反していたものということはできない」と判示してからは既に時間が経過している。平成18年判決が議員定数配分規定(全国較差は1対5.13)を合憲と判断していたとしても、藤田宙靖裁判官、甲斐中辰夫裁判官、津野修裁判官、今井功裁判官、那須弘平裁判官の補足意見、横尾和子裁判官、滝井繁男裁判官、泉徳治裁判官、才口千晴裁判官、中川了滋裁判官の反対意見がみられたほか、法改正の必要それ自体は優に指摘されていたところ、平成18年法律第52号による法改正でも、その問題点が解消されるには至っていないかったといわなければならない状況にあったようである。

もっとも、本判決と同様に本件議員定数配分規定が違憲であると判断した前記東京高判平22.11.17判タ1346号151頁、判時2098号24頁(②事件)も、反対に、合憲であると判断した前記東京高判平22.11.17判タ1339号71頁(①事件)、判時2098号24頁(①事件)も、同一の選挙区(東京都選挙区)の選挙(全国較差は前同)。鳥取県選挙区との地域較差は1対4.36)に係る判断であるだけに、議員定数配分規定の合憲性のいかんについての判断の困難さが見て取れる。

4 本件において、①事件・②事件では、本件議員定数配分規定が違憲であるとされたが、請求を棄却する事情判決が言い渡されている。選挙の効力を争う訴訟については、事情判決に係る行政事件訴訟法31条1項の規定の準用は排除されているが(公職選挙法219条参照)、それにもかかわらず、事情判決

本件訴訟において、①事件・②事件判決は、いずれも本件議員定数配分規定は違憲であると判断しているが、投票価値の較差につき、①事件判決は、平成21年9月2日時点の選挙区の議員一人当たりの登録有権者数が全国で最少の鳥取県選挙区(登録有権者数24万4081人)と最多の神奈川県選挙区(同121万6909人)とのいわば「全国較差」が1対4.99となることを前提に、鳥取県選挙区と①事件の福岡県選挙区(登録有権者数102万5992人)とのいわば「地域

を認めるのが最高裁判例である。選挙の効力を争う訴訟に事情判決が言い渡された嚆矢は、最大判昭51.4.14民集30巻3号223頁、判タ335号126頁、判時808号24頁であるが、昭和51年判決は、「衆議院議員選挙が憲法に違反する公職選挙法の選挙区及び議員定数の定めに基づいて行われたことにより違法な場合であっても、それを理由として選挙を無効とする判決をすることによって直ちに違憲状態が是正されるわけではなく、かえって憲法の所期するところに必ずしも適合しない結果を生ずる判示のような事情などがあるときは、行政事件訴訟法31条1項の基礎に含まれている一般的な法の基本原則に従い、選挙を無効とする旨の判決を求める請求を棄却とともに当該選挙が違法である旨を主文で宣言すべきである」と判示した。爾来、下級審（高等裁判所）において、事情判決が言い渡され、また、上告審（最高裁判所）においても、事情判決の原判決が是認され、あるいは、請求棄却判決に原判決が変更されて現在に至っているが、今日、議員定数配分規定に問題がないとは解されていない状況にある。そのような状況を国民の立場からみると、司法府のそのような判断ないし指摘にもかかわらず、議員定数配分規定を十分に改正し得ない立法府ないし行政府の怠慢が指摘されるだけでなく、そのような立法府・行政府の現状にもかかわらず、事情判決を繰り返す司法府もまた、その怠慢を指摘される状況に至るのではないかと危惧されるところである。昭和55年6月22日に実施された衆議院議員選挙の東京都第3区における選挙について事情判決をした東京高判昭55.12.23判タ429号43頁を請求棄却判決に変更した最大判昭58.11.7民集37巻9号1243頁、判タ513号106頁、判時1096号19頁において、中村治朗裁判官が反対意見を述べておられるが、「なお、上告人は原判決がいわゆる事情判決の法理を採用、適用したことに対する論議がある。そこでこの点についての私見を述べておく」とされた上で、「選挙無効原因としての違法が存するにかかわらず、いわゆる事情判決の一般的法理を適用して、単に右違法を主文中で宣言するにとどめ、無効請求自体は棄却するという処理方法は、51年判決が初めてこれを示し、かつ、右事件に適用したものである。私も右判決の一般的見解を支持するものであるが、これに関する右判決の判示には必ずしも明確とはいえない部分があり、そのためいろいろな解釈を生んでいるので、この際これに対する私の解釈を明らかにしておくことも無意味ではないと思う。すなわち、右判決は、違憲の議員定数配分規定に基づいて行われたという瑕疵を有する選挙の効力が争われている訴訟においていわゆる事情判決の一般的法理を適用すべ

きものとする理由として幾つかの点を挙げているが、そこで指摘されている事柄は、いずれも当該事件における選挙の場合に限らず、かかる違憲の規定の下で行われる選挙のすべてについて常にあてはまるものであるから、このような理由による限り、この種の訴訟においては、常に主文中における違法宣言にとどまり、無効請求自体は棄却されることとなるのではないかとの疑問が生ずるであろう。本件上告人は、この点をとらえてむしろ選挙無効訴訟でこれを争うこと自体を否定すべき一理由としている。しかし、私は、右判決の趣旨をこのように理解することは正当ではないと思う。行政事件訴訟法31条1項所定の事情判決の法理は、元来、個々の具体的な事案に即し、一方において当該違法な処分等による権利侵害の性質、内容、程度及びこれに対する救済ないし是正の必要性その他の事情と、他方において右処分等を失効させることによって生すべき公の不利益の性質、内容、程度等とを対比し、両者を比較衡量して後者が前者に優越すると認められる場合に初めて右処分等を失効させる判決を差し控えるべきであるとするものであって、当然に個別的判断を要求するものである。51年判決にいう事情判決の一般的法理というのも当然こののような性質を有するものと理解され、同判決は、これを前提として当該事案に即して右事情判決の法理により請求を棄却すべきものと判断したにとどまり、この種の選挙訴訟においては常に被侵害利益の回復よりも当該選挙の効力を維持すべき利益ないし必要性が優越するとしているわけではなく、具体的な事情のいかんによっては、衡量の結果が逆になり、当該選挙を無効とする判決ができる可能性が存することは、当然にこれを認めているものと解されるのである（同判決が選挙無効の判決の結果として生すべき種々の不都合な結果を挙げているのも、専ら、事情判決の法理を採用すべき理由として的一般論を述べたものか、又は前記比較衡量にあたって特にしんしゃくすべき点を指摘したにとどまるというべきである。）。もっとも、いかなる場合にこのような逆の判断がされる可能性があるかについては、いちがいにこれを論することはできないが、例えば議員定数配分規定が憲法に違反するとされながらいわゆる事情判決の法理に従った処理がされた場合には、そこではその後右規定につき国会による是正がされることの期待の下に、この是正の可能性の存在と、右規定改正の審議については当該違法とされた選挙に基づいて当選した議員も参加してこれを行うことが妥当であると考えられることなどが比較衡量上の重要な要素とされていたものと推察されるから、右判決後も相当期間かかる改正がされることなく漫然と放置されている等、国会による自発的は是正

の可能性が乏しいとみられるような状況の下で更に新たに選挙が行われたような場合を想定すると、その選挙の効力が争われる訴訟において、選挙権の平等に対する侵害の是正の必要性がもはや選挙を無効とすることによって生ずべき不利益よりも優越するに至っているものとして、当該請求を認容し、選挙無効の判決をすべきものとされる可能性は十分にあると思われる（このような無効判決は、国会に対して立法改正を間接的に強制する効力をもつが、もとよりそのゆえをもってそれが司法権の限界を超えて国会の立法活動に介入するというにはあたらないであろう）。少なくとも、「私はそう考える」と付言しておられるところを改めて含味する必要があるように思われる。

5 本件は、本件議員定数配分規定に基づく福岡県選挙区選挙を違憲とした①事件判決、香川県選挙区選挙を違憲とした②事件判決、広島県選挙区選挙を違憲状態に有るとした③事件判決からなるが、以上のような問題状況に鑑みても、また、衆議院議員選挙（小選挙区選挙）において問題となっている「1人別枠方式」の合憲性のいかんについて、最大判平23.3.23判タ1344号70頁が、要旨、「平成21年8月30日施行の総選挙当時において、衆議院議員選挙区画定審議会設置法3条の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りの基準のうち、同条2項のいわゆる1人別枠方式に係る部分は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っており、同基準に従って平成14年に改定された公職選挙法13条1項、別表第1の定める選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたが、いずれも憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいはず、上記各規定が憲法14条1項等に違反するものということはできない」と判示しているところ、同判決においても、その多数意見のほか、竹内行夫裁判官、須藤正彦裁判官の補足意見、古田佑紀裁判官の意見、田原睦夫裁判官、宮川光治裁判官の反対意見がみられる状況に鑑みても、本件に関する最高裁の判断に強い関心が寄せられるところである。

（関係人一部仮名）

① 事件

原 告：甲野 太郎
 訴訟代理人弁護士：伊藤 巧示 安東 哲
 升永 英俊 久保利 英明
 伊藤 真
 被 告：福岡県選挙管理委員会
 代表者委員長：藤井 克巳
 指定代理人：小野本 敦

外5名

主 文

1 原告の請求を棄却する。

ただし、平成22年7月11日施行の参議院（選挙区選出）議員選挙の福岡県選挙区における選挙は違法である。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求の趣旨

1 平成22年7月11日施行の参議院（選挙区選出）議員選挙の福岡県選挙区における選挙を無効とする。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は、福岡県選挙区の選挙人である原告において、平成18年法律第52号によって改正された公職選挙法（昭和25年法律第100号）14条1項、別表第三による選挙区及び議員定数の規定（以下「本件定数配分規定」という。）に基づいて、平成22年7月11日に実施された第22回参議院議員通常選挙における参議院（選挙区選出）議員選挙（以下「本件選挙」という。）について、本件定数配分規定が、人口分布に比例した配分をしておらず、憲法が規定する代表民主制及びその基盤となる公正な代表を選出する契機である選挙権の平等の保障に反し、憲法14条、44条等に違反して無効であるから、本件定数配分規定に基づき実施された本件選挙は無効であると主張し、公職選挙法204条に基づき、福岡県選挙区における本件選挙の無効を求める事案である。

2 前提事実（証拠記載のない事実は争いがない事実である。）

（1）原告は、平成22年7月11日に実施された本件選挙の福岡県選挙区の選挙人である。

（2）本件選挙は、平成18年法律第52号（平成18年6月7日公布）によって改正された公職選挙法の本件定数配分規定による選挙区及び議員定数の定めに従って実施された。本件選挙施行日（平成22年7月11日）当時の選挙制度によれば、参議院議員定数は242人とされ、そのうち146人が選挙区選出議員、96人が比例代表選出議員とされている（公職選挙法4条2項）。

（3）平成21年12月25日付け総務省報道資料「参議院議員（選挙区）一人当たり登録者数（在外選挙人名簿登録者含む）」（平成21年9月2日現在。甲1の8頁）によれば、選挙区間の議員一人当たりの登録有権者数の較差は、最少の鳥取県選挙区（議員一人当たりの登録有権者数24万4081人）と最多の神奈川県選挙区（同121万6909人）との間では、1対4.99（以下、較差に

関する数値はすべて概数である。)と、鳥取県選挙区と原告の属する福岡県選挙区(同102万5992人)との間では、1対4.20となっている。鳥取県選挙区の有権者の選挙権の価値を1とすると、福岡県選挙区の選挙権の価値は計算上0.23である。

本件選挙時点における選挙区間の有権者数の最大較差は、1対5.00であった(乙1)。

(4) 参議院の議員定数について、最高裁判所平成16年1月14日大法廷判決(民集58巻1号56頁)においては、「今後も続くであろう人口の大都市集中化により、最大較差が拡大していくのは避けられない傾向にあることを思えば、立法府としては、投票価値の平等の重要性にかんがみ、制度の枠組み自体の改正をも視野に入れた抜本的な検討をしておく必要がある。」との追加補足意見が述べられていたところ、最高裁判所平成18年10月4日大法廷判決(民集60巻8号2696頁)は、「投票価値の平等の重要性を考慮すると、今後も、国会においては、人口の偏在傾向が続く中で、これまでの制度の枠組みの見直しをも含め、選挙区間における選挙人の投票価値の較差をより縮小するための検討を継続することが、憲法の趣旨にそう」と付言し、最高裁判所平成21年9月30日大法廷判決(民集63巻7号1520頁)の多数意見においては、「平成18年の改正(同年法律第52号による公職選挙法改正、以下「本件18年の改正」という。)の結果によっても残ることとなった上記のような較差は、投票価値の平等という観点からは、なお大きな不平等が存する状態であり、選挙区間における選挙人の投票価値の較差の縮小を図ることが求められる状況にあるといわざるを得ない。」と付言するに至った。

(5) 参議院は、平成19年7月29日に施行された参議院議員通常選挙後である同年11月30日、参議院議長の諮問機関として、参議院改革協議会を設置し、平成20年6月9日、同協議会に選挙制度に係る専門委員会(以下「本件委員会」という。)が設けられ、本件委員会は、平成22年5月14日、6回の協議を重ねたとして、参議院改革協議会に対し報告書を提出し、これを受けた参議院改革協議会は、同月21日、参議院議長に対する報告を行った(乙3、弁論の全趣旨)。

3 爭点に対する当事者の主張

(原告の主張)

(1) 憲法前文第1段第1文冒頭の「正当」な「選挙」とは、国民の多数が国会議員の多数を選出する仕組みの選挙を意味する。民主主義の根幹ルールは、主権者たる国民が、「正当に選挙された国会における代表者を通じて」、実質的な意味での多数決(形式的には国会議員の間での多数決、実質的には主権者たる国民の間での多数決)で、立法、行政を支配することである。参議院選挙区選出議員定数146人の過半数74人を選

挙する有権者数は、全有権者数約1億0400万人の33パーセントでしかなく、このように少数の国民(全有権者数の33パーセント)から構成される選挙区の合計から選出される国会議員(74人)が、選挙区選出の全国会議員(146人)の多数を占めることは、憲法前文第1段第1文冒頭の「正当」な「選挙」の定めに違反する。

(2) 憲法43条は、「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」と定めており、衆議院議員も参議院議員も、ともに「全国民を代表する選挙された議員」である点において差異はない。立法についての参議院決議は、衆議院の3分の2以上の多数の決議がない限り、衆議院決議と対等の力を持っている(憲法59条2項)。参議院の独自性は、国会が「一人一票」を前提として、その高度の政治的裁量によって設ければよいことである。例えば参議院選挙を全国区のみとし、衆議院選挙を小選挙区とするなどの方法が考えられる。

(3) 「一人一票」の憲法上の権利は、都道府県間の境界の維持等の憲法外の利益に優越するものである。都道府県、市町村その他の行政区画、従来の選挙の実績、選挙区としてのまとまり具合、面積大小、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などは憲法上保護される利益ではない。これらの要素を理由とし、関係する地域に居住する国民の一票の価値を増減することは憲法に違反する。

(4) 現職の国会議員は、現状の投票価値の不平等を是正するように選挙区割り・議員定数を変更することによって、落選というリスクにさらされる者であるから、一票の較差問題の当事者又は利害関係者である。したがって、国会議員は、裁量権を持って一票の較差問題につき判断する資格を欠く。この問題につき、利害関係者の立場に立つ国会議員から成る国会に、合理的な範囲内での調整を許容する最高裁判所平成19年6月13日大法廷判決(民集61巻4号1617頁)は、憲法前文第1段第1文、第2文、15条3項、14条、44条、56条2項に違反する。

(5) 米国連邦最高裁判所は、1983年、米国ニュージャージー州における連邦下院議員選挙において、同選挙区間の1対0.993の較差ですら違憲・無効とする判決を下している。

(被告の主張)

(1) 憲法は、いかなる選挙制度が国民の利害や意見を効果的に国政に反映させ得るものであるのかについての決定を国会の裁量にゆだねているから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、参議院の独自性など、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的等との関連において調和的に実現されるべきものである。

したがって、国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を是認し得るものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で後退することになっても、憲法違反の問題は生じない。

二院制、半数改選制を採用し、参議院に独自性を持たせようとして決定した選挙制度の仕組みは合理性を有し、社会的、経済的变化が激しい中で不斷に生ずる人口変動をいかなる形で選挙制度の仕組みに反映させるかという問題は、複雑かつ高度な政策的判断を要し、国会の裁量にゆだねられる。

それゆえ、人口の変動等の結果、上記選挙制度の仕組みの下において、投票価値の平等の有すべき重要性に照らして到底看過することができないと認められる程度の投票価値の著しい不平等状態が生じ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、国会の裁量を超えると判断される場合に、初めて議員定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解される。このことは、これまで累次の最高裁判所判決が示しているところである。

(2) 本件定数配分規定に基づきなされた本件参議院議員通常選挙において、選挙区間の有権者数の最大較差は1対5.00であり、本件定数配分規定の下で平成19年7月29日に施行された参議院議員通常選挙における最大較差1対4.86に比べて拡大しているが、上記較差をもって、投票価値の平等の有すべき重要性に照らして到底看過することができないと認められる程度の投票価値の著しい不平等状態を生じさせるに至っていたとまではいえない。従来の最高裁判所判例をみてても、最大較差が1対5程度の場合において、上記の著しい不平等状態が生じていると判示したものは存在しない。

(3) また、仮に、本件定数配分規定が投票価値の著しい不平等状態を生じさせるに至っていたという見方があり得るとしても、本件18年の改正後も国会において投票価値の較差をより縮小するための検討が継続されていることなどに照らすと、その著しい不平等状態が許されない程度に継続し、それが国会の裁量的権限の許される限界を超えると判断されるような場合でないことは明らかである。

第3 当裁判所の判断

1 選挙権の平等の憲法上の意義について

国会議員を選ぶための選挙権は、国民の国政への参加の機会を保障する基本的権利として、議会制民主主義の根幹をなすものである。選挙権の平等化は、歴史上の市民の長い努力によって実現したものであり、選挙権に関する我が憲法の規定も、このような歴史的発展の結果であって、国民の選挙制度における最も基本的で重要なものとして位置付けられるべきものである。国会が国権の最高機関としての正統性を有する結

縁は、国会を構成する議員が、国民の正当な参政権の行使によって選出されて全国民を正しく代表していることにある。

また、憲法14条1項に定める法の下の平等においても、選挙に関する限りは、国民個々はすべて政治的価値において平等であるとされるべきで、思想信条や経済的側面などの違いは勿論、その居住する地域ないし場所によって投票価値に不合理な差別をしてはならないとされるべきことは当然である。

2 参議院の独自性について

他方、憲法は、国会の構成について衆議院と参議院の二院制を採用し、内閣総理大臣の指名や予算案の議決につき衆議院の優越を定めるなど、各院の権限及びそれを構成する議員の任期等に差異を設けて、それぞれの特色を發揮することによって、国会を全体として公正かつ効果的に国民を代表させるべく図っている(憲法42条、46条、54条など)。すなわち、参議院には、国民における多数決原理を直截に表現することが第一義的に求められていると解されるべき衆議院とは異なり、同原理に随伴する短所を修正ないし補完するための第二院としての機能を有する独自性が求められている。そのため、衆議院と同じく国民を代表するものとされる参議院議員の選挙制度についても、その独自性を実効あらしめるため、衆議院議員の選挙制度とは異なる要素ないし配慮が必要とされると解される。

3 国会の立法裁量について

憲法は、衆・参各議院の議員の選挙制度を具体的にどのようにするのかが、参議院の独自性を含めて国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政によりよく反映させることができるかを、国会が法律により定めることにゆだねている(憲法43条、47条)。したがって、国会が定めた参議院議員選挙制度における投票価値が、可能な限りに平等性の実現が憲法上強く求められるべき衆議院議員選挙のそれとの比較において、形式的な平等性の比率において異なっても、参議院に求められている憲法上の目的を実現するための範囲内であれば、国会の立法裁量権の行使として、その差異は是認されるものである。しかしながら、結果的にもせよ不合理な投票価値の較差が生じた状態がそれを改正するに必要な相当期間を超えて継続するときには、国会の立法裁量が許される範囲を逸脱することになることは明らかである。

そのため、立法裁量の見地から従前は合憲であった選挙制度であっても、産業構造や国民の生活様式の変化等による人口分布の変動によって、国民の投票価値が地域的に、国会による裁量権の行使としての合理性を是認し得る程度を逸脱する不平等な状態が後に生じたにもかかわらず、国会において、その改正手続に必要な相当な期間内に是正する措置が講じられなかつた

とき、又は、その是正措置を講じるための真摯な努力をしたが改正に至らなかつたことが、国民の視点において、やむを得なかつたものと認められない限り、その選挙制度はその時点では違憲となるので、それに基づいて行われた選挙は無効とされるのが原則である。

4 参議院議員選挙制度の変遷と投票価値の不平等

(1)これまでの参議院議員選挙制度の変遷をみると、昭和22年に制定された参議院議員選挙法（同年法律第11号）においては、参議院議員250人を全国選出議員100人と地方選出議員150人に区分し、その地方選出議員を都道府県を単位とする選挙区で、定員を偶数としてその最小限を2人とし、昭和21年当時の人口に基づいて、各選挙区の人口に比例する形で配分する旨の議員定数配分規定とされた。そして昭和25年に制定された公職選挙法では上記参議院議員選挙法における規定内容がそのまま引き継がれ、後に沖縄返還に伴って沖縄県選挙区の議員定数2人が増員されて152人とされたほかは、平成6年改正まで、その配分規定に変更はなかった。なお、昭和57年の公職選挙法の改正による拘束名簿式比例代表制が導入されたことから、それまでの全国選出議員と地方選出議員は、比例代表選出議員と選挙区選出議員とされたが、その実質は名称の変更に過ぎなかった。

そのため、各選挙区において、議員一人当たりを選出するための投票価値の較差は、参議院議員選挙法制定当時最大1対2.62であったものが、実質的な改正が行われなかつたため、平成4年7月26日施行の参議院議員通常選挙時には、1対6.59に拡大した。そこで、平成2年10月実施の国勢調査結果に基づき、いわゆる逆転現象を解消する目的で、7選挙区における議員定数の8増8減の平成6年の改正がされた結果、その最大較差は、1対4.81に緩和した。しかし、平成7年7月23日施行の参議院議員通常選挙では1対4.97に悪化した。そこで、平成12年の公職選挙法の改正により、比例代表選出議員の選挙制度が非拘束名簿式比例代表制に変更され、参議院議員の総定数が10人削減されて242人とされたことに伴い、比例代表選出議員の定数を4人減じて96人とし、平成6年の改正後に再び生じたいわゆる逆転現象を解消するため、平成7年10月実施の国勢調査の結果に基づき、人口の少ない3選挙区の選出議員定数を2人ずつ削減して選挙区選出議員定数146人としたが、その最大較差は1対4.79と多少悪化を防いだだけで十分には改善されず、平成13年7月29日に施行された参議院議員通常選挙当時には1対5.06と高まった。そこで、平成18年に平成17年10月実施の国勢調査の結果に基づき、選挙区選出議員につきいわゆる4増4減の公職選挙法の平成18年の改正がなされたが、平成19年7月29日施行の参議院議員通常選挙ではその最大較差は1対4.86になったに過ぎな

かったものである。

(2)すなわち、投票価値の較差は、参議院議員選挙法制定当時最大1対2.62であったものが、その後に最高1対6.59にまで至り、平成6年の改正から平成18年までの順次の改正を経ても常に4倍を超えるような状態にあったものである。その原因は、参議院議員選挙法が制定された後、社会及び経済構造等の変化に起因する地域的人口分布状態等の変化は著しかったことから不合理な著しい較差が生じたにもかかわらず、平成6年の改正まで主として投票価値の不平等を改善するための改正は全く行われず、しかも同改正も十分なものでなかつたし、さらに順次平成18年の4増4減の議員定数配分規定の改正までを経ても、その後の各改正も極めて不十分なもので、参議院の独自性を確保しながら憲法上の最重要の要請の一つである投票価値の平等に配慮した上で徹底した改正ではなかつたことにある。

5 参議院議員選挙についてのこれまでの最高裁判所判決について

参議院議員選挙については、平成6年改正後においては、①平成7年7月23日施行の参議院議員通常選挙（最大較差1対4.97）についての平成10年9月2日の最高裁判所大法廷判決を初めとして、②平成10年7月12日施行の参議院議員通常選挙（最大較差1対4.98）についての平成12年9月6日の、③平成12年改正後の平成13年7月29日施行の参議院議員通常選挙（参議院非拘束名簿式比例代表制導入による選挙、最大較差1対5.06）についての平成16年1月14日の、④平成16年7月11日施行の参議院議員通常選挙（最大較差1対5.13）についての平成18年10月4日の、⑤平成18年改正後の平成19年7月29日施行の参議院議員通常選挙（最大較差1対4.86）についての平成21年9月30日の各最高裁判所大法廷判決が出されており、いずれもその結論においては合憲との判断は示されている。

しかし、最高裁判所は、上記各判決において一貫して各選挙における投票価値に著しい不平等が存することを指摘し、その早急な是正を国会に求めてきたものである。そして、それ以前の平成8年9月11日の最高裁判所判決においては、「選挙は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態が生じていた」旨指摘していた。そして、平成16年の最高裁判所判決においては、裁判官6名による違憲の反対意見のほか、「漫然と現在の状況が維持されるならば違憲判断がなされる余地がある」旨を指摘する補足意見が付され、平成21年の最高裁判所判決に至っては、裁判官5名による違憲の反対意見のほか、未だ違憲ではないとした裁判官3名も早急な投票価値の不平等の是正の必要がある旨の補足意見を付していたものである。

6 本件選挙についての判断

(1) 本件選挙の福岡県選挙区における投票価値の較差は1対4.20であり、全選挙区間の最大較差は1対5.00であったことは、前記のとおりである。そして、同投票価値の較差を生んだ公職選挙法の原因が、参議院の独自性を確保するための国会の合理的配慮によるものでないことは明らかであり、また、4倍以上の不合理な較差状態が長期間継続していることも、前記の改正経過等のとおりである。したがって、憲法上の要請である投票価値の平等の重要性からすると、同較差は、国会の立法裁量上認められる範囲内にあるとは到底判断し得ない不平等状態にあることは明白である。

(2) また、これまでの参議院議員選挙における投票価値の不平等については、少なくとも平成8年以降の最高裁判所判決における理由中において、投票価値の較差に関しては、国会の裁量権の行使の合理性を積極的に是認できないとして、違憲ないし違憲状態、少なくとも違憲の虞があるとされてきたもので、選挙制度の抜本的改正による各選挙区間における投票価値の較差の縮小を早急に図ることの必要性が一貫して強く指摘されてきたものである。これまでの判決の結論において選挙自体は憲法に違反しないとしたのは、少なくとも、平成16年の最高裁判所判決以降では、投票価値の平等を十分に実現するための法改正を行う時間的余裕がなかったことがその主たる理由である。

すなわち、参議院議員選挙における投票価値の不平等の是正の必要性が最高裁判所の大法廷判決によって指摘されてから、本件選挙までにその改正をする時間は十二分にあったにもかかわらず、それを了知しながら改正の措置を執ることを国会が怠ってきたものであり、しかも、その改正を図らなかつたことにつき、国民の視点において、真摯に是正の努力をしたがやむを得ない事情があったものとは認められないことも明らかである。

したがって、本件の福岡県選挙区における本件議員定数の配分は違憲であって、それに基づく同選挙区選挙は無効とされるのが法理論上の原則である。

7 選挙制度の改正の阻害要因について

なお、現在の参議院議員選挙制度の抜本改正を阻害している最大の要因は、選挙区を都道府県を単位とし、そこに三年ごとの議員の半数改選に備えて偶数の議員定数を定めていることにあることは公知のことである。

しかしながら、憲法は、上記の点については、参議院議員につき三年ごとの半数改選を定めているにすぎず、都道府県単位の選挙区の設定及び定数偶数配分割は憲法上に根拠を有するものではない。さらに、憲法は制度としての地方自治を定めているが、都道府県がその憲法上保障される地方自治制度自体に該当しない

ことは憲法の解釈上明らかである。また、現在の都道府県はその制度が定められてから相当の期間が経過しており、その間の交通・通信の手段の発達、産業規模や構造や国民の生活様式の変化並びに居住圏の広域化や人口分布の変化等により、必ずしも都道府県単位で参議院議員の選挙区を構築する合理的根拠は、消失ないしは希薄化していることは明らかなるところである。その都道府県を基準とする選挙区割と議員定数の偶数配分割に拘泥するあまり、居住地によって投票価値に著しい較差をもたらす結果と現在ではなっている。前記のとおり憲法上の要請ではない都道府県単位の選挙区を維持するために、憲法上の要請である投票価値の可能な限りでの平等の実現を妨げることになっていて、許容しがたい現状にある。

第4 結論

以上によれば、本件選挙における公職選挙法の定数配分割規定は憲法14条1項に違反して無効であるので、福岡県選挙区の選挙の無効を求める原告の請求は理由があるが、同選挙を無効にすることによって惹起される可能性のある政治的混乱並びにそれに起因する国民の損害ないし損失等の虞を考慮すると、本件においては、行政事件訴訟法31条1項の事情判決の法理に準じ、本件選挙無効の請求は棄却するが、主文において本件選挙の違法を宣言するに止めるのが相当である。

よって、訴訟費用については、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法64条ただし書に則って、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官・廣田民生、裁判官・高橋亮介、裁判官・塚原聰)

② 事件

原 告：甲野 太郎

同訴訟代理人弁護士：植松 浩司 升永 英俊

久保利 英明 伊藤 真

石渡 進介

被 告：香川県選挙管理委員会

同代表者委員長：竹崎 克彦

同指定代理人：能宗 美和

外3名

主 文

1 原告の請求を棄却する。

ただし、平成22年7月11日に施行された参議院議員選挙の香川県選挙区における選挙は違法である。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

平成25年3月18日判決 名古屋高等裁判所金沢支部

平成24年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件

主 文

1 原告の請求を棄却する。ただし、平成24年12月16日に行われた衆議院議員総選挙の小選挙区福井県第3区における選挙は、違法である。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

平成24年12月16日に行われた衆議院議員総選挙の小選挙区福井県第3区における選挙を無効とする。

第2 事案の概要

1 概要

本件は、平成24年12月16日に行われた第46回衆議院議員総選挙(以下「本件選挙」という。)について、小選挙区福井県第3区(以下「福井県第3区」という。)の選挙人である原告が、衆議院小選挙区選出議員の選挙(以下「小選挙区選挙」という。)についての選挙区割りを定める公職選挙法等の規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の上記選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。

2 前提事実

(1) 原告

原告は、本件選挙の福井県第3区の選挙人である。

(争いのない事実)

(2) 小選挙区比例代表並立制の成立及び選挙区改定の方法

ア 平成6年改正

平成6年1月、公職選挙法の一部を改正する法律(平成6年法律第2号)が成立し、その後、同年法律第10号及び同第104号によりその一部が改正されたこと

により、衆議院議員の選挙制度は、従来の中選挙区単記投票制から小選挙区比例代表並立制に改められた。

イ 選挙区改定の方法

(ア) さらに、上記公職選挙法の一部を改正する法律（平成6年法律第2号）と同時に成立した衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成6年法律第3号。ただし、平成24年法律第95号による改正前のもの。以下「区画審設置法」という。）により、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区画審」という。）は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときはその改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとされた（区画審設置法2条）。

(イ) 区画審が改定案を作成するに当たっては、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないものとされ（同法3条1項），各都道府県の区域内の選挙区の数は、各都道府県にあらかじめ1を配当した上で（以下、この方式を「1人別枠方式」という。），これに、小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とするとされた（同条2項。以下、この1人別枠方式を含む区割基準を「本件区割基準」という。）。

(ウ) 上記の勧告は、統計法の規定により10年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に行うものとされ（区画審設置法4条1項），さらに、区画審は、同項の規定にかかわらず、各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは、上記の勧告を行うことができるものとされている（同条2項）。

(3) 平成14年改正及び平成23年大法廷判決まで

ア 平成14年改正

区画審は、平成12年10月に実施された国勢調査（以下「平成12年国勢調査」

という。) の結果に基づき、同 13 年 12 月、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案を作成して内閣総理大臣に勧告し、これを受け、同 14 年 7 月、その勧告どおり選挙区割りの改定を行うことなどを内容とする公職選挙法の一部を改正する法律（同年法律第 95 号）が成立した（以下、この改正を「平成 14 年改正」と、改正後の公職選挙法 13 条 1 項及び別表第一を併せて「本件区割規定」といい、これにより定められた選挙区割りを「本件選挙区割り」という。）。

イ 平成 19 年大法廷判決

(ア) 平成 12 年国勢調査の結果を前提とすると、本件区割規定の下での選挙区間の人口の最大較差は、最小の高知県第 1 区と最大の兵庫県第 6 区との間で 1 対 2.064 であり、高知県第 1 区と比較して較差が 2 倍以上となっている選挙区は 9 選挙区であった。

(イ) 平成 17 年 9 月 11 日、本件区割規定に基づいて、第 44 回衆議院議員総選挙（以下「平成 17 年選挙」という。）が施行された。

(ウ) 最高裁平成 19 年 6 月 13 日大法廷判決・民集 61巻 4 号 1617 頁（以下「平成 19 年大法廷判決」という。）は、平成 17 年選挙について、本件区割基準は憲法に違反せず、具体的区割りを定める本件区割規定は、その制定時においても平成 17 年選挙時においても、憲法に違反しない旨判示した。

ウ 平成 23 年大法廷判決

(ア) 平成 21 年 8 月 30 日、本件区割基準及び本件区割規定が変更されないまま、第 45 回衆議院議員総選挙（以下「平成 21 年選挙」という。）が施行された。

(イ) 平成 21 年選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、最小の高知県第 3 区と最大の千葉県第 4 区との間で、1 対 2.304 であり、高知県第 3 区と比較して較差が 2 倍以上となっている選挙区は 45 選挙区であった。

(ウ) 最高裁平成 23 年 3 月 23 日大法廷判決・民集 65巻 2 号 755 頁（以下「平成 23 年大法廷判決」という。）は、平成 21 年選挙について、平成 21 年選挙当日までに、区画審設置法 3 条の定める本件区割基準のうち 1 人別枠方式に係る

部分は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っており、同基準に従つて平成14年に改定された本件区割規定の定める本件選挙区割りも憲法の投票価値の平等に反する状態に至っていたものであるが、いずれも憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえず、本件区割基準及び本件区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということはできない旨判示し、さらに、「衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており、選挙における投票価値の平等についてもより厳格な要請があるものといわなければならない。したがつて、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに本件区割基準中の1人別枠方式を廃止し、区画審設置法3条1項の趣旨に沿つて本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があるところである。」と付言した。

(以上、顕著な事実、弁論の全趣旨)

(4) 平成23年大法廷判決以後

ア 区画審の対応

(ア) 平成22年10月、国勢調査が実施された(以下、この国勢調査を「平成22年国勢調査」という。)。その結果のうち人口速報集計は、同23年2月25日、速報値として官報に掲載された。

区画審は、同年3月1日、この人口速報集計を用いて小選挙区別衆議院議員1人当たり人口を計算した。その計算結果によれば、最大較差は2.524倍であり、最小選挙区との較差が2倍を超える選挙区の数は97選挙区であった。

(イ) 同月28日に開催された区画審は、平成23年大法廷判決及び平成22年国勢調査の結果(速報値)を踏まえて、小選挙区選挙の選挙区間における議員1人当たりの人口較差ができるだけ速やかに是正し、違憲状態を早期に解消するために、1人別枠方式の廃止や本件選挙区割りの改定を行わなければならないことを確認したが、その次の区画審が開催されたのは、衆議院が解散された後の平成24年11

月 26 日であった。

(以上、顕著な事実、乙1の1・2、8の1、弁論の全趣旨)

イ 国会の対応

(ア) 国会においても、衆議院選挙制度に関する各党協議会が設置され、第1回会合が平成23年10月19日に開催され、同24年4月25日までの間に16回の会合が開催され、座長とりまとめ私案(乙3の2)が出されるなどした。しかし、定数削減等について意見がまとまらなかつたこともあり、同私案は採用されるには至らなかつた。

(乙2の1~7、3の1・2)

(イ) 民主党は、衆議院に対し、同年6月18日、「公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案」(乙4の2。以下「民主党法案」という。)を提出した。自由民主党も、衆議院に対し、同年7月27日、「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案」(以下「緊急是正法案」という。)を提出した。

緊急是正法案は閉会中審査となつたが、民主党法案は廃案となつた。

(乙4の1・2、5の1・2)

(ウ) 同年11月16日、緊急是正法案は可決され成立し、衆議院は解散された。

(エ) 緊急是正法(平成24年法律第95号)は、小選挙区選出議員の定数を5人削減して295人とし、併せて、公職選挙法13条1項、別表第一の改定を行うこととし(2条)、また、本件区割基準のうち1人別枠方式に係る部分を廃止すること(3条)を内容とするものである。緊急是正法は、同月26日公布され、同法2条の規定を除いて、同日施行された(同法附則1条)。

同法附則は、以下のとおり規定している。

3条1項 改正後の新区画審設置法2条の規定による今次の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、附則別表

で定める数（注・いわゆる 0 増 5 減によるものであり、人口比例原則に則り最初から配分し直したものではない。）とする。

同条 2 項 新区画審設置法 3 条の規定にかかわらず、同法 2 条の規定による今次の改定案の作成は、次に掲げる基準によって行わなければならない。

1 号 各選挙区の人口は、平成 22 年国勢調査の最も少ない都道府県の区域内における人口の最も少ない選挙区の人口以上であって、かつ、当該人口の 2 倍未満であること。

2 号 選挙区の改定案の作成は、2 条の規定による改正前の旧公職選挙法別表第一に掲げる選挙区のうち次に掲げるものについてのみ行うこと。この場合において、当該都道府県の区域内の各選挙区の人口の均衡を図り（イに掲げる選挙区の改定案の作成の場合に限る。），行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行うこと。

イ 前号の都道府県の区域内の選挙区

ロ 附則別表に掲げる都道府県の区域内の選挙区の数が、旧公職選挙法別表第一における都道府県の区域内の選挙区の数より減少することとなる都道府県の区域内の選挙区

ハ 前号の基準に適合しない選挙区

ニ ハに掲げる選挙区を前号の基準に適合させるために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる選挙区

3 号 新区画審設置法 4 条 1 項の規定にかかわらず、新区画審設置法 2 条の規定による今次の改定案の勧告は、この法律の施行の日から 6 月以内においてできるだけ速やかに行うものとする。

4 号 政府は、今次の改定案に係る新区画審設置法 2 条の規定による勧告があつたときは、当該勧告に基づき、速やかに、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

（以上、顕著な事実、乙 5 の 2、6）

（5） 本件選挙の施行

ア 平成24年12月16日、第46回衆議院議員総選挙（本件選挙）が施行された。本件選挙は、本件区割規定が改定されないまま施行され、小選挙区選出議員300人が選出された（公職選挙法4条1項。前記(4)イ(イ)参照）。

イ 本件選挙当日における選挙区間の議員1人当たりの選挙人数の最大較差は、最小の高知県第3区と最大の千葉県第4区との間で1対2.425であり、高知県第3区と福井県第3区との間では1対1.036であった。

（以上、顕著な事実、乙10）

3 争点

(1) 本件区割規定は憲法に違反し、無効であるか。

ア 本件区割規定は憲法の要請に反する状態になっていたか。

イ 合理的期間内に是正がされなかつたといえるか。

(2) 事情判決をすべきか。

4 争点(1)（本件区割規定は憲法に違反し、無効であるか）についての当事者の主張

(1) 原告の主張

ア まとめ

本件区割規定は、次の各条項によって要求される「人口比例選挙の保障」に反する配分となつておる、憲法に違反し、無効である。

①憲法前文第1段落第1文の「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」及び「ここに主権が国民に存することを宣言し、」との規定

②同56条2項（国会議員の一人一票を定めた「両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、」との規定）

③同59条（国会議員の一人一票による過半数の可決で、法律が制定されることを定めた「法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる」との規定）

④同67条（国会議員の一人一票による過半数が、内閣総理大臣を指名することを

定めた「内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する」との規定)

⑤同 60 条 2 項（衆議院の議決と参議院の議決が異なった場合は、「衆議院の議決を国会の議決とする」との規定）

⑥同 61 条（国会議員の一人一票による過半数の承認が条約の締結に必要であることを定めた「条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する」との規定）

⑦同 44 条ただし書（選挙権の差別を禁じた「…選挙人の資格は、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない」との規定）

⑧同 13 条（個人の尊重等）

⑨同 15 条 1 項（国会議員を含む公務員の選定が国民固有の権利であることを規定した「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」との規定）

⑩同 14 条（法の下の平等）

イ　主として「主権者の多数決」論について

(ア)　憲法前文第 1 段落第 1 文後段は「主権が国民に存する」と規定し、同第 1 文冒頭は「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」と規定する。これらは、憲法上の要請としての国民主権の法理、すなわち主権者の多数意見による国家権力支配の法理を表現し、国民が国会における代表者を自らの特別な代理人として用いて国政に参加することを意味しているものと解するべきである。さらに、憲法 56 条 2 項は「両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、」と規定しているところ、上記のとおり、国会議員は国民の特別な代理人にすぎないから、国家権力の正当性の根拠は、多数の国会議員ではなく、当該多数の国会議員を選出した選挙人の総数に在すると解すべきである。

国会議員の多数意見と国民の多数意見が等価であるためには、国会議員が国民の人口比例選挙により選出されることが必須である。すなわち、「正当(な)選挙」こそ、「主権者が国民」と「国会議員の多数決」とを直結する「連結器」である。

(イ) 憲法98条（憲法の最高法規性）に基づき、憲法の要請は非憲法上の要請に優越する。したがって、憲法上の要請である「投票価値の等価値」は、非憲法上の要請である「他の政策目的や理由」によって減殺されることはない。

(ウ) 原告は、衆議院議員総選挙におけるこれまでの3倍基準の壁を突破するために、「主権者の多数決」論を主位的主張として主張する。

ウ 許容される較差の程度

(ア) このような憲法上の要請に照らせば、実務上可能である限り、都道府県の県境を越えてでも、人口比例に基づく選挙区割りが設けられなければならない。具体的に許容される較差の数値は、1に限りなく近い数値である。

(イ) 平成23年大法廷判決までは、選挙区の設定に関し、都道府県を基盤とし、市町村その他の行政区画、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素が考慮されることが前提となっていたが、平成22年7月11日施行の参議院議員選挙に関する最高裁平成23年(行ツ)第135号同24年10月17日大法廷判決(甲22)においては、「都道府県」「市町村その他の行政区画」「地域の面積」「人口密度」「住民構成」「交通事情」「地理的状況」という7つの文言がなくなり、「国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。」とされている。このような判示も、選挙区割りを定めるに当たり、厳密な人口比例を原則とすべきであることを示している。

エ 立証責任

(ア) 本件選挙の無効を主張する原告は、選挙区間の人口較差が均一な人口の選挙区にしようとする誠実な努力によって減少又は排除可能であったことについて立証責任を負う。原告がこの立証責任を果たせば、被告は、選挙区間の人口較差は憲

法上許容される適法目的を達成するために必要であったことの立証責任を負う。

(イ) 原告は、本訴において、投票価値の最大較差が 1 対 2. 425 に及ぶこと（前提事実(5)イ）, 及び選挙区間の人口較差を均一化しようと誠実に努力すれば、この較差を縮小又は排除可能であること（臼井悠人「町丁の境界を考慮した衆議院議員選挙仮想選挙区割(5)」（甲 16））を立証した。

これに対し、被告は、選挙区間の人口較差は憲法上許容される適法目的を達成するため必要であったことの立証責任を果たしていない。

(ウ) よって、本件区割規定は、遅くとも平成 23 年大法廷判決が言い渡された時点においては、憲法の要請に反する状態になっていた。

オ 合理的期間の点

(ア) 平成 23 年大法廷判決から本件選挙の施行日までには、1 年 8 か月強の期間があったところ、このような長期間是正されないことは、憲法の想定していない異常事態である。

(イ) よって、本件区割規定は、合理的期間内に是正されなかったものとして違憲であったといわざるを得ない。

(ウ) しかも、平成 24 年 1 月 16 日までにされた被告主張の一定の改正は、平成 23 年大法廷判決が求めた内容となっていない。

(2) 被告の主張

ア まとめ

原告の主張アは争う。

イ 主として「主権者の多数決」論について

同イは争う。

ウ 許容される較差の程度

同ウは争う。

エ 立証責任

同エは争う。

オ 合理的期間の点

(ア) 同オは争う。

(イ) まず、平成19年大法廷判決は、1人別枠方式について特段の留保を付すことなく合憲である旨の判断を示していた（前提事実(3)イ(ウ)）。そうすると、国会が、1人別枠方式について、もはや合理性を失ったものであるとの認識を持ち、当該立法措置に着手すべきことが要求されるのは、平成23年大法廷判決の判示によって1人別枠方式を存続させることの不合理性を認識した時点からである。

(ウ) 次に、当該立法措置を行うに当たっては、1人別枠方式を廃止しさえすればよいものではなく、あらかじめ都道府県に1ずつ配分されていた定数をいかに再配分するかなどの点について現行の選挙制度の全体的、抜本的な作り替えをするに匹敵する検討と作業を要するものであるから、国会における審議等には、かなりの時間を要する。

(エ) そして、これまでの最高裁判決において合理的期間内に投票価値の較差の是正がされなかつたと判断されたのは、公職選挙法の改正時から約8年という比較的長い期間を経ており、しかも、この間に投票価値の最大較差が著しく拡大していく事案に関するものである（最高裁昭和51年4月14日大法廷判決・民集30巻3号223頁（以下「昭和51年大法廷判決」という。），最高裁昭和60年7月17日大法廷判決・民集39巻5号1100頁（以下「昭和60年大法廷判決」という。））。

(オ) 国会等においては、本件選挙の施行までの間、投票価値の最大較差の是正に向けて選挙制度の改革が論議され、本件選挙施行前の平成24年11月16日には、1人別枠方式の廃止と小選挙区選挙の議員定数について「0増5減」を内容とする緊急是正法が成立し、1人別枠方式の廃止に係る部分については施行されたが、区画審が区割りの改定案を作成し、それを勧告するまでには一定の期間を要するため、本件選挙までに本件区割規定を改正するには至らなかつたものである（前提事実(4)）。

(か) したがって、平成23年大法廷判決により憲法の要求に反する状態にあると判示された本件区割規定は憲法上要求される合理的期間内に是正されなかつたということはできず、憲法の規定に違反するものではない。

5 争点(2)（事情判決）についての当事者の主張

(1) 原告の主張

本件選挙のような違憲選挙を無効とすることが公共の利益を著しく害するという事情はなく、むしろ、このような違憲状態が主権者全員を法的に拘束する事態の方が著しく公共の利益を害するものであるから、裁判所は、事情判決の途を選ばず、本件選挙を無効とする判決をすべきである。

(2) 被告の主張

原告の主張は争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)ア（違憲状態の点）について

(1) 投票価値の平等と選挙制度の仕組みを定める国会の裁量

ア 主権者としての国民は、その1人1人が平等の権利をもって国政に参加する権限を有するところ、代表民主制においては、国民はその代表者である国会の両議院の議員を通じてその有する主権を行使し、国政に参加するが、その代表者を選出するに当たっては、国民各自が平等の権利を有する。国政選挙における投票価値の平等は、憲法の定める法の下の平等の原則及び代表民主制の原理からして憲法の要請するところである（平成19年大法廷判決における「4裁判官の見解」参照）。

イ そして、代表民主制の下における選挙制度は、選挙された代表者を通じて、国民の利害や意見が公正かつ効果的に国政の運営に反映されることを目標とし、他方、国政における安定の要請をも考慮しながら、それぞれの国において、その国の事情に即して具体的に決定されるべきものであり、そこに論理的に要請される一定不変の形態が存在するわけではない。憲法は、上記の理由から、国会の両議院の議員の選挙について、およそ議員は全国民を代表するものでなければならないという

基本的な要請（憲法43条1項）の下で、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとし（同条2項、47条），両議院の議員の各選挙制度の仕組みについて国会に広範な裁量を認めている。したがって、国会が選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような基本的な要請や法の下の平等などの憲法上の要請に反するため、上記のような裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである（昭和51年大法廷判決、最高裁昭和58年11月7日大法廷判決・民集37巻9号1243頁（以下「昭和58年大法廷判決」という。）、昭和60年大法廷判決、最高裁平成5年1月20日大法廷判決・民集47巻1号67頁、最高裁平成11年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1441頁、最高裁平成11年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1704頁、平成19年大法廷判決、平成23年大法廷判決参照）。

ウ 選挙制度の仕組みを定めることについての国会の裁量権について注意を要する点は、①議員の定数を何人にするか、選挙制度を比例代表制にするのか、選挙区制にするのか、この両者を組み合わせるのか、組み合わせる場合の方法をどのようにするか、選挙区の大きさをどのようにするか等の問題と、②上記のようにして定められた選挙制度の仕組みの下において議員定数の配分をどのようにするか（小選挙区制を探る場合においては、その区割りをどのように定めるか）の問題とを区別して考える必要がある点である。

①の問題について、国会に広範な裁量権が認められる。これに対し、②の問題については、憲法の要請する投票価値の平等に十分な配慮をしなければならず、国会には、投票価値の平等を損なうような裁量権の行使は原則として認められないといふべきである。そして、投票価値の平等に最も忠実な定数配分は、人口に比例して定数を配分する人口比例原則であるから、定数の配分に当たり非人口的要素を考慮することが許容されるのは、それが投票価値の平等を損なうことを正当化するに足りる合理性を有する場合に限られるといわなければならない。本件の問題が、第二

院である参議院に比べて投票価値の平等が強く求められる第一院である衆議院の議員選挙に関するものであること、歴史的に見ても、衆議院議員の定数配分については、衆議院議員選挙法により普通選挙が実施された大正14年以来人口比例原則が採られ、昭和25年に制定された公職選挙法においてもこれを踏襲して、選挙区の区分及び定数配分が行われたこと、その後の選挙区の区分及び定数の改正は、人口の都市集中化等の人口の変動に伴う措置であって、人口の増加した選挙区を分割し、また、人口の減少した地域の定数を減じ、これを人口の増加した地域の定数の増加に充て、あるいは、全体の定数を増加させることにより、人口の増加した地域の定数に充てるというものであったこと、人口比例原則という公職選挙法制定当時の仕組み自体は維持されたが、定数の見直しが急激な人口変動に追いつかなかったため、大きな較差が生じることとなったこと（以上につき、平成19年大法廷判決における「4裁判官の見解」参照）を併せ考慮すると、小選挙区制を探る場合の区割りは、実務上可能である限り人口に比例してされなければならず、許容される較差の程度はさほど大きなものではないというべきである。そして、実際の区割りに当たり生じた較差を正当化するに足りる合理性が存するか否かは、その較差をもたらした規定の立法目的（例えば、市町村その他の行政区画を尊重しようとしたものか、人口が極めて少ない県が衆議院に代表を送ることができない事態を防ごうとしたものか。）及び手段（例えば、市町村その他の行政区画どおりに選挙区割りをしたのか、人口が極めて少ない県に対しても、最低1議席を配分したものか、それらの結果生じた較差はどの程度か。）といった点を考慮して判断されるべきである。

（2）違憲状態の点

ア まず、平成12年国勢調査の結果によれば、本件区割規定の下における選挙区間の人口の最大較差は、最小の高知県第1区と最大の兵庫県第6区との間で1対2.064であり、高知県第1区と比較して較差が2倍以上となっている選挙区は9選挙区であった（前提事実(3)イ(ア)）。また、平成21年選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、最小の高知県第3区と最大の千葉県第4区との間で

1対2、304であり、高知県第3区と比較して較差が2倍以上となっている選挙区は45選挙区であった（同(3)ウ(イ)）。このような状況に照らせば、平成21年選挙当日までに、本件区割規定及びそれが定める本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものである。

イ さらに、本件選挙においては、本件選挙当日における選挙区間の議員1人当たりの選挙人数の最大較差は更に拡大していたものである（同(5)イ）。このような状況に照らせば、本件選挙時における本件区割規定及びそれが定める本件選挙区割りも、当然、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものである。

2 争点(1)イ（合理的期間の点）について

(1) 人口数と議員定数の比率は絶えず変動するものであり、変動したからといって、選挙区割りと議員定数の配分を頻繁に変更することは相当ではなく、具体的な比率の偏差が選挙権の平等の要求に反する程度となった後、人口の変動の状態をも考慮して合理的期間内における是正が憲法上要求されていると考えられるのにそれが行われない場合に初めて憲法違反と断ぜられるべきものである（昭和51年大法廷判決、昭和58年大法廷判決、平成23年大法廷判決参照）。

(2) 本件では、平成14年改正によって本件区割規定が改定され、その後、平成19年大法廷判決によって合憲の判断がされたものの（前提事実(3)イ(ウ)）、平成23年大法廷判決は、選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差が1対2、304に達していた平成21年選挙について、1人別枠方式に係る部分を理由に、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態になっていたとし、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえないとしたものの、「衆議院は、その機能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており、選挙における投票価値の平等についてもより厳格な要請があるものといわなければならない。したがって、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに本件区割基準中の1人別枠方式を廃止し、区画審設置法3条1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正する

など、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があるところである。」と付言していたものである（同(3)ウ(ウ)）。ところが、平成23年大法廷判決及び平成22年国勢調査の結果（速報値）を踏まえた区画審の審議は進まず（同(4)ア），国会の対応も、各党協議会が設置され、緊急是正法案が提出され成立したとはいえ（同(4)イ(ア)～(ウ)），平成23年大法廷判決の1年8か月後に施行された本件選挙時までに、平成23年大法廷判決が明示的に違憲と指摘した点に従った本件区割規定の改定は行われず（同(4)イ），本件区割規定のまま本件選挙が実施されたものである（同(5)ア）。

したがって、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあった本件区割規定は、合理的期間内に是正されなかったものとして、違憲かつ違法であるといわざるを得ない。

(3) そして、本件選挙のうち小選挙区選挙は一体のものであるから、福井県第3区における選挙も、違憲かつ違法であるというべきである。

3 爭点(2)（事情判決）及び結論について

(1) 原告の請求は、本件選挙における福井県第3区の選挙の違法をいう点において理由があるが、これを無効とした場合の公の利益の著しい障害等を考慮して、行政事件訴訟法31条1項の趣旨に準じて、原告の請求を棄却し、主文で本件選挙における福井県第3区の選挙の違法を宣言することとする。

(2) よって、訴訟費用の負担について、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法64条ただし書を適用して、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判長裁判官

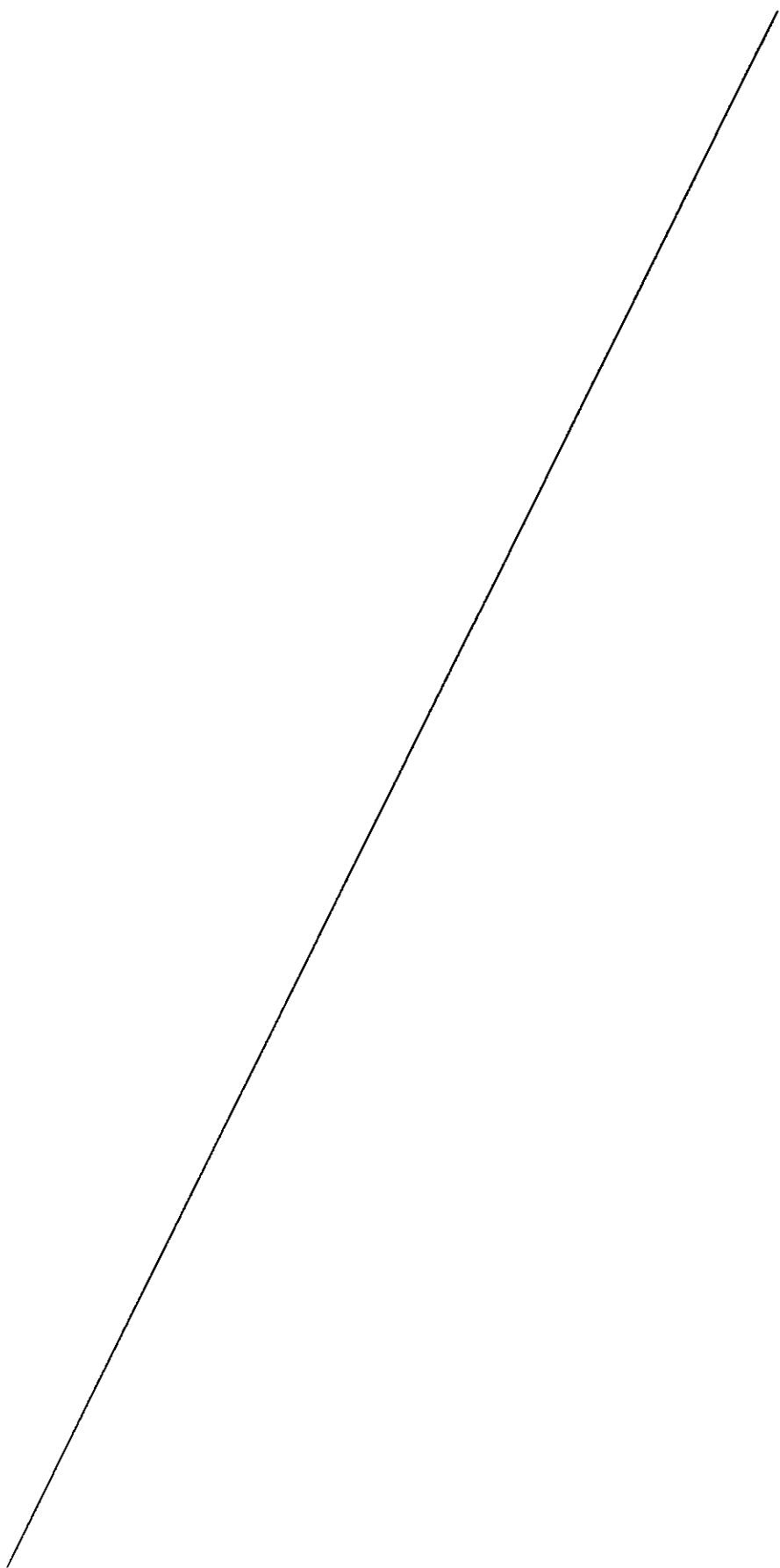
市 川 正 巳

裁判官

藤井聖悟

裁判官

小川紀代子



【判例ID】	28211176
【判示事項】	<p>選挙人である原告らが、衆議院議員選挙について、衆議院小選挙区選出の選挙の選挙区割りに関する公職選挙法の規定は憲法に反し無効であるから、これに基づいて施行された選挙も無効であるとしてその確認訴訟を提起した件につき、区割規定は憲法の投票価値の平等の要求に著しく反する状態に至っており、合理的期間内に是正されなかつたというべきであり違憲であるとして原告の請求が認容され、選挙の効果については無効判決の確定により選挙が将来に向かって失効するとされた事例。</p>
【裁判年月日等】	平成25年3月26日／広島高等裁判所岡山支部／第2部／判決／平成24年(行ケ)1号
【事件名】	選挙無効請求事件
【裁判結果】	認容
【上訴等】	上告
【裁判官】	片野悟好 檜皮高弘 濱谷由紀
【審級関連】	<上告審>平成25年11月20日／最高裁判所大法廷／判決／平成25年(行ツ)226号 判例ID: 28213745
【出典】	裁判所ウェブサイト掲載判例 D1-Law.com判例体系
【判例評釈】	斎藤一久・法学セミナー58巻8号142頁2013年8月 片桐直人・速報判例解説〔14〕(法学セミナー増刊) 19~22頁 2014年4月
【重要度】	1

■28211176
 広島高等裁判所岡山支部
 平成24年(行ケ)第1号
 平成25年03月26日
 岡山市中区(以下略)
 原告 X
 同訴訟代理人弁護士 升永英俊
 同 久保利英明
 同 賀川進太郎
 岡山市北区(以下略)
 被告 岡山県選挙管理委員会
 同代表者委員長 岡本研吾
 同指定代理人 設樂大輔
 同 松井弘吉
 同 西山義治
 同 村田剛
 同 原田正樹
 同 徳田浩一

同 北村幸治
同 梶坂和良

主文

1 平成24年12月16日に行われた衆議院議員選挙の小選挙区岡山県第2区における選挙を無効とする。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

1 本件は、平成24年12月16日現在の公職選挙法で定める衆議院議員小選挙区選挙の区割りに関する規定は、人口比例に基づいて選挙区割りされていないので、憲法（前文第1段落・第1文、56条2項、59条、67条、60条2項、61条、44条但し書、13条、15条、14条）に違反し無効であるとして、衆議院議員小選挙区岡山県第2区（以下「衆議院議員小選挙区」の記載を省略する。）の選挙人である原告が、被告に対し、同規定に基づいて同日施行された衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）の岡山県第2区における選挙を無効とすることを求める事案である。

2 前提事実（争いがない事実、証拠（甲1、5、7、18、21、乙10）及び弁論の全趣旨によって容易に認められる事実）

（1）原告は、本件選挙の岡山県第2区の選挙人である。

（2）本件選挙のうち小選挙区選出議員の選挙（以下「小選挙区選挙」という。）は、公職選挙法（公職選挙法の一部を改正する法律（平成14年法律第95号）による改正後のもの。以下同じ。）13条1項、別表第1の選挙区及び議員定数の定め（以下、これらを併せて「本件区割規定」といい、本件区割規定に基づく選挙区割りを「本件選挙区割り」という。）に従って施行された。

（3）本件選挙施行当時の衆議院議員の選挙制度は、衆議院議員の定数は480人、そのうち300人が小選挙区選出議員、180人が比例代表選出議員とされ（公職選挙法4条1項）、小選挙区選挙については、全国に300の選挙区を設け、各選挙区において1人の議員を選出し、比例代表選出議員の選挙（以下「比例代表選挙」という。）については、全国に11の選挙区を設け、各選挙区において所定数の議員を選出するものとされ（以上、同法13条1項、2項、別表第1、別表第2）、総選挙においては、小選挙区選挙及び比例代表選挙ごとに1人1票とされている（同法31条、36条）（以下「本件選挙制度」という。）。

なお、衆議院議員の選挙制度について、昭和25年に制定された公職選挙法は、中選挙区単記投票制を採用していたが、平成6年1月に公職選挙法の一部を改正する法律（平成6年法律第2号）が成立し、その後、平成6年法律第10号、同第104号によりその一部が改正され、これらにより、小選挙区比例代表並立制（本件選挙制度）に改められた。

（4）衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成6年2月4日成立、同年3月11日施行。ただし、平成24年11月26日法律第95号による改正前のもの。以下「区画審設置法」という。）によれば、内閣府に設置された衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区画審」という。）は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとされている（同法2条）。上記の改定案を作成するに当たっては、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。）のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上にならな

いようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないものとされ（同法3条1項）、各都道府県の区域内の小選挙区の数は、各都道府県にあらかじめ1を配当した上で（以下このことを「1人別枠方式」という。）、これに、小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とするとしている（同法2項）（以下、同法3条に定める基準を「本件区割基準」という。）。

選挙区の改定に関する上記の勧告は、統計法（平成19年法律第53号）5条2項本文の規定により10年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に行うものとされ（区画審設置法4条1項）、さらに、区画審は、各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは、上記の勧告ができるものとされている（同条2項）。

（5）区画審は、平成12年10月に実施された国勢調査の結果に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙区に関し、区画審設置法3条2項に従って各都道府県の議員の定数につきいわゆる5増5減を行った上で、同条1項に従って各都道府県内における選挙区割りを策定した改定案を作成して内閣総理大臣に勧告し、これを受けてその勧告どおり選挙区割りの改定（本件区割規定）を行うことなどを内容とする公職選挙法の一部を改正する法律（平成14年法律第95号）が成立した。

（6）平成21年8月30日施行の衆議院議員総選挙（以下「平成21年選挙」という。）についての選挙無効請求訴訟において、平成23年3月23日最高裁判所大法廷は、以下のとおり判決した。すなわち、〈1〉本件区割基準のうち1人別枠方式に係る部分は、遅くとも平成21年選挙時においては、その立法時の合理性が失われたにもかかわらず、投票価値の平等と相容れない作用を及ぼすものとして、それ自体、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものであり、本件選挙区割りについても、平成21年選挙時において上記の状態にあった1人別枠方式を含む本件区割基準に基づいて定められたものである以上、平成21年選挙時において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたが、いずれも憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえない旨判断し、〈2〉衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており、選挙における投票価値の平等についてもより厳格な要請があることから、必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに本件区割基準中の1人別枠方式を廃止し、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある旨指摘した（最高裁平成22年（行ツ）第129号・集民236号249頁及び同第207号・民集65巻2号755頁。以下「平成23年大法廷判決」という。）

（7）平成24年11月26日、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び区画審設置法の一部を改正する法律（平成24年法律第95号。以下「緊急是正法」という。）が公布された。緊急是正法により、衆議院議員の小選挙区選出議員の定数が300人から295人と5人削減（いわゆる0増5減）されるとともに、1人別枠方式の定める規定が削除された。

しかし、本件選挙は、本件選挙区割りの改定がなされないまま、平成21年選挙及びその前の平成17年9月11日施行の衆議院議員総選挙における区割規定と同様の、本件区割規定に基づいて施行された。

（8）本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、選挙人数が最も少ない高知県第3区と選挙人数が最も多い千葉県第4区との間で1対2.425であり、高知県第3区と原告の居住する岡山県第2区との間では1対1.412であった（岡山県第2区の選挙人数は300選挙区中231番目に多い選挙区であった。）。本件選挙当日における高知県第3区の有権者の選挙権の価値を1票とすると、原告の居住する岡山県第2区の有権者

の1票の価値は、0.708票であった（選挙人数の最も多い千葉県第4区の1票の価値は、0.4123票であった。）。また、高知県第3区と比べて較差が2倍以上の選挙区は72選挙区であった。

本件区割規定に基づき施行された平成21年選挙における選挙当日の選挙区間の選挙人數の最大較差は、高知県第3区と千葉県第4区との間で1対2.304であり、高知県第3区と比べて較差が2倍以上の選挙区は45選挙区であった。

3 当事者の主張

（1）原告

ア 憲法は、「主権は国民に存する」、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」と定めている。この「行動」とは、主権者たる国民が、正当に選挙された国会における代表者を通じて、国会での議事を多数決で可決・否決して国家権力

（立法権・行政権・司法権）を行使する行為を意味し、「国会における代表者を通じて」とは、主権者たる国民が、正当に選挙された「国会における代表者」を自らの「特別な代理人」として用いて、同「国会における代表者」を通じて国民に代わって、国民のために、国会議員の多数決という手続を踏んで、国会での議事の可決・否決を実際的に国民の多数意見で決めることにより、国家権力を実質的に国民の多数意見で行使すること（すなわち両議院の議事の賛否について、国会議員を介して投票し、国民の多数意見でその可決・否決を決すること）を意味する。そして、憲法56条2項は、「両議院の議事はこの憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し」と定めるが、その正当性の根拠は、国会議員の多数意見と国民の多数意見が等価であることに求められるところ、国会議員の多数意見と国民の多数意見を等価とするためには、国会議員が国民の人口比例選挙により選出されることが必須である。憲法は、投票価値の可能な限りでの平等の実現を要請している。

本件区割規定は、人口比例に基づいて選挙区割りがされていないので、〈1〉憲法前文、第1段落、第1文の「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」、「ここに主権が国民に存することを宣言し、」の定め、〈2〉憲法56条2項、〈3〉同59条、〈4〉同67条、〈5〉同60条2項、〈6〉同61条、〈7〉同44条但し書、〈8〉同13条、〈9〉同15条、〈10〉同14条の各条項に違反し、無効である。

イ 国会は、憲法上要求される合理的期間内に本件区割規定を是正しなかった。すなわち、平成23年大法廷判決から本件選挙の施行日である平成24年12月16日まで、既に1年8か月以上が経過しており、平成23年大法廷判決が違憲状態であると明言した本件区割規定の改正に1年8か月の期間では不十分であるということはあり得ない。

ウ 緊急是正法は、1人別枠方式の廃止と小選挙区選挙の議員定数について「0増5減」を内容とするものであるが、選挙区間最大較差2倍未満となるように改定案を作成することが基本とされており、合理的な必要が認められないにもかかわらず1票に1票を超える価値を与えることを意図するような制度であること、また、平成23年大法廷判決において地方配慮論について疑義有りとされたにもかかわらず、地方にも配慮し、都道府県単位で最小選挙区数を2とし、1人別枠方式による定数配分方式を基礎としていることから、国会に与えられた裁量権の行使として合理的な理由が存在しない。憲法は、直接的であれ、間接的であれ、都道府県を選挙区割りの単位としない人口比例の選挙区割りであることを要請している。

エ 本件について違憲無効判決がなされたとしても、岡山県第2区から選出された議員は将来にわたってその身分を失うのであるから、日本国が混乱に陥ることはない。よって、本件に事情判決の法理を適用すべきでない。

（2）被告

ア 憲法上要求される合理的期間について

平成23年大法廷判決は、1人別枠方式を含む本件区割基準が平成21年選挙の時点で憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたと判断したが、平成19年6月13日最高裁判所大法廷判決（最高裁平成18年（行ツ）第176号・民集61巻4号1617頁）が、1人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りについて特段の留保を付すことなく合憲である旨の判断を示したことから、国会が、1人別枠方式について合理性を失ったと認識し、その改廃等の立法措置に着手すべきことが要求されるのは、平成23年大法廷判決の言い渡された時点であるから、同時点から本件区割基準は正のための合理的期間が起算される。

そして、1人別枠方式を廃止して、あらかじめ各都道府県に1ずつ配分された定数を再配分するほか、選挙区割り自体の見直しを含む本件区割規定の抜本的な改正にはかなりの時間を要し、平成23年大法廷判決から本件選挙当日までは約1年9か月にすぎず、この期間は、1人別枠方式を廃止して各都道府県にあらかじめ配分された定数を再配分するなど、本件選挙区割り全体の見直しを行うという困難な立法措置を講ずるには、期間的に不十分というべきである。

イ 国会においては、平成23年大法廷判決後、投票価値の最大較差は正に向けて選挙制度の改革が論議され、本件選挙施行前の平成24年11月16日には、1人別枠方式の廃止と小選挙区選挙の議員定数について「0増5減」を内容とする緊急是正法が成立し、1人別枠方式の廃止に係る部分については施行されたが、区画審が区割りの改定案を作成し、それを勧告するまでには一定の期間を要するため、本件選挙までに本件区割規定を改定するには至らなかった。

ウ 以上のように、国会は、平成23年大法廷判決以降、較差は正に対する議論及び措置を講じており、憲法の要求に反する状態にあるとされた本件区割規定が、本件選挙までの間に改定されるには至っていないが、それでもなお憲法上要求される合理的期間内に是正されなかつたと評価することはできない。

第3 当裁判所の判断

1 憲法は、「主権が国民に存する」、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」とし、国民主権及びこれに基づく代表民主制の原理を定めている。国民主権の下において、主権者としての国民は、1人1人が平等の権利をもって国政に参加する権限を有するところ、国民主権に基づく代表民主制においては、国民は、その代表者である国会の両議院の議員を通じてその有する主権を行使し、国政に参加する。したがって、その代表者の選出に当たっては、国民1人1人が平等の権利を有するというべきである。また、国民1人1人が平等の権利でもって代表者を選出するからこそ、国民の多数意見と国会の多数意見が一致し、国民主権を実質的に保障することが可能となる。このように、国政選挙における投票価値の平等は、国民主権・代表民主制の原理及び法の下の平等の原則から、憲法の要求するところである。

2 国民の代表者である両議院の議員の選挙については、憲法は、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとし（43条2項、47条）、両議院の議員の各選挙制度をどのような仕組みにするかについて国会に裁量を認めている。上記1のような国民主権・代表民主制の原理の趣旨にかんがみれば、投票価値の平等は、最も重要な基準とされるべきであり、国会は、選挙に関する事項を法律で定めるに当たり、選挙区制を採用する際は、投票価値の平等（すなわち、選挙区（国民の居住する地）によって投票価値に差を設けないような人口比例に基づく選挙区制）を実現するように十分に配慮しなければならない。したがって、投票価値の平等に反する選挙に関する定めは、合理的な理由がない限り、憲法に違反し無効というべきである。

3 前提事実をもとに、上記のような見地から、本件区割規定の合憲性について検討・判断する。

(1) 本件区割規定に基づいて平成21年8月30日に施行された平成21年選挙に係る選挙無効請求訴訟において、平成23年大法廷判決は、本件区割基準のうち1人別枠方式に係る部分は、遅くとも平成21年選挙時においては、その立法時の合理性が失われたにもかかわらず、投票価値の平等と相容れない作用を及ぼすものとして、それ自体、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものであり、本件選挙区割りについても、平成21年選挙時において上記の状態にあった1人別枠方式を含む本件区割基準に基づいて定められたものである以上、平成21年選挙時において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた旨判断した。

そして、本件選挙当日の選挙区間の選挙人数の最大較差は、選挙人数が最も少ない高知県第3区と選挙人数が最も多い千葉県第4区との間で1対2.425であり、平成21年選挙時の最大較差1対2.304よりも較差が拡大している。また、高知県第3区と比べて較差が2倍以上の選挙区は、本件選挙当日において、300選挙区のうち72選挙区もあり、平成21年選挙時の45選挙区と比べて、較差が2倍以上の選挙区の数も増加している。

以上によれば、本件区割基準及びこれに基づく本件区割規定は、本件選挙時、憲法の投票価値の平等の要求に著しく反する状態に至っていたことは明らかである。

(2) もっとも、憲法は、上記のとおり、選挙に関する事項の定めを国会の裁量に委ねていることから、本件区割規定が違憲状態に至っても、このことが、直ちに憲法に違反するということはできず、違憲状態になった後、国会が合理的期間内にこれを是正しないときに初めて、憲法に違反するということができる。

国会は、遅くとも、本件区割基準が投票価値の平等に反する状態に至っている旨判断した平成23年大法廷判決が言い渡されたときには、本件区割規定が違憲状態にあると認識することができたと認められるところ、平成23年大法廷判決から本件選挙までは、1年9か月弱（634日）の期間が存在した（顕著な事実）。

被告は、抜本的な選挙制度改革のためには時間を要し、平成23年大法廷判決から1年9か月弱の期間は立法措置を講ずるには不十分でこの期間内に本件選挙制度を是正することは困難であり、国会は1人別枠方式の廃止と議員定数について「0増5減」を内容とする緊急是正法を成立させるなど本件選挙制度是正のために努力したから、憲法上要求される合理的期間内に是正されなかつたと評価することはできない旨主張する。

しかし、国會議員は憲法擁護義務を負っており（憲法99条）、平成23年大法廷判決により、本件区割規定が違憲状態であると判断されたのであるから、国会は、直ちに是正措置を講ずるべきといえる。しかも、衆議院議員の任期は4年で、任期満了前に解散される可能性もあること（憲法45条）、平成23年大法廷判決は、できるだけ速やかに立法的措置を講ずる必要がある旨指摘したこと等も併せかんがみれば、衆議院議員の任期の約2分の1に相当する期間である1年9か月弱は、本件区割規定なしし本件選挙制度を改定するための合理的な期間として、不十分であったと認めるることは到底できない。国会は、本件選挙の約1か月前にいわば駆け込み的に緊急是正法を成立させたのみで（なお、緊急是正法は、都道府県単位で最小選挙区数を2としており、平成23年大法廷判決が違憲であると判断した1人別枠方式による定数配分を基礎としたものにすぎず、投票価値の較差是正のための立法措置を行ったとは到底いいがたい。）、本件選挙施行までに改定された選挙区割りを作成し、これに基づいて本件選挙を施行しなかつたことは、国会の怠慢であり、平成23年大法廷判決など司法の判断に対する甚だしい軽視というほかない。

したがって、国会は、合理的期間内に本件区割規定を是正しなかつたというべきであるから、本件区割規定は、憲法の投票価値の平等の要求（憲法が定める国民主権・代表民主制の原理、憲法14条、44条但し書など）に違反し、違憲といわざるをえない。

(3) なお、本件区割規定は、議員総数と関連させながら、複雑、微妙な考慮の下で決定され、一定の議員総数の各選挙区への配分として相互に有機的に関連するものであり、

その意味で不可分一体をなすと考えられるから、全体として違憲の瑕疵を帯びるものと解される（最高裁昭和49年（行ツ）第75号昭和51年4月14日大法廷判決・民集30巻3号223頁参照）。したがって、高知県第3区と原告が居住する岡山県第2区との間の較差は1対1.412で、2倍未満であるが、岡山県第2区における選挙も憲法に違反する本件区割規定に基づいて施行されたのであるから、違憲というべきである。

4 本件選挙の効力について

公職選挙法に定める本件区割規定は、上記のとおり憲法に違反し、無効というべきであるから（憲法98条1項）、憲法に違反する本件区割規定に基づいて施行された本件選挙のうち岡山県第2区における選挙も無効とするべきである。

選挙を無効とする旨の判決の効果については、憲法に違反する法律は原則として当初から無効であり（憲法98条1項）、これに基づいてなされた行為の効力も否定されるべきであるから、無効判決の対象となった選挙により選出された議員がすべて当初から議員としての資格を有しないと解する余地がある。しかし、このように解すると、既にこれらの議員によって組織された衆議院の議決を経た上で成立した法律等の効力にも問題が生じ、今後における衆議院の活動も不可能となり、本件区割規定等を憲法に適合するように改定することさえできなくなるという憲法が所期しない著しく不都合な結果を招くことになるから、このような解釈は採用し得ない。本件選挙訴訟は、将来に向かって形成的に無効とする訴訟である公職選挙法204条に基づくものであることにかんがみれば、無効判決確定により、当該特定の選挙が将来に向かって失効するものと解るべきである。

なお、本件選挙において、無効判決が確定した一部の選挙区における選挙のみ無効とされ、他の選挙区における選挙はそのまま有効とされる結果、本件区割規定等の改定を含むその後の衆議院の活動が、選挙を無効とされた選挙区から選出された議員が選出されないままの状態で行われることになるところ、言うまでもなく、このような状態は、憲法上望ましい姿ではない。しかし、投票価値の平等は、上記のとおり、国民主権・代表民主制のもとにおいて、最も重要な基準とされるべきであること、無効判決がなされても、上記のように、無効判決が確定した選挙区における選挙の効力についてのみ、判決確定後将来にわたって失効するものと解されることなどにかんがみれば、長期にわたって投票価値の平等に反する状態を容認することの弊害に比べ、無効と判断することによる政治的混乱が大きいと直ちにいうことはできない。したがって、国会が平成23年大法廷判決後に緊急是正法を成立させたことや、現在国会において較差是正のための立法措置について検討されていることを十分に考慮しても、本件選挙を違憲としながら、選挙の効力については有効と扱うべきとのいわゆる事情判決の法理を適用することは相当ではない。

5 結論

以上検討したところによれば、本件区割規定は憲法に違反し無効であり、本件区割規定に基づいて施行された本件選挙のうち岡山県第2区における選挙も無効であるといわざるを得ないから、原告の請求は理由がある。

よって、主文のとおり判決する。

第2部

（裁判長裁判官 片野悟好 裁判官 檜皮高弘 裁判官 濱谷由紀）

【判例ID】	28214248
【判示事項】	<p>【事案概要】</p> <p>平成25年施行の参議院議員通常選挙について、岡山県選挙区の選挙人である原告が、平成24年改正後の公職選挙法14条1項、別表第3の選挙区選出の参議院議員の議員定数配分規定は、人口比例に基づかず、憲法14条等に違反し無効であるとして、同規定に基づき施行された同選挙の岡山県選挙区における選挙の無効を求めた件につき、議員1人当たりの選挙人数の最大格差が1対4.77であった定数配分規定は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態であり、国会が投票価値の不平等状態を是正する措置を講じなかったことは、国会の裁量権の限度を超えており、定数配分規定は憲法に違反するとしたうえで、事情判決の法理を適用せず、選挙も無効とした事例。</p> <p>【裁判所ウェブサイト判示事項の要旨】</p> <p>平成25年7月21日に施行された参議院議員通常選挙の岡山県選挙区の選挙無効訴訟において、同選挙が行われた当時、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差が1対4.77に至っていたことについては、違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態に至っていると認められ、平成19年参議院議員通常選挙について違憲状態であり、速やかに適切な検討が必要である指摘した平成21年9月30日最高裁大法廷判決から本件選挙まで約3年9か月の期間が存在するなどの事情を考慮すれば、同選挙までの間に上記定数配分規定を改正しなかったことは、国会の裁量権の限界を超えるものといわざるを得ず、上記定数配分規定は憲法14条に違反するに至っており、憲法に違反する上記定数配分規定に基づいて施行された岡山県選挙区における選挙は無効とすべきである（いわゆる事情判決の法理は相当でない。）と判断された事例</p>
【裁判年月日等】	平成25年11月28日／広島高等裁判所岡山支部／第2部／判決／平成25年(行ケ)1号
【事件名】	選挙無効請求事件
【裁判結果】	認容
【上訴等】	上告
【裁判官】	片野悟好 濱谷由紀 山本万起子
【審級関連】	<上告審>平成26年11月26日／最高裁判所大法廷／判決／平成26年(行ツ)78号...等 判例ID: 28224692
【出典】	訟務月報61巻7号1495頁 裁判所ウェブサイト掲載判例 D1-Law.com判例体系
【判例評釈】	三宅裕一郎・法学セミナー59巻3号106頁2014年3月 山田哲史・速報判例解説〔15〕（法学セミナー増刊）11～14頁 2014年10月
【重要度】	1

平成25年(行ケ)第1号

平成25年11月28日

岡山市中区(以下略)

原告 X

同訴訟代理人弁護士 升永英俊

同 久保利英明

同 伊藤真

同 賀川進太郎

同訴訟復代理人弁護士 中原文子

同 八木和明

同 加藤高明

岡山市北区(以下略)

被告 岡山県選挙管理委員会

同代表者委員長 A

同指定代理人 田中健司

同 黒田香

同 小野村悟

同 大賀美恵

同 村田剛

同 金田光司

同 渡辺知美

同 梶坂和良

同 芦田知幸

主文

1 平成25年7月21日に行われた参議院(選挙区選出)議員選挙の岡山県選挙区における選挙を無効とする。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

1 本件は、平成25年7月21日施行の参議院議員通常選挙(以下「本件選挙」という。)について、岡山県選挙区の選挙人である原告が、被告に対し、平成24年法律第94号による改正(以下「本件改正」という。)後の公職選挙法14条1項、別表第3の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定(以下「本件定数配分規定」といい、数次の改正の前後を通じ、平成6年法律第2号による改正前の別表第2を含め、「参議院議員定数配分規定」という。)は、人口比例に基づかず、憲法14条等に違反し無効であるから、同規定に基づき施行された本件選挙の岡山県選挙区における選挙を無効とすることを求めた事案である。

なお、書証については、特に断らない限り、枝番号を含む。

2 前提事実(証拠により認定した事実は、各項末尾に認定に供した証拠を掲記する。)

(1) 原告は、本件選挙の岡山県選挙区の選挙人である。

(2) 本件選挙は、本件定数配分規定に従って施行された。

(3) 本件選挙当時の参議院議員の選挙制度は、参議院議員の定数を242人とし、そのうち96人を比例代表選出議員、146人を選挙区選出議員としており(公職選挙法4

条2項)、選挙区選挙については、全国に都道府県を単位とする47の選挙区を設け、各選挙区において2人ないし10人の偶数の議員数を配分し、比例代表選出議員の選挙(以下「比例代表選挙」という。)については、全都道府県の区域を通じて所定の人数の議員を選出するものとし(以上、同法12条、14条、別表第3)、選挙区選挙及び比例代表選挙ごとに1人1票としている(同法36条)。

(4) 本件選挙当時の選挙区ごとの有権者数、議員定数、議員1人当たりの有権者数及び較差については別紙(乙1)のとおりであり、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は、選挙人数が最も少ない鳥取県選挙区を1とした場合、最大の北海道選挙区は4.77(以下、較差に関する数値は全て概数である。)であり、原告の属する岡山県選挙区は3.27であった(乙1)。

(5) 参議院議員の選挙制度の変遷等については、次のとおりである(甲1、2、21ないし23、36、42、乙2、3、5、7、9ないし18)。

ア 昭和22年に制定された参議院議員選挙法は、参議院議員の選挙について、参議院議員250人を全国選出議員100人と地方選出議員150人に区分し、全国選出議員については、全都道府県の区域を通じて選出されるものとする一方、地方選出議員については、その選挙区及び各選挙区における議員定数を別表で定め、都道府県を単位とする選挙区において選出されるものとした。そして、各選挙区ごとの議員定数については、定数を偶数としてその最小限を2人とする方針の下に、昭和21年当時の人口に基づき、各選挙区の人口に比例する形で、2人ないし8人の偶数の議員定数を配分した。昭和25年に制定された公職選挙法の参議院議員定数配分規定は、以上のような選挙制度の仕組みに基づく参議院議員選挙法の議員定数配分規定をそのまま引き継いだものであり、その後、沖縄返還に伴って沖縄県選挙区の議員定数2人が付加されたほかは、平成6年法律第47号による公職選挙法の改正(以下「平成6年改正」という。)まで、上記議員定数配分規定に変更はなかった。なお、昭和57年法律第81号による公職選挙法の改正により、従来の個人本位の選挙制度から政党本位の選挙制度に改める趣旨で、参議院議員選挙についていわゆる拘束名簿式比例代表制が導入され、各政党等の得票に比例して選出される比例代表選出議員100人と都道府県を単位とする選挙区ごとに選出される選挙区選出議員152人とに区分されることになったが、比例代表選出議員は、全都道府県を通じて選出されるものであって、各選挙人の投票価値に差異がない点においては、従来の全国選出議員と同様であり、選挙区選出議員は従来の地方選出議員の名称が変更されたものにすぎない。

イ 選挙区間における議員1人当たりの人口の最大較差は、参議院議員選挙法制定当時は1対2.62であったが、その後、次第に拡大した。昭和52年7月に施行された参議院議員通常選挙における選挙区間の投票価値の較差は最大1対5.26に拡大し、最高裁昭和54年(行ツ)第65号同58年4月27日大法廷判決・民集37巻3号345頁は、いまだ違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態が生じていたとするには足りない旨判示したが、平成4年7月に施行された参議院議員通常選挙における選挙区間の投票価値の較差が最大1対6.59に拡大するに及んで、最高裁平成6年(行ツ)第59号同8年9月11日大法廷判決・民集50巻8号2283頁は、結論において同選挙当時における上記議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえないとしたものの、違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態が生じていたものといわざるを得ない旨判示した。

平成6年改正は、上記のように1対6.59にまで拡大していた選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差を是正する目的で行われ、前記のような参議院議員の選挙制度の仕組みに変更を加えることなく、直近の平成2年10月実施の国勢調査結果に基づき、できる限り増減の対象となる選挙区を少なくし、かつ、有権者数の少ない選挙区により多い議員定数が配分されるという、いわゆる逆転現象を解消することとして、参議院議員の

総定数（252人）及び選挙区選出議員の定数（152人）を増減しないまま、7選挙区で定数を8増8減したものであり、上記改正の結果、上記国勢調査結果による人口に基づく選挙区間における議員1人当たりの人口の最大較差は、1対6.48から1対4.81に縮小し、いわゆる逆転現象は消滅することとなった。

その後、平成6年改正後の参議院議員定数配分規定の下において平成7年7月及び同10年7月に施行された参議院議員通常選挙当時の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は1対4.97及び1対4.98であったところ、こうした国会における較差の縮小に向けた措置を踏まえ、最高裁平成9年（行ツ）第104号同10年9月2日大法廷判決・民集52巻6号1373頁及び最高裁平成11年（行ツ）第241号同12年9月6日大法廷判決・民集54巻7号1997頁は、上記の較差が示す選挙区間における投票価値の不平等は、投票価値の平等の有すべき重要性に照らして到底看過することができないと認められる程度に達しているとはいはず、上記改正をもって立法裁量権の限界を超えるものとはいえないとして、当該各選挙当時における上記議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえない旨判示した。

ウ 平成12年法律第118号による公職選挙法の改正（以下「平成12年改正」という。）により、比例代表選出議員の選挙制度がいわゆる非拘束名簿式比例代表制に改められるとともに、参議院議員の総定数が10人削減されて242人とされた。定数削減に当たつては、選挙区選出議員の定数を6人削減して146人とし、比例代表選出議員の定数を4人削減して96人とした上、選挙区選出議員の定数削減については、直近の平成7年10月実施の国勢調査結果に基づき、平成6年改正の後に生じたいわゆる逆転現象を解消するとともに、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数又は人口の較差の拡大を防止するために、定数4人の選挙区の中で人口の少ない3選挙区の定数を2人ずつ削減した。平成12年改正の結果、いわゆる逆転現象は消滅したが、上記国勢調査結果による人口に基づく選挙区間における議員1人当たりの人口の最大較差は1対4.79であって、上記改正前と変わらなかつた。

エ 平成12年改正後の参議院議員定数配分規定の下で平成13年7月に施行された参議院議員通常選挙当時において、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は1対5.06であったところ、最高裁平成15年（行ツ）第24号同16年1月14日大法廷判決・民集58巻1号56頁（以下「平成16年大法廷判決」という。）は、その結論において、同選挙当時、上記議員定数配分規定は憲法に違反するに至っていたものとすることはできない旨判示したが、同判決には、裁判官6名による反対意見のほか、漫然と同様の状況が維持されるならば違憲判断がされる余地がある旨を指摘する裁判官4名による補足意見が付された。

また、上記議員定数配分規定の下で平成16年7月に施行された参議院議員通常選挙当時において、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は1対5.13であったところ、最高裁平成17年（行ツ）第247号同18年10月4日大法廷判決・民集60巻8号2696頁（以下「平成18年大法廷判決」という。）も、その結論において、同選挙当時、上記議員定数配分規定は憲法に違反するに至っていたものとすることはできない旨判示したが、同判決においては、投票価値の平等の重要性を考慮すると、投票価値の不平等の是正については国会における不断の努力が望まれる旨の指摘がされた。

平成16年大法廷判決を受けて、参議院議長が主宰する各会派代表者懇談会は、「参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議会」を設けて協議を行ったが、平成16年7月に施行される参議院議員通常選挙までの間に較差を是正することは困難であったため、同年6月1日、同選挙後に協議を再開する旨の申合せをした。これを受け、同選挙後の同年12月1日、参議院議長の諮問機関である参議院改革協議会の下に選挙制度に係る専門委員会が設けられ、同委員会において各種のは是正案が検討されたが、当面のは是正策としては、較差5倍

を超えていた選挙区及び近い将来5倍を超えるおそれのある選挙区について較差の是正を図るいわゆる4増4減案が有力な意見であるとされ、同案に基づく公職選挙法の一部を改正する法律（平成18年法律第52号）が平成18年6月1日に成立した。同改正（以下「平成18年改正」という。）の結果、平成17年10月実施の国勢調査結果による人口に基づく選挙区間における議員1人当たりの人口の最大較差は、1対4.84に縮小した。

なお、上記の専門委員会が平成17年10月に参議院改革協議会に提出した報告書に示された意見によれば、現行の選挙制度の仕組みを維持する限り、各選挙区の定数を振り替える措置により較差の是正を図ったとしても、較差を1対4以内に抑えることは相当の困難があるとされている。また、同報告書においては、平成19年選挙に向けての較差の是正の後も、参議院の在り方にふさわしい選挙制度の議論を進めていく過程で、較差の継続的な検証等を行う場を設け、調査を進めていく必要があるとされた。

そして、平成18年改正後の参議院議員定数配分規定の下で平成19年7月に施行された参議院議員通常選挙（以下「平成19年選挙」という。）当時の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は、1対4.86であったところ、最高裁平成20年（行ツ）第209号同21年9月30日大法廷判決・民集63巻7号1520頁（以下「平成21年大法廷判決」という。）は、その結論において、同選挙當時、上記議員定数配分規定は憲法に違反するに至っていたものとすることはできない旨判断したが、同判決は、上記のような較差は投票価値の平等という観点からはなお大きな不平等が存する状態であって、選挙区間における投票価値の較差の縮小を図ることが求められる状況にあり、上記の専門委員会の報告書に表れた意見にもあるとおり、現行の選挙制度の仕組みを維持する限り、各選挙区の定数を振り替える措置によるだけでは、最大較差の大幅な縮小を図ることは困難であり、これを行うためには現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となる旨指摘し、国会において、速やかに、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえて、適切な検討が行われるよう要請した。

オ 平成18年改正後の平成20年6月に改めて参議院改革協議会の下に専門委員会が設置され、同委員会において同年12月から平成22年5月までの約1年半の間に6回にわたる協議が行われたが、平成22年7月に施行される参議院議員通常選挙（以下「平成22年選挙」という。）に向けた較差の是正は見送られる一方、平成25年に施行される参議院議員通常選挙（本件選挙）に向けて選挙制度の見直しを行うこととされた。なお、参議院改革協議会座長が平成22年5月21日付けで参議院議長に提出した報告書（甲22）によれば、平成22年5月14日に行われた上記第6回専門委員会において、「今後の大まかな工程表（案）」が了承され、平成22年選挙後、平成25年の通常選挙（本件選挙）に向けて、選挙制度の抜本的見直しの検討を直ちに開始し、平成23年中に公職選挙法の改正案を提出することになっている。

平成22年7月11日に上記の定数配分規定の下での2回目の参議院議員通常選挙として施行された選挙（平成22年選挙）当時の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は、1対5.00に拡大していたところ、最高裁平成23年（行ツ）第51号同24年10月17日大法廷判決・民集66巻10号3357頁（以下「平成24年大法廷判決」という。）は、その結論において、平成22年選挙當時、選挙区間における投票価値の不均衡は、投票価値の平等の重要性に照らしてもはや看過できない程度に達しており、違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態に至っていたが、平成22年選挙までの間に参議院議員定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、上記定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということはできないと判断した。また、平成24年大法廷判決において、参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い、都道府県を参議院議員の選挙区の単位とすべき憲法上の要請はなく、都道府県を選挙区の単位として固定する結果、その間の

人口較差に起因して投票価値の大きな不平等状態が長期にわたって継続している状況の下では、上記の仕組み自体を見直すことが必要になるとして、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ、できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる前記の不平等状態を解消する必要がある旨の指摘がされた。

カ 平成22年選挙以降、参議院に選挙制度の改革に関する検討会が発足し、同年12月22日には、参議院議長から、「参議院選挙制度の見直しについて（たたき台）」の提案があり、平成23年4月15日には、参議院議長から、上記たたき台の改訂案（甲36）が提案された。この改訂案は、現行の比例代表選出議員選挙及び都道府県単位の選挙区選出議員の選挙を廃し、全国9つのブロック単位の選挙区に人口比例により定数242人を配分するという内容であり、これによると、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は1対1.066になる。また、各政党からも、有権者数の少ない選挙区の合区など様々な改正案（甲23）が発表されるなどし、上記検討会及びその下に設置された選挙制度協議会において、平成25年7月に施行される本件選挙に向けて選挙制度の見直しを行うため、協議が重ねられたが、全会派の合意に基づく成案を得るには至らなかった。

そこで、本件選挙に向けて、選挙区間の議員1人当たりの人口較差を是正するため、選挙区選出議員について4選挙区で定数を4増4減することを内容とする公職選挙法の一部を改正する法律案が平成24年8月に国会に提出され、同法律案は、平成24年大法廷判決の言渡し後に可決されて成立し、同年11月26日に公布、施行された。本件改正の結果、平成22年実施の国勢調査の結果に基づく最大較差は1対4.75となり、いわゆる逆転現象もなくなった。

本件改正の附則には、平成28年に行われる参議院議員の通常選挙（以下「平成28年選挙」という。）に向けて、参議院の在り方、選挙区間における議員1人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとする旨の規定が置かれている。

もっとも、本件改正は、1票の価値の高い都道府県の定数を減らしたというのではなく、平成18年改正の際に減員区となった群馬県と栃木県の人口が200万人台であったところ、平成22年実施の国勢調査によれば、福島県と岐阜県の人口が200万人台で平成18年改正の際の減員区とほぼ同じという理由で、福島県と岐阜県の定数をそれぞれ2減したものであって、本件改正の結果、福島県と岐阜県の最大較差が1.7倍程度で特段較差が大きくなかったのが、両県の定数を減員した結果、両県の較差が3.4倍程度に拡大することになった。

キ 平成24年大法廷判決後も、選挙制度協議会における協議が継続され、平成25年3月5日に開催された選挙制度協議会（第13回）において、同協議会の座長から、各会派の意見やそれまでの協議の内容等を踏まえて論点を整理した「選挙制度協議会において検討すべき論点・座長メモ」（乙10。以下「座長メモ」という。）が示され、同年6月19日に開催された選挙制度の改革に関する検討会（第7回）において、座長から、座長メモの内容や選挙制度協議会において行われてきた協議の状況等が報告された上、平成28年参議院議員通常選挙に向けての選挙制度改革の今後の予定を記載した「今後の大まかな工程表（草案）」（乙11の2）が示された。

ク 本件選挙後、平成25年9月12日、参議院各会派代表者による懇談会が開催され、「選挙制度の改革に関する検討会」を設置することが合意され、同日、上記検討会の第1回会合で、実務的な協議を行うため、検討会の下に選挙制度協議会を設置することとされ、同月19日、上記検討会の第2回会合において、選挙制度協議会の設置に関する要綱

（乙12の3）が定められ、選挙制度協議会の座長が指名され、参議院議長から「今後の大まかな工程表（案）」（乙18の2）が示された。同月27日に第1回の選挙制度協議会が開催され、今後、週1回の頻度で会合を開き、有識者からの意見聴取などを実施することが

予定されている。同年10月4日に開催された第2回の選挙制度協議会では、参議院事務局から参議院選挙制度改革のこれまでの経緯について説明を受け、協議がなされた。しかし、いまだ、参議院議員の選挙制度の抜本的な見直しに向けて具体的・本質的な協議が行われているとはいはず、平成25年から平成26年にかけての選挙制度協議会における協議や各会派における検討を経た上で、平成26年中に見直し案を取りまとめ、平成27年中に見直し法案を提出し、平成28年選挙に向け抜本的な見直しをするという予定を確認するにとどまっている。

3 原告の主張

(1) 憲法は、「主権は国民に存する」、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」と定めている。この「行動」とは、主権者たる国民が、正当に選挙された国会における代表者を通じて、国会での議事を多数決で決定して国家権力（立法権・行政権・司法権）を行使する行為を意味する。すなわち、国民主権とは、主権者たる国民の多数意見によって国家権力を行使することを意味するから、国会議員の多数意見は、国民の多数意見と等価でなければならない。そして、国会議員の多数意見が国民の多数意見と等価にするために、人口比例選挙、すなわち、各選挙区に人口比例によって定数を配分することが必要になる。

したがって、憲法は、人口比例選挙を要請している。

(2) 本件定数配分規定に基づいて実施された本件選挙において、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は、1対4.77であるから、明らかに人口比例選挙から乖離した状態である。

このように参議院議員定数配分規定が、人口比例選挙から乖離がある場合、そのような乖離を生ぜしめた立法裁量権の行使に合理性があることの立証責任は、被告にある。

ところで、最高裁は、参議院議員定数配分規定が、人口比例選挙から乖離した違憲状態であったとしても、国会がそれを是正する措置を講じるための合理的期間が経過しない限り、違憲にはならないとの論理を採用している。

しかしながら、現在の国会は、平成21年8月30日に施行された衆議院議員総選挙の無効が争われた最高裁平成22年（行ツ）第129号同23年3月23日大法廷判決（集民236巻249頁）及び平成22年選挙の無効が争われた平成24年大法廷判決によって「違憲状態」と判断された選挙によって選出された立法等を行う資格のない者で構成されているから、立法裁量権を行使できる余地はない。

したがって、国会に裁量権があることを前提とする、違憲状態の参議院議員定数配分規定を是正するために合理的な期間が経過することが必要であるという論理を採用することはできない。

仮に合理的な期間が経過することが必要であるとの論理を採用できたとしても、その合理的な期間の起算日は、参議院議員の選挙制度の構造的問題及びその仕組み自体の見直しの必要性を指摘した平成21年大法廷判決の言渡日である平成21年9月30日である。平成22年5月には、参議院の選挙制度改革のために設置された専門委員会は、参議院議長に対して、平成25年に行われる選挙（本件選挙）に向けて、平成23年度中に選挙制度の見直しをする法案を提出することを合意した旨の報告書を提出している。にもかかわらず、国会は、本件選挙までに選挙制度の抜本的な見直しを怠ったのであるから、違憲状態を是正するための合理的な期間は徒過している。

以上によれば、本件定数配分規定は違憲であり、それに基づいて施行された本件選挙も、違憲である。

(3) 裁判官は、憲法99条により、選挙が憲法に違反すると判断した場合は、憲法98条1項の明文に従って、当該選挙を無効と判決する義務があるから、事情判決の法理を用いること自体が違憲である。

また、本件選挙については、47選挙区全ての選挙について違憲無効訴訟が提起されており、仮に47選挙区の全ての選挙について違憲無効判決がなされたとしても、参議院は、96人の比例代表選出議員と平成22年選挙によって選出された73人の選挙区選出議員の合計169人で構成され、参議院の総議員数を242人としても、定足数である3分の1を超えるので、参議院としての活動に支障はなく、国会が混乱に陥ることはない。

したがって、本件に事情判決の法理を適用すべきでない。

4 被告の主張

(1) 平成24年大法廷判決は、都道府県を選挙区の単位として各選挙区の定数を定める仕組みを維持することが、投票価値の不平等という違憲の問題を生じさせることを初めて明記したという点で、これまでの大法廷判決とは大きく異なる判断を示したといえる。

しかし、都道府県を単位として各選挙区の定数を定める現行の選挙制度の仕組みは、制度創設以来60年余り不変であって、国民の間に深く浸透し、近年まで合理的なものとして定着してきたのであるから、このような制度の見直しには、国民的な議論を踏まえた複雑かつ高度に政策的な考慮と判断を要する。現に、国政に地方の声を反映する機能が損なわれることに反対する意見や、民意の反映という観点から人口比例のみに偏った選挙制度に疑問を呈する意見など様々な意見がある。平成24年大法廷判決も、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、全体の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものと判示している。

本件選挙は、平成24年大法廷判決の言渡しから9か月余り後に施行されたものであり、上記のような国民各自、各層に激しい利害・意見の対立がある中、専門的・多角的検討を踏まえてこれらを調整し、平成24年大法廷判決を踏まえた上記のような抜本的改革を内容とする立法的措置を講じる期間として余りに短いといわざるを得ない。

(2) 平成22年選挙以降、参議院では、正副議長及び各会派の代表により構成される「選挙制度の改革に関する検討会」及びその検討会の下に選挙制度協議会が設置され、平成25年7月に施行される本件選挙に向けて選挙制度の見直しを行うため、平成24年7月までの間に計11回にわたり協議が重ねられたが、全会派の合意に基づく成案を得るには至らなかった。

平成24年大法廷判決後、4選挙区で定数を4増4減することを内容とする本件改正が行われた結果、本件選挙時の最大較差は、前回の平成22年選挙時の1対5.00と比べて1対4.77に縮小し、いわゆる逆転現象もなくなった。そして、本件改正の附則に、平成28年に施行される参議院議員通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得る旨定められた。

前記(1)のとおり、平成24年大法廷判決が都道府県を単位として各選挙区の定数を定めるという仕組み自体を見直すことを初めて明示するまでは、都道府県単位の仕組みを維持した上で、これまでの最高裁によって違憲状態ではないとされてきた最大較差5.85ないし4.86を下回る較差とする方向で改正を検討することは、投票価値の平等を可及的に実現するための過渡的な対応として、国会に許された合理的裁量の範囲内であったといえる。この意味で、本件改正によって最大較差が1対4.77にまで縮小したことは、正当に評価されるべきである。

平成24年大法廷判決も、本件選挙が、4選挙区で定数を4増4減するものにとどまるが、本件改正の附則において平成28年選挙に向けて選挙制度の抜本的見直しを行うことを定めた改正公職選挙法の下で実施されることを予想していたところであり、本件選挙が、昭和40年施行の参議院議員通常選挙時以来の低い最大較差に縮小されて施行されたことが、国会の裁量権の限界を超えると判断されることは予定していない。

(3) 本件改正の附則を踏まえて、平成24年大法廷判決後から本件選挙までの間

に、選挙制度協議会において計3回にわたり協議を重ねており、平成25年3月5日に開催された選挙制度協議会の第13回会合において、同協議会の座長から、各会派に対し、各会派の意見やそれまでの協議の内容等を踏まえて論点を整理した座長メモが示され、同年6月19日に開催された選挙制度の改革に関する検討会の第7回会合において、平成25年から平成26年にかけての選挙制度協議会における協議や各会派における検討を経た上で、平成26年中に選挙制度協議会の報告書を取りまとめ、平成27年中に見直し法案を提出し、平成28年選挙から新制度が適用されるという「今後の大まかな工程表（私案）」が示された。

このように、国会は、本件選挙までに、選挙制度の改革に真摯に取り組んでいたということができ、このような取組みは、正当に評価されるべきである。

(4) 本件選挙後も、前提事実(5)クのとおり、参議院の選挙制度の改革に関する検討会及び選挙制度協議会において、参議院議員の選挙制度の抜本的な改革に向けた議論が重ねられてきており、今後は、参議院議長から示された工程表（乙18の2）に従って議論が加速していくことが十分期待される状況にある。

(5) 以上の事情を総合考慮すれば、本件選挙までの間に本件定数配分規定を更に改正しなかつたことが、国会の裁量権の限界を超えるものとはいえない。

第3 当裁判所の判断

1 憲法は、「主権が国民に存する」、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」とし、国民主権及びこれに基づく代表民主制の原理を定めている。そして、国民主権に基づく代表民主制においては、国民は、その代表者である国会の両議院の議員を通じてその有する主権行使し、国政に参加するものであるところ、国民主権を実質的に保障するためには、国民の多数意見と国会の多数意見が可能な限り一致することが望まれる。

また、法の下の平等を定めた憲法14条1項は、選挙権に関しては、国民は全て政治的価値において平等であるべきであるとする徹底した平等化を志向するものであり、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち、投票価値の平等を要求しているものと解される。

このように、国政選挙における投票価値の平等は、国民主権・代表民主制の原理及び法の下の平等の原則から導かれる憲法の要請である。

2 憲法は、両議院の議員の定数、選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は法律で定めるべきものとし（43条2項、47条）、両議院の議員の各選挙制度をどのような仕組みにするかについて国会に裁量権があることを認めている。

ところで、憲法は、二院制の下で、一定の事項について衆議院の優越を認め（59条ないし61条、67条、69条）、その反面、参議院議員の任期を6年の長期とし、解散

（54条）もなく、選挙は3年ごとにその半数について行う（46条）と定めている。その趣旨は、参議院に多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させ、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性を確保しようとしたものと解される。そして、いかなる具体的な選挙制度によって、上記の憲法の趣旨を実現し、二院制の下における参議院の上記の性格や機能及び衆議院との異同をどのように位置付け、これをそれぞれの選挙制度にどのように反映させていくかということは、国会の合理的な裁量に委ねられている。

しかしながら、前記1のような国民主権・代表民主制の原理の趣旨や法の下の平等の原則にかんがみれば、投票価値の平等は、最も基本的な要請とされるべきであるから、国会は、選挙に関する事項を法律で定めるに当たり、選挙区制を採用する際は、投票価値の平等を実現するよう十分に配慮しなければならない。また、参議院は、憲法上、衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を反映する責務を負っていることは明らかであり、参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき

理由はない。

したがって、投票価値の平等に反する選挙に関する定めは、合理的な理由がない限り、憲法に違反し無効というべきである。

3 前提事実及び証拠（乙1）をもとに、上記のような見地から、本件定数配分規定の合憲性について検討・判断する。

(1) 本件改正前の参議院議員定数配分規定に基づいて施行された平成22年選挙に係る選挙無効請求訴訟において、平成24年大法廷判決は、選挙区間の議員1人当たりの選挙人数の最大較差が1対5.00であったことについて、投票価値の平等の重要性に照らしてもはや看過し得ない程度に達しており、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っている旨判断した。

平成22年選挙後、4つの選挙区において議員定数を4増4減するという内容の本件改正がなされたが、それでも、本件選挙当日の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は、1対4.77と5倍に匹敵する程度の較差であり、較差が4倍を超える選挙区が6選挙区あり、較差が3倍を超える選挙区が岡山県を含めて11選挙区（本件改正によって定数が減員された福島県と岐阜県も含まれている。）に及んでおり、投票価値の不平等状態は依然として継続している。

また、選挙区選挙の定数中の過半数を選出するのに必要な選挙区数とその選挙人数を計算すると、47選挙区中最も議員1人当たりの有権者数が少ない鳥取県選挙区から、議員1人当たりの選挙人数が順次増加する府県の選挙区の議員定数を合算していくと、31番目の熊本県選挙区までで選挙区選出議員の過半数を超える74名になるが、その選挙人数の合計は3611万8687人であって、全有権者数の約35%にとどまる。すなわち、全有権者数の3分の1強の投票で、選挙区選出議員の過半数を選出することができるのであって、このような観点からしても、本件定数配分規定の投票価値の不平等さは甚だ顕著であるといえる。

したがって、本件定数配分規定は、本件選挙当時、憲法の投票価値の平等の重要性に照らして看過し得ない程度に達しており、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていると認められる。

(2) もっとも、憲法は、両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定めると規定しており（47条）、どのような選挙制度が国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることになるかの決定を国会の裁量に委ねているから、投票価値の著しい不平等状態が生じているということをもって、直ちに憲法に違反するということはできず、投票価値の著しい不平等状態が相当期間継続しているにもかかわらず、これを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合に、当該議員定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解するのが相当である。

前提事実（5）エのとおり、平成17年10月に専門委員会が参議院改革協議会に提出した報告書によれば、現行の選挙制度の仕組みを維持する限り、各選挙区の定数を振り替える措置により較差是正を図ったとしても、較差を1対4以内に抑えることは相当困難があるとされており、平成21年大法廷判決は、平成19年選挙における選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は、投票価値の平等という観点から、なお大きな不平等が存する状態であるとした上で、前記の専門委員会の報告書を踏まえて、現行の選挙制度の仕組みを維持する限り、各選挙区の定数を振り替える措置によるだけでは、最大較差の大幅な縮小を図ることは困難であり、選挙区間における選挙人の投票価値の較差の縮小を図るために、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要になると指摘した上で、投票価値の平等が憲法上の要請であることにかんがみると、国会において、速やかに、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえて適切な検討が行われることが望まれると判示している。したがって、国会は、遅くとも、平成21年大法廷判決が言い渡された平成21年9月30日から、単に各

選挙区の定数を振り替えるといった改正にとどまるのではなく、参議院議員の選挙制度の抜本的改革を内容とする立法的措置を講じなければならない責務があつたといえる。

この点、被告は、平成24年大法廷判決が、初めて、都道府県を選挙区の単位として各選挙区の定数を定める仕組みを維持することが、投票価値の不平等という点で違憲の問題を生じさせることを明示したものであつて、これまでの大法廷判決と大きく異なる判断をしたとして、選挙制度の抜本的改革を内容とする立法的措置を講じなければならなくなつたのは、平成24年大法廷判決の言渡しからである旨主張する。しかしながら、平成24年大法廷判決は、都道府県を選挙区の単位とした選挙制度の仕組みの見直しを明示したという点については、初めての判断であるといえるが、平成21年大法廷判決が、前記のとおり現行の選挙制度を前提にした較差是正の限界を指摘した専門委員会の報告書を踏まえて選挙制度の仕組み自体の見直しの必要性を指摘し、国会において速やかに適切な検討を行うよう要請しているのであるから、この選挙制度の仕組み自体の見直しの中には、当然、都道府県を選挙区の単位とする選挙制度の見直しも含まれていると解される。平成24年大法廷判決は、昭和52年選挙から5倍前後の最大較差が常態化する中で、平成16年大法廷判決において、複数の裁判官の補足意見により較差の状況を問題視する指摘がされ、平成18年大法廷判決において、投票価値の不平等の是正については国会における不断の努力が望まれる旨の指摘がされ、平成21年大法廷判決において、投票価値の大きな不平等状態の是正のために選挙制度の仕組み自体の見直しが速やかに必要であると指摘されたにもかかわらず、国会が選挙制度の仕組みについての抜本的な見直しを講じることなく、平成22年選挙において5倍の最大較差を生じさせていたことを踏まえて、国会が講じるべき是正措置についてより明示的に指摘したのであって、これまでの大法廷判決と大きく異なる判断をしたものではない。

ところで、平成21年大法廷判決においても指摘されているとおり、現行の選挙制度の仕組みを大きく変更するには、参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が必要であり、事柄の性質上課題も多く、その検討に相応の時間を要するといえる。

しかしながら、平成21年大法廷判決から本件選挙までの間、約3年9か月の期間が存在し（顕著な事実）、前提事実（5）のとおり、平成22年5月21日には、参議院改革協議会座長から参議院議長に対して、平成22年選挙後、平成25年の通常選挙（本件選挙）に向け、選挙制度の抜本的な見直しの検討を直ちに開始し、平成23年中に公職選挙法改正案を提出する旨の報告がされたにもかかわらず、結局は、4選挙区において議員定数を4増4減するという本件改正にとどまり、本件選挙までに選挙制度の抜本的見直しを講じた具体案を国会に上程することすらしておらず、国会が選挙制度の改革に真摯に取り組んでいたというには大きく疑問が残る。

そして、本件改正の附則には、平成28年選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとする旨の規定が置かれているが、前記のとおり、平成22年5月の時点では、本件選挙までに参議院議員の選挙制度の抜本的見直しを行うとされながら、これを行わずに従前どおり、選挙区の定数の振り替えを内容とする本件改正に至ったこと、本件選挙後の選挙制度の改革に向けての検討状況を見ても、前提事実

（5）キのとおり、平成25年から平成26年にかけての選挙制度協議会における協議や各会派における検討を経た上で、平成26年中に見直し案を取りまとめ、平成27年中に見直し法案を提出するという予定を確認するにとどまり、いまだ、選挙制度の抜本的な見直しに向けて具体的・本質的な協議が行われているとは認められない。以上に照らすと、本件改正の附則どおりに、平成28年選挙に向けて、選挙制度の抜本的な見直しをした法案が成立するという見通しは、甚だ不透明であるといわざるを得ない。

被告は、平成24年大法廷判決は、4選挙区において議員定数を4増4減するにとどまるという本件改正のもとで本件選挙が施行されることを予想していたものであつて、本件選挙が昭和40年施行の選挙時以来の低い最大較差において施行されることが、国会の裁量権

の限界を超えると判断することを予定していない旨主張する。しかし、平成24年大法廷判決は、あくまでも平成22年選挙における投票価値の著しい不平等状態が、国会の裁量権の限界を超えるか否かを判断するに当たって、平成22年選挙までの国会の検討が現行の制度の仕組み自体の見直しに向けて行われていたものであったとの評価を基礎付ける一つの事情として、本件改正の附則を掲示したものと解され、当然のことであるが、本件選挙が違憲であるか否かを判断したものではない。また、平成24年大法廷判決は、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ、できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる不平等状態を解消する必要があると国会に要請しているのであって、「できるだけ速やかに」という文言が、平成24年大法廷判決の言渡しから約3年9か月先の平成28年選挙を指すとは考え難い。

投票価値の著しい不平等状態の是正は、国民主権に直結する極めて重要な問題であることからすれば、他の懸案問題に優先して取り組むべきものであり、東日本大震災の対応や景気回復等国会が取り組まなければならない課題が山積していることを最大限考慮しても、平成17年の専門委員会の報告書において、現行の選挙制度の構造的問題が指摘され、平成21年大法廷判決において、選挙制度の仕組み自体の見直しの必要性を指摘した上で、国会において、速やかに、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえて、適切な検討が行われることが望まれると要請され、平成24年大法廷判決も、「できるだけ速やかに」違憲の問題が生ずる不平等状態を解消する必要がある旨要請されていたにもかかわらず、本件選挙までの間に、投票価値の著しい不平等状態を是正する案を国会に上程すらできなかつたことについて合理的な理由があるとはいえない。

以上のような事情を考慮すれば、本件選挙までの間に、国会が、投票価値の著しい不平等状態を是正する措置を講じなかつたことは、国会の裁量権の限界を超えるものといわざるを得ず、本件定数配分規定は、憲法に違反するに至っていたといえる。

(3) なお、本件定数配分規定は、議員総数と関連させながら、複雑、微妙な考慮の下で決定され、一定の議員総数の各選挙区への配分として相互に有機的に関連するものであり、その意味で不可分一体をなすと考えられるから、全体として違憲の瑕疵を帯びるものと解される（最高裁昭和49年（行ツ）第75号同51年4月14日大法廷判決・民集30巻3号223頁参照）。

4 本件選挙の効力について

前記のとおり、本件定数配分規定は、憲法に違反し、無効というべきであるから（憲法98条1項）、憲法に違反する本件定数配分規定に基づいて施行された本件選挙のうち岡山県選挙区における選挙も無効とすべきである。

選挙を無効とする旨の判決の効果については、憲法に違反する法律は原則として当初から無効であり（憲法98条1項）、これに基づいてなされた行為の効力も否定されるべきであるから、無効判決の対象となった選挙により選出された議員がすべて当初から議員としての資格を有しないと解する余地がある。しかし、このように解すると、既にこれらの議員によって組織された参議院の議決を経た上で成立した法律等の効力にも問題が生じるという憲法が所期しない著しく不都合な結果を招くことになるから、このような解釈は採用できない。本件選挙訴訟は、将来に向かって形成的に無効とする訴訟である公職選挙法204条に基づくものであることにかんがみれば、無効判決確定により、当該特定の選挙が将来に向かって失効するものと解すべきである。

なお、本件選挙において、無効判決が確定した一部の選挙区における選挙のみ無効とされ、他の選挙区における選挙はそのまま有効とされた場合には、本件定数配分規定の改正を含むその後の参議院の活動が、選挙を無効とされた選挙区から選出された議員を欠いた状態で行われることになる。また、原告の主張によれば、本件選挙について、47選挙区の全ての選挙において選挙無効訴訟が提起されているというのであるから、全ての選挙区選出議員

を欠く状態になることも考えられる。このような状態は、憲法上望ましい姿ではない。
しかしながら、国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であること、無効判決がなされても、無効判決が確定した選挙区における選挙の効力についてのみ、判決確定後将来にわたって失効するものと解されること、仮に本件選挙における47選挙区の全ての選挙が無効になったとしても、平成22年選挙によって選出された議員と本件選挙における比例代表選挙による選出議員は影響を受けず、これらの議員によって、本件定数配分規定を憲法に適合するように改正することを含めた参議院としての活動が可能であることなどを考慮すれば、長期にわたって投票価値の平等という憲法上の要請に著しく反する状態を容認することの弊害に比べ、本件選挙を無効と判断することによる弊害が大きいということはできない。

したがって、現在国会において選挙制度の仕組み自体の見直しを含む改革に向けての検討が行われていることを十分考慮しても、本件選挙を違憲としながら、選挙の効力については有効と扱うべきとのいわゆる事情判決の法理を適用することは相当ではない。

5 結論

以上によれば、本件定数配分規定は憲法に違反し無効であり、本件定数配分規定に基づいて施行された本件選挙のうち岡山県選挙区における選挙も無効であるといわざるを得ないから、原告の請求は理由がある。

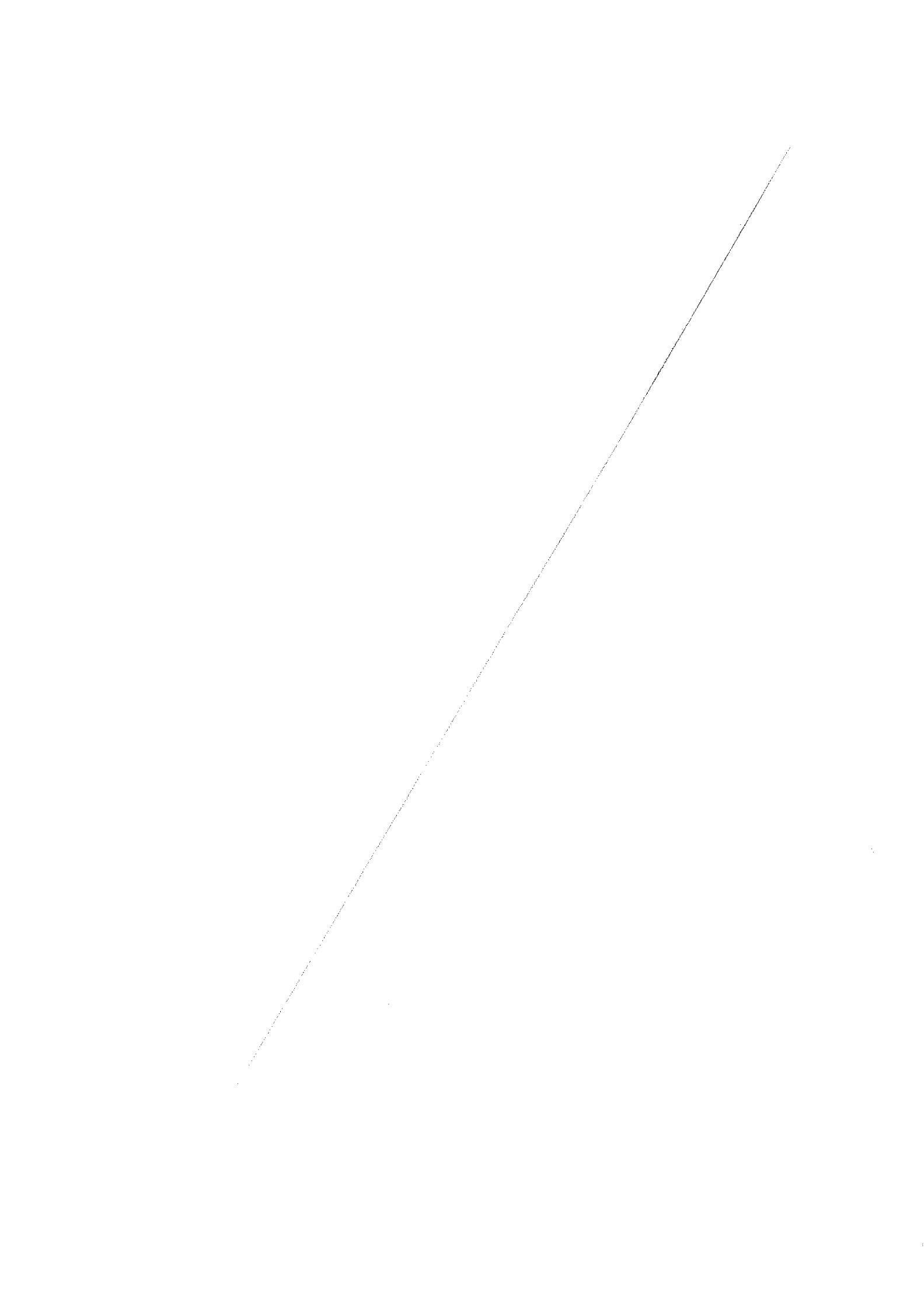
よって、主文のとおり判決する。

第2部

(裁判長裁判官 片野悟好 裁判官 濱谷由紀 裁判官 山本万起子)

別紙

参議院選挙区別 有権者数、定数、較差



る。前記の選挙制度調査会の答申及びその後の立法作業に関する国会の工程表は、平成二八年一二月以前に是正のための制度改正を完了することを目標としているが、前記認定の諸事情を考慮すると、これは是正のための合理的な期間として認められる最大限度であるというべきである。したがつて、国会において上記の目標期限までに平成二三年大法廷判決の趣旨に沿う内容の制度改正が完了せずに、そのまま次の選挙が行われた場合は、当該選挙については、合理的な期間内に是正がされなかつたものとして違法となり、その効力が問題となり得るといわざるを得ない。

国会においては、上記の期間内に確実に選挙制度調査会の答申及びそれを踏まえた立法措置がされるべきであると考える。

五 爭点(3) (その他の違法事由の有無)

憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方

法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（憲法四三条二項、四七

条）、選挙制度の仕組みの決定について国

会に広範な裁量が認められている。そして、同時に行われる二つの選挙に同一の候

補者が重複して立候補することを認めるか否かは、上記の仕組みの一つとして、国会が裁量により決定することができる事項である。また、重複して立候補することを認める制度において、一の選挙において当選人となれなかつた者が他の選挙において当選人とされることがあるのは当然の帰結である。したがつて、重複立候補制を採用

し、小選挙区選挙において落選した者であつても比例代表選挙の名簿順位によつては同選挙において当選人となることができる（最高裁平成二一年行(ツ)第八号同一二年一月一〇日大法廷判決・民集五三巻八号五一七七頁参照）。

六 結論

以上によれば、本件選挙時において、本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとまではいえず、本件選挙区割りを定めた公職選挙法の規定が憲法一四条一項等の憲法の規定に違反するとはいえない。また、本件選挙にその他の違法事由はない。

よつて、各選挙区における選挙を無効とすることを求める原告らの請求は、その余の争点について判断するまでもなく、いずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官　瀧澤　泉　裁判官　中平健　松田典造）

別紙一～三《略》

【事実及び理由】第一 請求
平成二六年一二月一四日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の福岡県第一区ないし第一区、佐賀県第一区及び第二区、長崎県第一区ないし第五区、大分県第一区ないし第五区、熊本県第一区ないし第五区、大分県第一区ないし第三区における選挙を無効とする。
第二 事案の概要
一本件は、平成二六年一二月一四日に施行された衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という）について、それぞれ小選挙区福岡県第一区ないし第一区、佐賀県第一区及び第二区、長崎県第一区ないし第四区、熊本県第一区ないし第五区、大分県第一区ないし第三区における選挙を無効とする。

【事実及び理由】第一 請求
平成二六年一二月一四日、公職選挙法（平成二五年法律第六八号による改正後のもの。以下「平成二五年改正法」という。）一三条一項及び別表第一（以下「本件区割規定期」といふ、上記改正前のそれを「旧区割規定期」といいう場合がある。）による選挙区割り（以下「本件選挙区割り」という。）の下で施行された。

(2) 当事者等（争いのない事実）
原告X₁は、本件選挙の福岡県第一区の選挙人、同X₂は、同福岡県第二区の選挙人、同X₃は、同福岡県第三区の選挙人、同X₄は、同福岡県第四区の選挙人、同X₅は、同福岡県第五区の選挙人、同X₆は、同福岡県第六区の選挙人、同X₇は、同福岡県第七区の選挙人、同X₈は、同福岡県第八区の選挙

福岡高裁判決全文（違憲）
〔行(ツ)四号、平27・3・25民二部判決、棄却（上告）〕

△当事者△ 別紙当事者目録記載のとおり

【主文】一 原告らの請求をいずれも棄却する。ただし、平成二六年一二月

一四日に行われた衆議院議員選挙の小選挙区福岡県第一区ないし第一区、佐賀県第一区及び第二区、長崎

県第一区ないし第四区、熊本県第一区ないし第五区、大分県第一区ないし第三区における選挙は、いずれも違法である。

二 前提となる事実

本件の前提として、当事者間に争いのない事実並びに後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実関係は、以下のとおりである。

(1) 本件選挙の施行等（争いのない事実）

本件選挙の小選挙区選挙は、平成二六年一二月一四日、公職選挙法（平成二五年法律第六八号による改正後のもの。以下「平成二五年改正法」という。）一三条一項及び別表第一（以下「本件区割規定期」といいう場合がある。）による選挙区割り（以下「本件選挙区割り」という。）の下で施行された。

（編注・本誌では証拠の表示）

らが、衆議院小選挙区選出議員の選挙（以下「本件小選挙区選挙」という。）の選挙区割りに関する公職選挙法の規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の本件各選挙区における選挙も無効であると主張して、公職選挙法二〇四条に基づき提起した選挙無効訴訟であつた。本件選挙の施行等（争いのない事実）

X₁₀は、同福岡県第一一区の選挙人、同X₁₁は、同福岡県第九区の選挙人、同X₁₂は、同佐賀県第一区の選挙人、同X₁₃は、同佐賀県第二区の選挙人、同X₁₄は、同長崎県第一区の選挙人、同X₁₅は、同長崎県第二区の選挙人、同X₁₆は、同長崎県第三区の選挙人、同X₁₇は、同長崎県第四区の選挙人、同X₁₈は、同熊本県第一区の選挙人、同X₁₉は、同熊本県第二区の選挙人、同X₂₀は、同熊本県第三区の選挙人、同X₂₁は、同熊本県第四区の選挙人、同X₂₂は、同熊本県第五区の選挙人、同X₂₃は、同大分県第一区の選挙人、同X₂₄は、同大分県第二区の選挙人、同X₂₅は、同大分県第三区の選挙人である。

(3) 本件選挙前後の事実経過（弁論の全趣旨）

ア 衆議院議員の選挙制度は、平成六年一月、公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）が成立し、その後、平成六年法律第一〇号及び同第一〇四号により、その一部を改正され、これらにより從来の中選挙区單記投票制から小選挙区比例代表並立制に改められた。そして、平成六年一月、上記公職選挙法の一部を改正する法律と同時に成立した衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成二四年改正法法」という。）において、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区画審」という。）は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるとときは、その改定案を作成して内閣総理大臣

二条)、上記改定案を作成するに当たつては、大臣に勧告するものとされ(区画審査設置法の選挙区の区割りの基準として、①各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上にならないようすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行なわなければならないこと(同法三条一項)、②各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府県にあらかじめ一を配当した上で(以下、このこと)、「一人別枠方式」という。これに、衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とすること(同二条二項)が定められた(以下、この区割基準を「旧区割基準」といい、この規定を「旧区割基準規定」という)。

上記の一人別枠方式を設けることについて、同法の法案の国会での審議においては、法案提出者である政府側から、各都道府県への選挙区の数すなわち議員の定数の配分については、投票価値の平等の確保の必要性がある一方で、過疎地域に対する配慮、具体的には人口の少ない地方における定数の急激な減少への配慮等の視点も重要なあることから、人口の少ない県に居住する国民の意思をも十分に国政に反映させるために、定数分配上配慮して、各都道府県にまず一人を配分した後に、残余の定数を人口比例で配分することとした旨の説明がされていた。

イ 平成八年一〇月一〇日 旧区割基準規定の下、衆議院議員総選挙が施行されたが、同選挙のうち小選挙区選挙の効力が争われた選挙無効訴訟において、最高裁判所は、一人別枠方式を含む区画審設置法に規定される基準は投票価値の平等との関係において国会の裁量の範囲を逸脱するものとすることはできず、選挙区間における人口の最大較差一対二・三〇九（平成七年一〇月に実施された国勢調査によるもの）が示す選挙区間における投票価値の不平等は、一般に合理性を有するとは考えられない程度に達しているとまでいふことができず、旧区割規定が憲法一四条等に違反するとはいえないと判示した（最高裁平成一一年行(ツ)第七号同一一年一月一〇日大法廷判決・民集五三巻八号一四四一頁、以下「平成二年大法廷判決」という。）。

ウ 平成一二年六月二十五日にも、旧区割規定の下、衆議院議員総選挙が施行されが、同選挙の効力が争われた選挙無効訴訟においても、最高裁判所は、旧区割規定が憲法に違反することはいえない旨判示した（最高裁平成一三年行(ツ)第二二三号同一一二月一八日第三小法廷判決・民集五五巻七号一六四七頁）。なお、同選挙当時の選挙区間における選挙人数の最大較差は、一対二・四七一であった。

エ 区画審は、平成一二年一〇月に実施された国勢調査（以下「平成一二年国勢調査」という。）の結果に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙区に関し、各都道府県の議員の定数につきいわゆる「五増五減」とする改定案を作成して内閣総理大臣

に勧告し、これを受けて、その勧告どおり改選区割りの改定を行うことなどを内容とする公職選舉法の一部を改正する法律（平成四年法律第九五号。以下「平成一四年改正法」という。）が成立した。

才 平成一七年九月一一日、平成一四年改正法により改定された選挙区割りの下で衆議院議員総選挙が施行されたが（なお、同選挙当日における選挙区間の議員一人当たりの選挙人数の最大較差は一対二・一七一（平成一二年国勢調査の結果によれば、選挙区間の人口のそれは一対二・〇六四）であった。）、同選挙のうち小選挙区選挙の効力が争われた選挙無効訴訟において、最高裁判所は、旧区画審設置法に規定される基準は憲法の規定に反するものではなく、平成一二年国勢調査による人口を基に旧区割規定を定めたことが投票価値の平等との関係において国会の裁量の範囲を逸脱するものであるということはできない旨判断した（最高裁平成一八年（判）第一七六号同一九年六月一三日大法廷判決・民集六一巻四号一六一七頁、以下「平成一九年大法廷判決」という。）。

カ 平成二一年八月三〇日、衆議院議員総選挙（以下「平成二年選挙」という。）が施行されたが（議員一人当たりの選挙人數の最大較差は、高知県第三区と千葉県第四区との間の一対一・三〇四であり、高知県第三区と比べて較差が二倍以上となつている選挙区は四五選挙区）、同選挙のうち小選挙区選挙の効力が争われた選挙無効訴訟において、最高裁判所は、当時、旧区画設置法三条の定める衆議院小選挙区選出

が平成二四年一月一日に成立した（衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律。以下「平成二四年改正法」という。）。平成二四年改正法による改正後は、旧区画審設置法三条一項が同改正後の区画審設置法三条となり、同条の基準が選挙区割りの改定案を策定するに当たつての基準として定められている（以下この基準を「本件区割基準」という。）。

平成二四年改正法は、各選挙区の人口が、人口の最も少ない都道府県（鳥取県）の区域内における人口の最も少ない選挙区の人口を基準として、当該人口の二倍未満であるようにする内容のもの（附則三条二項一号）である。

ク 平成二四年改正法の成立と同日に衆議院が解散され、平成二四年一二月一六日、衆議院議員総選挙が施行された（以下「平成二四年選挙」という。）平成二四年改正法のうち、一人別枠方式の廃止に係る部分については、平成二四年選挙前に施行されていたが、平成二四年改正法の内容に沿つて選挙区割りを改定するためには、区画審が新たな区割りの改定案を作成して、それを勧告し、この勧告に基づき旧区割規定を改正することを要するため、平成二四年選挙は旧区割規定の定める選挙区割りの下で施行された。

なお、平成二四年選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、選挙人数が最も少ない高知県第三区と選挙人数が最も多い千葉県第四区との間の一対一。四二五

ケ 区画審は、平成二四年選挙後の平成二五年三月二八日、内閣総理大臣に対し、平成二四年改正法附則に規定された基準に基づき、各都道府県の選挙区数の○増五減を前提に、選挙区間の人口較差が二倍未満となるよう一七都県の四二選挙区において区割りを改めることを内容とする選挙区を前提に、選挙区間の人口較差が二倍未満となるよう一七都県の四二選挙区において区割りを改めることを内容とする選挙区割りの改正案を勧告し、内閣が第一一八三回国会において、上記改定案に基づく選挙区割りの改定を盛り込んだ平成二四年改正法の一部を改正する法律案を衆議院に提出した。この改正法案は、平成二五年四月二三日、衆議院で可決されたが、参議院では同日の送付から六〇日の経過後も議決に至らなかつたため、同年六月二十四日、衆議院において、参議院で否決されたものとみなされた上で出席議員の三分の二以上の多数決により再可決され（憲法五九条二項、四項）、平成二五年法律第六八号として成立し（衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律、平成二五年改正法）、同月二八日公布された。平成二五年改正法のうち、○増五減及び区割り規定の改定に係る部分については、同年七月二八日に施行され、これにより、平成二二年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差は一対一・九九八に縮小された。

の努力が争われた選挙無効訴訟において、最高裁判所は、平成二五年一月二〇日、旧区割規定の定める選挙区割りは、平成二一年選挙時に既に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたこと、選挙区間の較差が平成二一年選挙時よりも更に拡大して最大較差が二・四五倍に達していたものであり、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものであるが、一人別枠方式を定めた旧区画審設置法三条二項の規定が削除され、かつ、全国の選挙区間の人口較差を二倍未満に収めることを可能とする定数配分と区割り改定の枠組みが定められていたこと等の諸事情に照らすと、国会における是正の実現に向けた取組や平成二三年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものでなかつたといふことはできないとして、憲法上要求される合理的期間における是正がされなかつたとはいふえず、旧区割規定が憲法四条一項等の憲法の規定に違反するものではない旨判断した（最高裁平成二五年（行）第二〇九号ないし第一一一号同二五年一月二〇日大法廷判決・民集六七巻八号一五〇三頁、以下「平成二五年大法廷判決」という。）。

調査会」（以下「選挙制度調査会」といいう。）が設置された。諮問事項は、現行制度を含めた選挙制度の評価、衆議院議員定数削減の処理、一票の較差を是正する方途等であり、各会派は、選挙制度調査会の答申を尊重するものとされている。

選挙制度調査会においては、当時の衆議院議員の任期である平成二八年一二月を念頭に、立法作業や周知期間を考慮して答申を行うため、一ヶ月に一回ないし二ヶ月に三回程度の間隔で会合を開催するものとされ、平成二六年九月一一日、同年一〇月九日、同月二〇日、同年一一月二〇日に会合が行われた。

シ 平成二六年一一月二一日の衆議院の解散に先立つて開催された衆議院運営委員会の理事会において、本件選挙後に選挙制度調査会を再開することが合意され、本件選挙後に就任した衆議院議長も、就任後の記者会見において、選挙制度調査会を継続させた上で、結論を急ぐ考えを示した。そして、本件選挙後の事情についてみると、平成二六年一二月二六日に開催された衆議院運営委員会の理事会において、選挙制度調査会を存続する方針が確認され、平成二七年二月九日及び同年三月三日に会合が予定されている。

(4) 本件選挙における投票価値等（△証拠略▽、顕著な事実、弁論の全趣旨）

本件選挙は、平成二六年一一月二一日の衆議院解散に伴い、同年一二月四日公示され、同月一四日、本件選挙区割りの下で施行されたが、本件選挙における議員一人当たりの登録有権者数の較差は、その最小の

宮城県第五区と最多の東京都第一区との間では一対二・一二九であり、宮城県第五区と比べて較差が二倍以上となっている選挙区は「三選挙区」であった。

本件各選挙区についてみると、宮城県第

五区と福岡県第一区ないし第一一区は、そ

れぞれ一・七六四（第一区）、一・九五三（第二区）、一・七六六（第三区）、一・五〇三（第四区）、一・七八九（第五区）、一・六〇八（第六区）、一・三一〇（第七区）、一・五六四（第八区）、一・六七五（第九区）、一・七七〇（第一〇区）、一・一四八（第一一区）、佐賀県第一区及び第二区は、一・四一六（第一区）、一・五三（第二区）、一・四一六（第一区）、一・〇三六（第三区）、一・〇三八（第四区）、熊本県第一区ないし第五区は、一・六一〇（第一区）、一・三一二（第二区）、一・一八一（第三区）、一・二一五（第四区）、一・〇六五（第五区）、大分県第一区ないし第三区は、一・六〇六（第一区）、一・二五九（第二区）、一・三三原告らの主張

本件区割規定に基づく議員の配分は憲法に違反する。

(1) 主位的主張

ア 本件区割規定に基づく議員の配分は、憲法前文第一文、一条、五六条二項が保障する人口比例選挙の原則に反している（第一区）、一・二五九（第二区）、一・三三原告らの主張

本件区割規定に基づく議員の配分は憲法に違反する。

求に反していると判断している「一人別枠方式」を実質的に廃止していない、いわゆる「〇増五減」の平成二五年改正法の下における区割り規定に基づいており、人口比例選挙の原則に反する。

(1) 平成二三年大法廷判決及び平成二

高法規性を否定するものであり、憲法九八条一項に違反し、違憲無効である。

ウ 事情判決の法理は、憲法の最

九条一項所定の訴訟について、行政事件訴訟法三条を準用しない旨の同項の明文の

定めにもかかわらず、当該行政処分が違法であっても、これを取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められる限り、裁判

所において、これを取り消さないとする一般的な法の基本原則を該当選挙に適用するものであり、憲法九八条一項により違憲無効である。

ア 合理的期間の判例法理は、憲法の最

九条一項所定の訴訟について、行政事件訴

訟法三条を準用しない旨の同項の明文の

定めにもかかわらず、当該行政処分が違法であっても、これを取り消すことが公共の

福祉に適合しないと認められる限り、裁判

所において、これを取り消さないとする一

般的な法の基本原則を該当選挙に適用するものであり、憲法九八条一項により違憲無

効である。

(2) 予備的主張

ア 憲法の要求する合理的期間内における正について

ア 国会議員は、日本国民によつて、

正當に選挙された全国人民を代表する国会における代表者であり、公的な存在であり私

的的な存在ではない。そして、憲法四三条一項は、国会議員が、全国民を代表して、国会の活動をすることを要求しており、国会議員が自らの私益のために、国会の活動を

することを禁止している（憲法九九条）。

そうすると、国会議員は、選挙区割りの改

正立法のための国会での活動において、国

会機関としてそれが自己の身分の喪失に關わる事項であつても、一切私益による

ことなく、公益のために選挙区割りに関す

る立法裁量権の行使を遅滞なく、合理的に行使するよう requirement としている。

したがつて、国会議員が、当該立法裁量権の行使を、当該私益のために遅延させることは、憲法九九条に違反する。

(1) 平成二三年大法廷判決及び平成二

五年大法廷判決は、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置をできるだけ速やかにかつ着実に講ずる必要がある喫緊の課題であると判示している。そうすると、国

会は、平成二三年大法廷判決言渡日である平成二三年三月二三日から本件選挙日である平成二六年一二月一四日まで三年八か月

二二日経過したにもかかわらず、上記立法的措置を講じていないのであるから、合理的な期間を徒過している。

イ 事情判決の法理について

(1) 最高裁昭和四九年（平成二年四月一四日大法廷判決・民集三〇巻

三号二二三頁）（以下「昭和五一年大法廷判決」という。）は、①違憲の選挙で選出された全衆議院議員が失格すると、誰一人として衆議院議員がいなくななり、衆議院の活動ができなくなるため、公職選挙法自体の改正もできなくなること、②一部の選挙区のみが無効とされるにとどまつた場合でも、同じ憲法違反の瑕疵を有する選挙について、あるものは無効とされ、他のものは

有効として残り、しかも、公職選挙法の改正を含むその後の衆議院の活動が、選挙を無効とされた選挙区からの選出議員を得る

ことができないままの異常な状態の下で行わざるを得ないことになるのであって、このような結果は、憲法上決して望ましい姿

ではなく、また、その所期するところでもないことから、いわゆる事情判決の法理を採つた。しかし、①本件選挙日現在、衆議院は小選挙区選出議員二九五人と比例代表選出議員一八〇人から成つてゐるので、前者の議員が全員失格しても、後者の議員によつて衆議院の活動を行ひ得るし、②本件選挙では、全二九五小選挙区で選挙無効訴訟が提起されていることからすれば、本件選挙が違憲違法であれば事情判決の法理を採ることはできない。

(1) 本件選挙が無効となると、①全二九五小選挙区選出議員の失格、②総理大臣及び各大臣の失格、③公職選挙法に基づく再選挙に関する各条項に基づく新国会議員の選出、④新内閣総理大臣の指名及び任命、⑤新各大臣の任命が必須となるが、国民にとって、憲法と公職選挙法の再選挙に關する各条項に従つた、法治國家では当たり前の出来事であつて、社会的混乱はあり得ない。よつて、本件選挙が違憲違法であれば事情判決の法理を探ることはできない。

四 被告らの主張

(1) 本件選挙区割りは投票価値の平等に反するかについて

平成二五年改正法による改正の結果、本件選挙区割りは、平成二年一〇月に実施された国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差が一。九九八倍に縮小された。これは、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の作成は、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないように

することを基本としなければならないことを定めた区画審設置法三条の趣旨に沿うものであり、その結果、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は解消された。もつとも、一人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決したとはいへなかつたことから、その後の人口変動の結果、本件選挙当日の選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の最大較差が二倍を超える状態が発生したが、上記問題の解決は、今後の国勢調査の結果を踏まえ、区画審による選挙区割りの改定案の勧告や、これに基づく新たな選挙区割りを定める法改正が予定されていたのであるから、その間の人口変動による選挙人数の最大較差の拡大は一定程度避け難いものである。しかも、最大較差が二倍を超えたとはいへ僅かであり、これまでの最高裁判決で問題となつた最大較差を下回るものであつた。

以上の諸事情を考慮すれば、本件選挙区割りが本件選挙当時、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたとはいえない。

(2) 憲法の要求する合理的期間内における是正について

前記(1)の諸事情に加え、国会において、平成二五年大法廷判決以降も、今後の人口変動によつても憲法の投票価値の平等の要求に反する状態とならないようにするため、選挙制度調査会において、解散前の衆議院議員の任期である平成二八年一二月を念頭に答申を行うべく、選挙制度の改革に向けた検討を重ねており、今後も引き続き議論が進展していく見通しがあることから

すれば、国会が、今後の国勢調査の結果や、平成二三年大法廷判決及び平成二五年大法廷判決の趣旨を踏まえた所要の適切な措置を講ずることが十分に見込まれる状況にある。

以上によれば、平成二五年改正法の定めは正の措置を講ずることが十分に見込まれる。本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態であると評価されたとしても、国会において、本件選挙までの間に、本件選挙区割りが違憲状態となつたことを認識し得たとはいえない。また、国会において、本件選挙区割りが違憲状態となつたことを認識し得たとしても、国会においては、平成二五年大法廷判決以降も、選挙制度の改革に向けた検討が重ねられており、今後も引き続き議論が進展していく見通しであることからすれば、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえない。

第三 当裁判所の判断

一 選挙制度と投票価値の平等について

(1) 議会制民主主義をとる日本国憲法の下において、國權の最高機關である国会

は、全國民を代表する選挙された議員で組織する衆議院及び參議院で構成されるところ(四一条、四二条、四三条一項)、両議院の議員を選挙する権利は、國民の国政への参加を認める基本的権利であつて、その資格は、人種、信条、性別等によつて差別してはならないのであり(一五一条一項、三四四条ただし書)、さらに、憲法一四一条の規定は、これを徹底して、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平

等、すなわち投票価値の平等を要求しているものと解すべきである。

他方、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正當に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ、国会の兩議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ(四三条二項、四七条)、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。すなわち、国会が選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような基本的な要請や法の下の平等などの憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解される(最高裁昭和五六年大法廷判決、最高裁昭和五六年(行)第五七号同五八年一月七日大法廷判決・民集三七巻九号一二四三頁(以下「昭和五八年大法廷判決」という)、最高裁昭和五九年(行)第三三九号同六〇年七月一七日大法廷判決・民集三九巻五号一一〇〇頁(以下「昭和六〇年大法廷判決」という)、最高裁平成三年(行)第一一二号同五年一月二〇日大法廷判決・民集四七巻一号六七頁(以下「平成五年大法廷判決」という)、平成二一年大法廷判決、平成一九年大法廷判決、平成二三年大法廷判決、平成二五年大法廷判決参照)。

(2) 原告らは、主位的主張として、憲法

上、国會議員の選挙については、憲法前文第一文、一条、五六条二項を根拠に、人口比例選挙が保障されていると主張する。しかし、憲法の解釈は、他の規定と調和的に解釈されるべきところ、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされる（四条二項、四七条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められているといわざるを得ない。そして、上記規定を前提に、憲法の解釈として、両議院とも国會議員の選挙制度の仕組みの決定において国会に裁量権があると解されることは、昭和五一年大法廷判決以降の累次の大法廷判決の趣旨とするところであり、全国民の代表として国政に係る多様な事項の決定に継続的に関わる国會議員の構成に多角的に民意が反映されるように選挙制度の仕組みを定める局面において、一義的に、人口比例選挙が保障されているものと解することはできない。したがって、原告らの主張の趣旨が、憲法は人口比例選挙を保障するため、投票価値の平等こそが選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準であり、国会に裁量権はないという趣旨であれば採用することができない。

(3) しかしながら、選挙制度の仕組みを決定するに当たって国会に裁量権が認められるとはいへ、衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められていることからすれば、衆議院の選挙につき多数の選挙区を設けて

これに議員定数を配分するについて、議員一人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平等に保たれることができることが最も重要かつ基本的な基準とされるのであり、このような趣旨からすれば、人口比例に基づく選挙を原則とし、できる限り投票価値の平等を確保することは、憲法上の要請であると解するのが相当である。

二 本件区割規定の憲法適合性について
(1) 本件区割規定は、前記前提事実で認定したとおり、平成二三年大法廷判決において憲法の投票価値の平等に反する状態にあると判断された平成二四年改正法による改正前の旧区割規定及び旧選挙区割りについて、一人別枠方式を定めた旧区画審設置法三条二項の規定の削除と選挙区間の人口較差を二倍未満に抑えるための〇増五減による定数配分の見直し等を内容とする平成二五年改正法により改正された後のものである。しかしながら、平成二五年改正法による本件区割規定については、上記〇増五減による定数削減の対象とされた県以外の都道府県については、一人別枠方式によつて配分された定数が維持されており、なお今後の人口変動により再び較差が二倍以上城県第五区は、石巻市及東松島市を選挙区域とするものであるところ、これらの地域は平成二三年三月一日に発生した東日本大震災によって甚大な被害を受けた地域であり、人口の流出が起こっていることは公知の事実である。しかし、東日本大震災直後であればともかく、本件選挙時は東日本大震災から約三年九ヶ月を経過していることからすれば、やはり前記議員一人当たりの選挙区が出現し増加する蓋然性が高いと想定されるなど、一人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されているとはいえないことは平成二五年大法廷判決が指摘するところである。そうすると、本件選挙は平成二五年改正法の下で行われたとはいへ、投票価値の平等と相容れないものと判断され

断された前記一人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されていない以上、それ自体、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものといわざるを得ない。

そして、前記前提事実によれば、本件選挙當時、本件選挙の小選挙区選挙における議員一人当たりの登録有権者数の較差は、その最少の宮城県第五区と最多の東京都第一区との間では一対二・一二九であり、宮城県第五区と比べて較差が二倍以上となっている選挙区は一三選挙区に及んでいところである。本件選挙時におけるこのような事態は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものというべきである。

(2) 証拠△略△によれば、本件選挙の宮城県第五区は、石巻市及東松島市を選挙区域とするものであるところ、これらの地域は平成二三年三月一日に発生した東日本大震災によって甚大な被害を受けた地域であり、人口の流出が起こっていることは公知の事実である。しかし、東日本大震災直後であればともかく、本件選挙時は東日本大震災から約三年九ヶ月を経過していることからすれば、やはり前記議員一人当たりの登録有権者数の較差が二倍を超えるといふことは平成二五年大法廷判決が指摘するところである。そうすると、本件選挙は平成二五年改正法の下で行われたとはいへ、投票価値の平等と相容れないものと判断される

三 憲法の要求する合理的期間内における是正について

(1) 本件区割規定が、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至ったとしても、これによって直ちに当該規定を憲法違反とすべきものではなく、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたときに、初めて当該区割規定が憲法の規定に違反すると判断されるべきである。

そして、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点から評価すべきものと解される（平成二五年大法廷判決参照）。

(2) 原告らは、合理的期間の判例法理が憲法の最高法規性（憲法九九条）に反し違憲無効であると主張する。しかし、前記のとおり、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められているところ、憲法の保障する投票価値の平等の実現に向けた立法作業等に相応の時間を要するものと考えられること、憲法上要求される

合理的期間内において投票価値の較差の是正がされなかつたときに、初めて当該区割規定が憲法の規定に違反すると判断されるべきことは昭和五一年大法廷判決以降の累次の最高裁大法廷判決の趣旨とするところである（昭和五一年大法廷判決、昭和五八年大法廷判決、昭和六〇年大法廷判決、平成五年大法廷判決、平成二三年大法廷判決、平成二五年大法廷判決）。原告らの主張は採用することができない。

(3) そこで、本件において、本件区割規定が憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたといえるか否かについて検討する。

ア 憲法上要請される合理的な是正期間は、投票価値の平等に反する状態が生じた時点から起算すべきものと解するのが相当である。しかるに、旧区割基準中の一人別枠方式に係る部分及び同方式を含む旧区割方式に基づいて定められた選挙区割りについては、平成二三年大法廷判決がはじめて憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至つていると判断したものであるから、国会においてこれらが上記の状態にあると認識し得たのは同判決言渡し時の平成二三年三月二三日と認めるのが相当である。そして、前記のとおり平成二五年改正法は一人別枠方式の構造的な問題を最終的に解決するものではない以上、上記改正法をもつてしても憲法の投票価値の平等の要求に対する状態は継続しているというべきであるから、憲法上要求される合理的期間の起算点は、依然平成二三年三月二三日であると解するのが相当である。

合理的期間内において投票価値の較差の是正に向けた取組について検討する。前記前提事実及び顯著な事実によれば、(1)旧区割基準中の一人別枠方式に係る部分及び同方式を含む同区割基準に基づいて定められた選挙区割りについて、平成二三年大法廷判決は、前記前提事実で認定したとおり、憲法の投票価値の平等に反する状態であると判示するとともに、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに旧区割基準中の一人別枠方式を廃止し、旧区画審設置法三条一項の趣旨に沿つて旧区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があると判示したこと、(2)平成二三年大法廷判決を受けて、国会は、平成二四年一月一六日、一人別枠方式の廃止（旧区画審設置法三条二項の削除）及びいわゆる○増五減等を内容とする平成二四年改正法を成立させたこと、(3)平成二四年改正法の成立後、同改正法の附則の規定に従つて区画審による審議が行われ、区画審は、平成二五年三月二八日に内閣総理大臣に対し、各都道府県の選挙区数の○増五減を前提に、選挙区間の人口較差が二倍未満となるように一七都県の四二選挙区において区割りを改めることを内容とする選挙区割りの改定案の勧告を行い、これに基づき内閣が平成二四年改正法の一部を改正する法律案を国会に提出し、平成二五年六月二十四日、平成二五年改正法が成立したこと、(4)平成二五年大法廷判決は、旧区割規定の定める選挙区割りは投票価値の

イ そこで、平成二三年三月二三日からの本件選挙までの間の国会の投票価値の較差の是正に向けた取組について検討する。前記前提事実及び顯著な事実によれば、(1)旧区割基準中の一人別枠方式に係る部分及び同方式を含む同区割基準に基づいて定められた選挙区割りについて、平成二三年大法廷判決は、前記前提事実で認定したとおり、憲法の投票価値の平等に反する状態であると判示したこと、(5)その後も現行制度を含めた選挙制度の評議会議院議員定数削減の処理、一票の較差を是正する方途等を諮問事項とする選挙の趣旨に沿つて旧区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があると判示したこと、(2)その間、前記のとおりの数次にわたる公職選挙法の改正にもかかわらず投票価値の平等に反する状態が依然解消していないこと、(3)平成二五年改正法もそれにより平成二二年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差は一・九九八倍に縮小されたとはいえないこと、(4)平成二五年大法廷判決が判示するとおり、全体として区画審設置法三条の趣旨に沿つた選挙制度の整備が十分に実現されているとはいえない、今後の人口変動により再び較差が二倍以上の選挙区が出現し増加する蓋然性が高いと想定されるなど、前記一人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されていないこと、(4)実際に、投票価値の較差は正のために行われた平成二五年改正法によつても、本件選挙時の議員一人当たりの選挙人人数の最大較差が二

平等に反する状態にあるが、なお憲法一四条等に反するものではないと判示するとともに、国会においては、今後も区画審設置法三条の趣旨に沿つた選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要があるというべきであると判示したこと、(5)その後も現行制度を含めた選挙制度の評議会議院議員定数削減の処理、一票の較差を是正する方途等を諮問事項とする選挙の趣旨に沿つて旧区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があると判示したこと、(2)その間、前記のとおりの数次にわたる公職選挙法の改正にもかかわらず投票価値の平等に反する状態が依然解消していないこと、(3)平成二五年改正法もそれにより平成二二年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差は一・九九八倍に縮小されたとはいえないこと、(4)平成二五年大法廷判決が判示するとおり、全体として区画審設置法三条の趣旨に沿つた選挙制度の整備が十分に実現されているとはいえない、今後の人口変動により再び較差が二倍以上の選挙区が出現し増加する蓋然性が高いと想定されるなど、前記一人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されていないこと、(4)実際に、投票価値の較差は正のために行われた平成二五年改正法によつても、本件選挙時の議員一人当たりの選挙人人数の最大較差が二

一二九と前回選挙から大幅に改善されたとはいせず、本件選挙時には一三にも及ぶ選挙区において較差が二倍以上となり、上記の想定どおりとなつており、是正が不十分であることが明らかとなつてゐることが認められる。そして、前記のとおり憲法の保障する投票価値の平等の内容が可能な限り人口比例選挙を実現すべきものと理解するところからすれば、これまでの国会の取組は、結局のところ選挙区間の人口較差を二倍以内とすることに終始しており、平成二三年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁判量権の行使として相当なものではなかつたといわざるを得ない。

ウ 平成二三年大法廷判決は、区画審設置法三条所定の区割基準につき投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたものと、(2)その間、前記のとおりの数次にわたる公職選挙法の改正にもかかわらず投票価値の平等に反する状態が依然解消していないこと、(3)平成二五年改正法もそれにより平成二二年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差は一・九九八倍に縮小されたとはいえないこと、(4)平成二五年大法廷判決が判示するとおり、全体として区画審設置法三条の趣旨に沿つた選挙制度の整備が十分に実現されているとはいえない、今後の人口変動により再び較差が二倍以上の選挙区が出現し増加する蓋然性が高いと想定されるなど、前記一人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されていないこと、(4)実際に、投票価値の較差は正のために行われた平成二五年改正法によつても、本件選挙時の議員一人当たりの選挙人人数の最大較差が二

として許容されているところと解されると判示している。しかし、区画審設置法三条の趣旨に沿った選挙制度の整備の方法として、漸次的な見直しを重ねることが許容されるとても、平成二三年大法廷判決が指摘するところおり、できるだけ速やかに投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があるし、その見直しの過程にある以上、選挙区間の較差が二倍を超える事態が許容されるとは理解できないことは前記のとおりであるし、平成二五年改正法によつても、平成二二年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差は一・九九八倍と二倍をごくわずかに下回る状態であり、早晚二倍を超えることは容易に予測できたことからすれば、遅くとも平成二五年大法廷判決が一人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決していない旨判示した以上は、国会において速やかな是正が必要であつたというべきである。それにもかかわらず、かかる是正を行つていなければ、選挙区間の不公平な選挙区割りが違憲とされる場合に、当該選挙区割りに基づいて実施された選挙を無効としない場合には、憲法の保障

が保障する投票価値の平等に反する状態に陥ることになる。そこで、本件選挙の効力について、(1)以上のとおり、当裁判所は、本件選挙は憲法の保障する投票価値の平等に反するものであり違法であると解するものであるが、さらに進んで本件選挙を無効とするか否かは検討を要するところである。

確かに、選挙区割りが違憲とされる場合に、当該選挙区割りに基づいて実施された選挙を無効としない場合には、憲法の保障する投票価値の平等が実現されず、選挙人の基本的権利である選挙権が制約されるという不利益など当該選挙の効力を否定したことによる弊害が生じる。しかしながら、選挙を無効とした場合には、選挙区割りに関する公職選挙法の規定の改正が当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行わざるを得ないなど一時にせよ憲法の予定しない事態が現出することによってもたらされる不都合が生じる場合において、選挙を無効とするることはかえつて憲法の予期しない結果が生じるのであるから、選挙を無効とすることなく法廷判決が採用するところである。そして、衆議院において小選挙区選出議員全員の結果等を踏まえた区割りによる選挙区割りの改定案の勧告やこれに基づく新たな選挙法三一条一項の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則を適用して、各選挙区の中には宮城県第五区を一とした場合の較差がわずかな選挙区も存するものの、本件選挙区割りは、その性質上不可分一体のものと解すべきであり、憲法に違反する不平等が生じている部分のみならず、全体として違憲の瑕疵を帯びるものと解するのが相当である(昭和五一年大法廷判決、昭和六〇年大法廷判決参照)。

(2)原告らは、主位的主張として、事情判決の法理の適用は、公職選挙法二一九条一項所定の訴訟について、行政事件訴訟法三一条を準用しない旨の同項の明文の定めに反し、憲法九八条一項により違憲無効であると主張し、予備的主張として、事情判決の法理の適用があり得るとしても、本件においては、①本件選挙日現在、衆議院は小選挙区選出議員二九五人と比例代表選出議員一八〇人から成っているので、前者の議員が全員失格しても、後者の議員によって衆議院の活動を行い得るし、②本件選挙に係る選挙区を含めて全二九五小選挙区で選挙無効訴訟が提起されていることから、本件選挙を無効としても社会的混乱は起らない旨主張する。

しかしながら、当該選挙を無効とすると投票価値の平等の実現のための選挙区割りの改正是当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行わざるを得ないなど一時にせよ憲法の予定しない事態が現出することによってもたらされる不都合が生じる場合において、選挙を無効とするることはかえつて憲法の予期しない結果が生じるのであるから、選挙を無効とすることなくこうした不都合を回避することは憲法上許容されるというべきであり、前記数次の大法廷判決が採用するところである。そして、衆議院において小選挙区選出議員全員の結果等を踏まえた区割りによる選挙区割りの改定案の勧告やこれに基づく新たな選挙法三一条一項の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則を適用して、各選挙区の中には宮城県第五区を一とした場合の較差がわずかな選挙区も存するものの、本件選挙区割りは、その性質上不可分一体のものと解すべきであり、憲法に違反する不平等が生じている部分のみならず、全体として違憲の瑕疵を帯びるものと解するのが相当である(昭和五一年大法廷判決、昭和六〇年大法廷判決参照)。

(3)そこで、本件選挙の効力を無効とするのが相当か否かについて検討する。

平成二三年大法廷判決によつて、国会は旧区割規定の下での選挙区間の較差が憲法が保障する投票価値の平等に反する状態にあることが示され、同判決を踏まえて平成二四年改正法及び平成二五年改正法を成立させたものの、依然投票価値に平等に反する状態にあつたにもかかわらず、本件選挙が施行されるに至つた経過は看過することできない。

しかしながら、前記前提事実のとおり、国会において、これらの数次の公職選挙法の改正に加えて、平成二五年大法廷判決をも踏まえて、一人別枠方式の完全な廃止と定数削減をも視野に入れた人口変動の影響を受けにくく定数配分の是正に向けて選挙制度調査会における議論を重ね、本来の衆議院議員の任期満了時である平成二八年一二月を目指して答申を行うとの対応を示していくこと、平成二七年実施予定の国勢調査の結果等を踏まえた区割りによる選挙区割りの改定案の勧告やこれに基づく新たな選挙法三一条一項の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則を適用して、衆議院において小選挙区選出議員全員の結果等を踏まえた区割りによる選挙区割りが失格し、比例代表選出議員によつて衆議院の活動を行うことから、後者の議員によって衆議院の活動を行い得るし、②本件選挙に係る選挙区を含めて全二九五小選挙区で選挙無効訴訟が提起されていることから、本件選挙を無効としても社会的混乱は起らない旨主張する。

しかしながら、当該選挙を無効とすると投票価値の平等が実現されず、選挙人の基本的権利である選挙権が制約されるという不利益など当該選挙の効力を否定したことによる弊害が生じる。しかしながら、選挙を無効とした場合には、選挙区割りに関する公職選挙法の規定の改正が当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行わざるを得ないなど一時にせよ憲法の予定しない事態が現出することによってもたらされる不都合が生じる場合において、選挙を無効とするることはかえつて憲法の予期しない結果が生じるのであるから、選挙を無効とすることなくこうした不都合を回避することは憲法上許容されるというべきであり、前記数次の大法廷判決が採用するところである。そして、衆議院において小選挙区選出議員全員の結果等を踏まえた区割りによる選挙区割りの改定案の勧告やこれに基づく新たな選挙法三一条一項の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則を適用して、各選挙区の中には宮城県第五区を一とした場合の較差がわずかな選挙区も存するものの、本件選挙区割りは、その性質上不可分一体のものと解すべきであり、憲法に違反する不平等が生じている部分のみならず、全体として違憲の瑕疵を帯びるものと解するのが相当である(昭和五一年大法廷判決、昭和六〇年大法廷判決参照)。

りを憲法が要求している投票価値の平等にかなつたものには是正していくことがなお期待できるところである。このような国会の対応を尊重し、本件選挙の効力を無効としないことは、憲法の予定している司法権と立法権との関係に沿うものであるし、平成二五年大法廷判決が前回選挙が投票価値の平等に反する状態であつたが、合理的な期間内に是正されなかつたとはいえないとしてなお合憲と判断したことからして、定数配分の是正に向けていわば猶予期間を設けることも許容されるべきものといるべきである。

その他諸般の事情を併せ考慮すると、本件は、前記の一般的な法の基本原則に従い、本件選挙が憲法に違反する選挙区割規定に基づいて行われた点において違法である旨を判示し、主文において本件選挙の違法を宣言するにとどめるのが相当である。

五 被告らの弁論再開申請について

被告らは、①宮城県第五区は東日本大震災によつて甚大な被害を被つた地域を含むものであり、激的な人口流出は予期できず、なお本件選挙区割りは投票価値の平等に反するとはいえないこと、②本件選挙後の事情として選挙制度調査会の議論の中で一都一四県で九増九減となり、都道府県間における議員一人当たりの人口の最大較差が一・五九八倍となる配分方式が議論されていることを主張立証するため弁論再開を申請した。

しかしながら、①については前記二(2)で判示したところからすれば、当裁判所の認定判断を左右するものではないし、②につ

いても本件選挙の憲法適合性を判断するに当たつて直接考慮される事情は本件選挙までの事情であることに加え、なお上記選挙制度調査会の議論の帰趨は流動的であることを考慮すれば、やはり当裁判所の認定判断を左右するものとはいはず、弁論を再開しないこととした。

第四 結論

以上のとおり、原告らの請求は、本件選挙を違法とする主張については理由があるものの、本件の諸般の事情を総合的に考慮すると、本件選挙自体はこれを無効としないこととするのが相当である。よつて、事情判決の制度の基礎に存する一般的な法の基本原則を適用して、原告らの請求を棄却した上で、本件選挙が違法であることを主文において宣言するにとどめることとして、主文のとおり判決する。

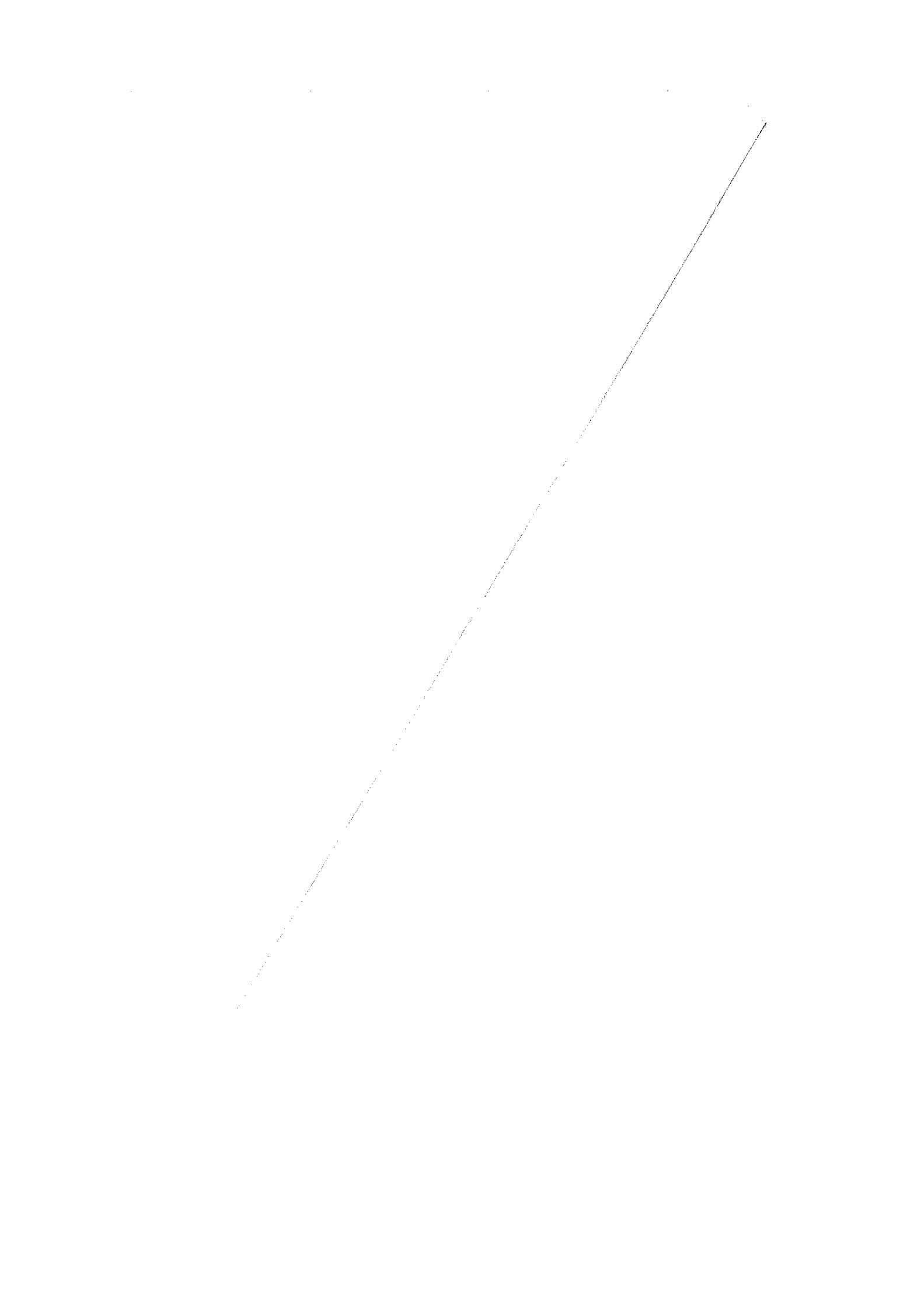
(裁判長裁判官 高野 裕 裁判官 吉村 美夏子 上田洋幸)

別紙 当事者目録

同 同 同 同 同 同 同 同 原 告

X₁₀ X₉ X₈ X₇ X₆ X₅ X₄ X₃ X₂ X₁

被 告	熊本県選挙管理委員会
同代表者委員長	松永 榮治
被 告	大分県選挙管理委員会
同代表者委員長	佐藤 俊廣
被 告	佐賀県選挙管理委員会
同代表者委員長	早崎 裕子
被 告	福岡県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか八名▽
原 告	原告ら訴訟代理人弁護士
被 告	宮崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	升永 英俊
被 告	伊藤 明俊
同代表者委員長	久保利英
被 告	藤井 哲
同代表者委員長	伊藤 真明
被 告	宮崎 智美
同代表者委員長	藤井 克巳
被 告	佐賀県選挙管理委員会
同代表者委員長	大川 正二郎
被 告	長崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	川野 幸男
被 告	熊本県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか三名▽
被 告	大分県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか五名▽
被 告	福岡県選挙管理委員会
同代表者委員長	大崎 義郎
被 告	宮崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	末弘 孝之
被 告	佐賀県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか三名▽
被 告	福岡県選挙管理委員会
同代表者委員長	熊崎 康春
被 告	伊藤 明俊
同代表者委員長	△ほか三名▽
被 告	宮崎 智美
同代表者委員長	藤井 克巳
被 告	佐賀県選挙管理委員会
同代表者委員長	大川 正二郎
被 告	長崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか二名▽
被 告	熊本県選挙管理委員会
同代表者委員長	佐藤 俊廣
被 告	大分県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか三名▽
被 告	福岡県選挙管理委員会
同代表者委員長	大崎 義郎
被 告	伊藤 明俊
同代表者委員長	△ほか五名▽
被 告	宮崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	藤井 克巳
被 告	佐賀県選挙管理委員会
同代表者委員長	大川 正二郎
被 告	長崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか二名▽
被 告	熊本県選挙管理委員会
同代表者委員長	佐藤 俊廣
被 告	大分県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか三名▽
被 告	福岡県選挙管理委員会
同代表者委員長	大崎 義郎
被 告	伊藤 明俊
同代表者委員長	△ほか五名▽
被 告	宮崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	藤井 克巳
被 告	佐賀県選挙管理委員会
同代表者委員長	大川 正二郎
被 告	長崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか二名▽
被 告	熊本県選挙管理委員会
同代表者委員長	佐藤 俊廣
被 告	大分県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか三名▽
被 告	福岡県選挙管理委員会
同代表者委員長	大崎 義郎
被 告	伊藤 明俊
同代表者委員長	△ほか五名▽
被 告	宮崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	藤井 克巳
被 告	佐賀県選挙管理委員会
同代表者委員長	大川 正二郎
被 告	長崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか二名▽
被 告	熊本県選挙管理委員会
同代表者委員長	佐藤 俊廣
被 告	大分県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか三名▽
被 告	福岡県選挙管理委員会
同代表者委員長	大崎 義郎
被 告	伊藤 明俊
同代表者委員長	△ほか五名▽
被 告	宮崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	藤井 克巳
被 告	佐賀県選挙管理委員会
同代表者委員長	大川 正二郎
被 告	長崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか二名▽
被 告	熊本県選挙管理委員会
同代表者委員長	佐藤 俊廣
被 告	大分県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか三名▽
被 告	福岡県選挙管理委員会
同代表者委員長	大崎 義郎
被 告	伊藤 明俊
同代表者委員長	△ほか五名▽
被 告	宮崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	藤井 克巳
被 告	佐賀県選挙管理委員会
同代表者委員長	大川 正二郎
被 告	長崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか二名▽
被 告	熊本県選挙管理委員会
同代表者委員長	佐藤 俊廣
被 告	大分県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか三名▽
被 告	福岡県選挙管理委員会
同代表者委員長	大崎 義郎
被 告	伊藤 明俊
同代表者委員長	△ほか五名▽
被 告	宮崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	藤井 克巳
被 告	佐賀県選挙管理委員会
同代表者委員長	大川 正二郎
被 告	長崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか二名▽
被 告	熊本県選挙管理委員会
同代表者委員長	佐藤 俊廣
被 告	大分県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか三名▽
被 告	福岡県選挙管理委員会
同代表者委員長	大崎 義郎
被 告	伊藤 明俊
同代表者委員長	△ほか五名▽
被 告	宮崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	藤井 克巳
被 告	佐賀県選挙管理委員会
同代表者委員長	大川 正二郎
被 告	長崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか二名▽
被 告	熊本県選挙管理委員会
同代表者委員長	佐藤 俊廣
被 告	大分県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか三名▽
被 告	福岡県選挙管理委員会
同代表者委員長	大崎 義郎
被 告	伊藤 明俊
同代表者委員長	△ほか五名▽
被 告	宮崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	藤井 克巳
被 告	佐賀県選挙管理委員会
同代表者委員長	大川 正二郎
被 告	長崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか二名▽
被 告	熊本県選挙管理委員会
同代表者委員長	佐藤 俊廣
被 告	大分県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか三名▽
被 告	福岡県選挙管理委員会
同代表者委員長	大崎 義郎
被 告	伊藤 明俊
同代表者委員長	△ほか五名▽
被 告	宮崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	藤井 克巳
被 告	佐賀県選挙管理委員会
同代表者委員長	大川 正二郎
被 告	長崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか二名▽
被 告	熊本県選挙管理委員会
同代表者委員長	佐藤 俊廣
被 告	大分県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか三名▽
被 告	福岡県選挙管理委員会
同代表者委員長	大崎 義郎
被 告	伊藤 明俊
同代表者委員長	△ほか五名▽
被 告	宮崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	藤井 克巳
被 告	佐賀県選挙管理委員会
同代表者委員長	大川 正二郎
被 告	長崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか二名▽
被 告	熊本県選挙管理委員会
同代表者委員長	佐藤 俊廣
被 告	大分県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか三名▽
被 告	福岡県選挙管理委員会
同代表者委員長	大崎 義郎
被 告	伊藤 明俊
同代表者委員長	△ほか五名▽
被 告	宮崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	藤井 克巳
被 告	佐賀県選挙管理委員会
同代表者委員長	大川 正二郎
被 告	長崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか二名▽
被 告	熊本県選挙管理委員会
同代表者委員長	佐藤 俊廣
被 告	大分県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか三名▽
被 告	福岡県選挙管理委員会
同代表者委員長	大崎 義郎
被 告	伊藤 明俊
同代表者委員長	△ほか五名▽
被 告	宮崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	藤井 克巳
被 告	佐賀県選挙管理委員会
同代表者委員長	大川 正二郎
被 告	長崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか二名▽
被 告	熊本県選挙管理委員会
同代表者委員長	佐藤 俊廣
被 告	大分県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか三名▽
被 告	福岡県選挙管理委員会
同代表者委員長	大崎 義郎
被 告	伊藤 明俊
同代表者委員長	△ほか五名▽
被 告	宮崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	藤井 克巳
被 告	佐賀県選挙管理委員会
同代表者委員長	大川 正二郎
被 告	長崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか二名▽
被 告	熊本県選挙管理委員会
同代表者委員長	佐藤 俊廣
被 告	大分県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか三名▽
被 告	福岡県選挙管理委員会
同代表者委員長	大崎 義郎
被 告	伊藤 明俊
同代表者委員長	△ほか五名▽
被 告	宮崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	藤井 克巳
被 告	佐賀県選挙管理委員会
同代表者委員長	大川 正二郎
被 告	長崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか二名▽
被 告	熊本県選挙管理委員会
同代表者委員長	佐藤 俊廣
被 告	大分県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか三名▽
被 告	福岡県選挙管理委員会
同代表者委員長	大崎 義郎
被 告	伊藤 明俊
同代表者委員長	△ほか五名▽
被 告	宮崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	藤井 克巳
被 告	佐賀県選挙管理委員会
同代表者委員長	大川 正二郎
被 告	長崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか二名▽
被 告	熊本県選挙管理委員会
同代表者委員長	佐藤 俊廣
被 告	大分県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか三名▽
被 告	福岡県選挙管理委員会
同代表者委員長	大崎 義郎
被 告	伊藤 明俊
同代表者委員長	△ほか五名▽
被 告	宮崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	藤井 克巳
被 告	佐賀県選挙管理委員会
同代表者委員長	大川 正二郎
被 告	長崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか二名▽
被 告	熊本県選挙管理委員会
同代表者委員長	佐藤 俊廣
被 告	大分県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか三名▽
被 告	福岡県選挙管理委員会
同代表者委員長	大崎 義郎
被 告	伊藤 明俊
同代表者委員長	△ほか五名▽
被 告	宮崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	藤井 克巳
被 告	佐賀県選挙管理委員会
同代表者委員長	大川 正二郎
被 告	長崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか二名▽
被 告	熊本県選挙管理委員会
同代表者委員長	佐藤 俊廣
被 告	大分県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか三名▽
被 告	福岡県選挙管理委員会
同代表者委員長	大崎 義郎
被 告	伊藤 明俊
同代表者委員長	△ほか五名▽
被 告	宮崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	藤井 克巳
被 告	佐賀県選挙管理委員会
同代表者委員長	大川 正二郎
被 告	長崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか二名▽
被 告	熊本県選挙管理委員会
同代表者委員長	佐藤 俊廣
被 告	大分県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか三名▽
被 告	福岡県選挙管理委員会
同代表者委員長	大崎 義郎
被 告	伊藤 明俊
同代表者委員長	△ほか五名▽
被 告	宮崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	藤井 克巳
被 告	佐賀県選挙管理委員会
同代表者委員長	大川 正二郎
被 告	長崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか二名▽
被 告	熊本県選挙管理委員会
同代表者委員長	佐藤 俊廣
被 告	大分県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか三名▽
被 告	福岡県選挙管理委員会
同代表者委員長	大崎 義郎
被 告	伊藤 明俊
同代表者委員長	△ほか五名▽
被 告	宮崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	藤井 克巳
被 告	佐賀県選挙管理委員会
同代表者委員長	大川 正二郎
被 告	長崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか二名▽
被 告	熊本県選挙管理委員会
同代表者委員長	佐藤 俊廣
被 告	大分県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか三名▽
被 告	福岡県選挙管理委員会
同代表者委員長	大崎 義郎
被 告	伊藤 明俊
同代表者委員長	△ほか五名▽
被 告	宮崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	藤井 克巳
被 告	佐賀県選挙管理委員会
同代表者委員長	大川 正二郎
被 告	長崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか二名▽
被 告	熊本県選挙管理委員会
同代表者委員長	佐藤 俊廣
被 告	大分県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか三名▽
被 告	福岡県選挙管理委員会
同代表者委員長	大崎 義郎
被 告	伊藤 明俊
同代表者委員長	△ほか五名▽
被 告	宮崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	藤井 克巳
被 告	佐賀県選挙管理委員会
同代表者委員長	大川 正二郎
被 告	長崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか二名▽
被 告	熊本県選挙管理委員会
同代表者委員長	佐藤 俊廣
被 告	大分県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか三名▽
被 告	福岡県選挙管理委員会
同代表者委員長	大崎 義郎
被 告	伊藤 明俊
同代表者委員長	△ほか五名▽
被 告	宮崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	藤井 克巳
被 告	佐賀県選挙管理委員会
同代表者委員長	大川 正二郎
被 告	長崎県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか二名▽
被 告	熊本県選挙管理委員会
同代表者委員長	佐藤 俊廣
被 告	大分県選挙管理委員会
同代表者委員長	△ほか三名▽
被 告	福岡県選挙管理委員会



【判例ID】 28220585

【判示事項】 【事案概要】

平成24年施行の衆議院議員総選挙について、選挙人である原告が、衆議院小選挙区選出議員の選挙の選挙区割りに関する公職選挙法等の規定は、憲法上要請される人口比例選挙の保障に反する配分となっており、憲法に反し無効であり、それに基づいた選挙も無効であるなどと主張した選挙無効訴訟につき、議員1人当たりの選挙人数の最大格差が1対2.425であった定数配分規定は憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っており、合理的期間内に是正がなされなかつたとして、区割規定が違憲であったとする一方、いわゆる事情判決の制度の基礎にある一般的な法の基本原則に従い、選挙を無効とせず請求が棄却された事例。

【裁判年月日等】 平成25年3月26日／福岡高等裁判所那覇支部／民事部／判決／平成24年(行ケ)1号

【事件名】 選挙無効請求事件

【裁判結果】 棄却（違法宣言）

【上訴等】 上告

【裁判官】 今泉秀和 岡田紀彦 並河浩二

【審級関連】 <上告審>平成25年1月20日／最高裁判所大法廷／判決／平成25年(行ツ)155号...等 判例ID: 28262502

【出典】 D1-Law.com判例体系

【重要度】 —

■28220585

福岡高等裁判所那覇支部

平成24年(行ケ)第1号

平成25年03月26日

那覇市(以下略)

原告 X

同訴訟代理人弁護士 升永英俊

同 久保利英明

同 伊藤真

那覇市(以下略)

被告 沖縄県選挙管理委員会

同代表者委員長 A

同指定代理人 小濱浩庸

同 小野本敦

同 宮崎純一郎

同 大浦良二

同 杉浦良信

同 坂本由美

同 江島弘光

同 齊藤恵子

同 黒島安雄

同 安和守彦
同 安慶名均
同 山城英昭
同 幸喜令彦

主文

- 1 原告の請求を棄却する。ただし、平成24年12月16日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の沖縄県第1区における選挙は、違法である。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 平成24年12月16日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の沖縄県第1区における選挙を無効とする。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は、平成24年12月16日施行の衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）について、沖縄県第1区の選挙人である原告が、衆議院小選挙区選出議員の選挙（以下「小選挙区選挙」という。）の選挙区割りに関する公職選挙法等の規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の上記選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。

2 前提となる事実（当裁判所に顕著な事実、当事者間に争いのない事実、証拠及び弁論の全趣旨により容易に認めることのできる事実）

（1） 平成24年12月16日に本件選挙が行われた。

原告は、本件選挙の沖縄県第1区の選挙人である。

原告は、平成24年12月17日、本件訴えを提起した。

（2） 衆議院議員の選挙制度は、昭和25年に制定された公職選挙法においては、中選挙区単記投票制が採用されていたが、平成6年に同法の一部が改正され、小選挙区比例代表並立制に改められた（以下、上記改正後の当該選挙制度を「本件選挙制度」という。）。

本件選挙制度によれば、衆議院議員の定数は480人とされ、そのうち300人が小選挙区選出議員、180人が比例代表選出議員とされ（公職選挙法4条1項）、小選挙区選挙については、全国に300の選挙区を設け、各選挙区において1人の議員を選出し、比例代表選出議員の選挙（以下「比例代表選挙」という。）については、全国に11の選挙区を設け、各選挙区において所定数の議員を選出するものとされている（同法13条1項、2項、別表第1、別表第2）。総選挙においては、小選挙区選挙と比例代表選挙とを同時に行い、投票は小選挙区選挙及び比例代表選挙ごとに1人1票とされている（同法31条、36条）。

選挙区の改定については、上記平成6年の公職選挙法の一部改正と同時に成立した衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下「区画審設置法」という。）により、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区画審」という。）が、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとされている（同法2条）。その改定案を作成するに当たっての区割りの基準については、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないように行わなければならないものとされ（同法3条1項）、また、各都道府県の区域内の選挙区の数は、各都道府県にあらかじめ1を配当した上で（以下、このことを「1人別枠方式」という。）、これに、小選挙区選出議員の定数に相

当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数をえた数とするとされている（同条2項。以下、この選挙区割りの基準を「本件区割基準」とい、この規定を「本件区割基準規定」という。）。なお、選挙区の改定に関する上記の勧告は、国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に行うものとされ、さらに、区画審は、各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときにも、上記の勧告を行うことができるものとされている（同法4条）。

区画審は、平成12年10月に実施された国勢調査の結果に基づき、小選挙区選出議員の選挙区に関し、いわゆる5増5減を行った上で、選挙区割りを策定した改定案を作成して内閣総理大臣に勧告し、これを受けた平成14年の公職選挙法の一部改正により、その勧告どおり選挙区割りの改定が行われた（以下、同改定後の選挙区割りを「本件選挙区割り」といい、これを定めた公職選挙法13条1項及び別表第1を併せて「本件区割規定」という。）。

(3) 平成21年8月30日に行われた衆議院議員総選挙（以下「平成21年選挙」という。）の小選挙区選挙は、本件選挙区割りに基づいて施行されたものである。平成21年選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、選挙人数が最も少ない高知県第3区と選挙人数が最も多い千葉県第4区との間で1対2,304であり、高知県第3区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は45選挙区であった。なお、各都道府県単位でみると、平成21年選挙当日における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は、議員1人当たりの選挙人数が最も少ない高知県と最も多い東京都との間で1対1,978であった。（弁論の全趣旨）

最高裁平成23年3月23日大法廷判決・民集65巻2号755頁（以下「平成23年大法廷判決」という。）は、平成21年選挙について提起された選挙無効訴訟において、次のとおり判示して、原告の請求を棄却した原判決を維持した。すなわち、本件区割基準規定である区画審設置法3条1項は、選挙区の改定案の作成につき、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満になるように区割りをすることを基本とすべきものとしており、これは、投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたものということができるが、同条2項において採用されている1人別枠方式は、新しい選挙制度を導入するに当たり、直ちに人口比例のみに基づいて各都道府県への定数の配分を行った場合には、人口の少ない県における定数が急激かつ大幅に削減されることになるため、国政における安定性、連續性の確保を図る必要があると考えられたこと、何よりもこの点への配慮なくしては選挙制度の改革の実現自体が困難であったと認められる状況の下で採られた方策であって、おのづからその合理性に時間的な限界があるものというべきであり、平成21年選挙時においては、本件選挙制度は定着し、安定した運用がされるようになっていたと評価することができ、もはや1人別枠方式の上記のような合理性は失われていたものというべきである。加えて、1人別枠方式が選挙区間の投票価値の較差を生じさせる主要な要因となっており、その不合理性が投票価値の較差としても現れてきていたものということができる。そうすると、本件区割基準のうち1人別枠方式に係る部分は、遅くとも平成21年選挙時においては、それ自体、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものといわなければならず、本件選挙区割りは、1人別枠方式を含む本件区割基準に基づいて定められたものである以上、これもまた、平成21年選挙時において、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものというべきである。しかし、いずれも憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえず、本件区割基準規定及び本件区割規定が憲法14条1項等に違反するものということはできない。

(4) その後、本件選挙までの間に、平成24年11月16日に衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律（以下「緊急是正法」という。）が成立し、同月

26日公布され、同法2条の規定を除いて、同日施行された（緊急是正法附則1条）。したがって、本件選挙当時、1人別枠方式を廃止する旨の緊急是正法3条は施行されていたが、本件区割規定の改正には至らず、本件選挙は、平成21年選挙と同じく本件区割規定の定める本件選挙区割りに基づき行われた。なお、緊急是正法による改正後の都道府県間における議員1人当たりの人口の最大較差は、1,788となる（乙9の2）。

（5）本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、選挙人数が最も少ない高知県第3区と選挙人数が最も多い千葉県第4区との間で1対2,425であり（高知県第3区と沖縄県第1区との較差は1対1,279）、高知県第3区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は72選挙区であった（乙1）。なお、各都道府県単位でみると、本件選挙当日における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は、議員1人当たりの選挙人数が最も少ない高知県と最も多い東京都との間で1対2,040であった。

3 爭点及びこれに関する当事者の主張

本件の主たる争点は、本件選挙区割りを定める本件区割規定の合憲性及びその前提としての1人別枠方式を含む本件区割基準を定める本件区割基準規定の合憲性（以下「本件区割規定等の合憲性」という。）であり、本件選挙が違法である場合にはその効力も問題になる。

（原告の主張）

（1）本件区割規定は、人口比例に基づいた選挙区割りがされておらず、憲法前文、憲法56条2項、59条、67条、60条2項、61条、44条ただし書、13条、15条及び14条の各条項によって要求される「人口比例選挙の保障」に反する配分となっている。

（2）ア 主位的主張

憲法前文第1段落第1文は「主権が国民に存する」と定めており、「主権が国会議員に存する」とは定めておらず、国会議員は、憲法上、主権者ではない。国家権力の行使が国会議員の多数決で決定される根拠は、国会議員の多数意見が主権者である国民の多数意見と等価であることに求めざるを得ないものである。そして、「国会議員の多数決」を「国民の多数決」に同時変換する手続は「人口比例選挙」しかあり得ない。

イ 予備的主張

本件選挙区割りは、憲法の保障する投票価値の平等を害しており、違憲である。

（3）本件選挙は、平成23年大法廷判決で違憲状態と判断されたのと概ね同一の小選挙区選挙区割りの下に施行されている上、平成23年大法廷判決の言渡し日である平成23年3月23日と本件選挙日である平成24年12月16日の間には約1年9か月の期間があったのであるから、本件選挙日までの間に、本件区割基準規定中の1人別枠方式の廃止及びこれを前提とする是正がされなかつたことは、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかつたものである。

なお、緊急是正法は、選挙区間の人口較差の問題は2倍未満であれば裁量権の範囲内であるとの理解に基づくものであるが、平成23年大法廷判決は最大較差2倍という数値を画一的に量的な基準とはしていない。また、同法は、地方にも配慮した民主主義にかなうように配慮した内容であるが、平成23年大法廷判決は、地域性に配慮した1人別枠方式は既に合理性を失ったと判示しているのであるから、同法は改正の方向性を誤っている。

（4）よって、本件区割規定は憲法に違反し無効であって、本件選挙のうち沖縄県第1区における選挙は無効である。

（5）本件選挙によって選出される議員は違憲状態議員であり、そのような議員が参加する国会の決議によって法律が制定されても、主権者である国民の多数意見に支持されているという保障がなく、著しく公共の利益を害するものである。また、本件選挙が憲法違反と判断されても、訴訟の対象とされた各小選挙区の選挙のみが無効となるだけであって、違

憲無効判決には遡及効がないから、日本国が混乱に陥ることはない。したがって、本件選挙が違法とされる場合に事情判決の法理は適用されるべきではない。

(被告の主張)

(1) 本件選挙が無効であるとの原告の主張は争う。

(2) 平成23年大法廷判決の言渡し後、本件選挙当日までに約1年9か月が経過しているものの、その期間は、1人別枠方式を廃止して、各都道府県にあらかじめ配分された定数を再配分するほか、選挙区割り全体の見直しを行うという困難な立法を講ずるには、不十分というべきである。しかし、この間に、国会においては、投票価値の較差是正を図るために具体的な立法措置が行われ、1人別枠方式の廃止を含む緊急是正法が成立するに至っており、現在も引き続き是正に向けての区割り改定作業が継続されている。また、投票価値の較差の状況の変動としては、本件選挙当日の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は1対2.425であり、平成21年選挙時の1対2.304からわずかに増大しているにすぎない。

以上の事情を総合すれば、1人別枠方式を含む本件区割基準に基づいて定められた本件選挙区割りの下で施行せざるを得なかった本件選挙までに、憲法上要求される合理的期間内における是正措置がされなかつたと評価することはできない。

以上によれば、本件区割規定は、いまだ憲法14条1項等の憲法の規定に違反するとはいえないものであり、本件選挙区割りの下で施行された本件選挙のうち原告の選挙区（沖縄県第1区）における小選挙区選挙は無効なものではない。

第3 当裁判所の判断

1 本件区割規定等の合憲性について

(1) 代表民主制の下における選挙制度は、選挙された代表者を通じて、国民の利害や意見が公正かつ効果的に国政の運営に反映されることを目標とし、他方、国政における安定の要請をも考慮しながら、それぞれの国において、その国の事情に即して具体的に決定されるべきものであり、そこに論理的に要請される一定不変の形態が存在するわけではない。憲法は、上記の理由から、国会の両議院の議員の選挙について、およそ議員は全国民を代表するものでなければならないという基本的な要請（43条1項）の下で、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとし（同条2項、47条）、両議院の議員の各選挙制度の仕組みについて国会に広範な裁量を認めている。したがって、国会が選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような基本的な要請や法の下の平等などの憲法上の要請に反するため、上記のような裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである（最高裁昭和51年4月14日大法廷判決・民集30巻3号223頁、最高裁昭和58年11月7日大法廷判決・民集37巻9号1243頁、最高裁昭和60年7月17日大法廷判決・民集39巻5号1100頁、最高裁平成5年1月20日大法廷判決・民集47巻1号67頁、最高裁平成11年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1441頁、最高裁平成11年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1704頁、最高裁平成19年6月13日大法廷判決・民集61巻4号1617頁（以下「平成19年大法廷判決」という。）、平成23年大法廷判決参照）。

(2) 原告は、国会議員の多数意見が主権者である国民の多数意見と等価でなければならないと主張する。

しかし、憲法上、国会の議決が国会議員の多数決によって定められるからといって、これが直ちに主権者の多数意見と等価でなければならないことまでを要求した規定は存在しない。もとより、主権は国民に存するものであり、その代表者である国会議員が民意を正当に反映すべきであるとはいえるものの、国会議員は全国民を代表し、その意思に基づいて国会に関与するものであって、国会の議決における国会議員の多数意見が、国会議員を選出した

選挙区の選挙人（主権者）の多数意見と等価であることが必須であるということはできない。したがって、国會議員の多数決を国民の多数決に同時変換する手続は人口比例選挙であるとの原告の主張は採用できない。

（3） 次に、原告は、本件区割規定は憲法の保障する投票価値の平等に違反すると主張する。

そこで検討するに、憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解されるが、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、やむを得ないものと解される。そして、憲法は、衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するについて、議員1人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることを求めているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することを許容しているものといえる（平成23年大法廷判決参照）。

前記第2の2（3）のとおり、平成23年大法廷判決は、平成21年選挙について提起された選挙無効訴訟において、上記選挙当時において、区画審設置法3条の定める本件区割基準のうち、同条2項の1人別枠方式に係る部分は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っており、同基準に従って平成14年に改定された本件選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたと判断している。

本件選挙は、平成21年選挙当時の本件区割規定の定める本件選挙区割りに基づいて実施されたものであり、本件選挙当時、1人別枠方式を廃止する旨の緊急是正法3条が施行されていたとはいえ、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、1人別枠方式を含む本件区割基準に基づいて定められたものであることに変わりはないものである。また、本件選挙区割りの下で生じていた選挙区間の投票価値の較差は、本件選挙当日において、最大で2.425倍に達しており、平成21年選挙当時の較差である2.304倍よりも拡大しており、較差が2倍以上である選挙区の数も平成21年選挙当時の45選挙区から72選挙区に増加している。そして、1人別枠方式が平成21年選挙における選挙区間の投票価値の較差を生じさせる主要な要因となっていたことは平成23年大法廷判決が判示したとおりであり、その不合理性が本件選挙当時には拡大している以上、本件選挙当時における本件区割規定の定める本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要請に反する状態に至っていたものというべきである。

2 合理的期間内における是正の有無について

（1） 以上のとおり、本件選挙当時における本件区割規定の定める本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要請に反する状態に至っていたものというべきであるが、本件選挙までの間に本件区割規定が是正されなかつたことをもって、憲法上要求された合理的期間内に是正がされなかつたとはいえない場合には、本件区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものといえないことは、平成23年大法廷判決が判示したとおりである。

そこで、合理的期間内に是正がされなかつたといえるかどうかについて検討する。

（2） 平成23年大法廷判決は、平成19年大法廷判決において、平成17年の総選挙の時点における1人別枠方式を含む本件区割基準規定及び本件区割規定について、いざれも憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていない旨の判断が示されていたことなどを考慮すると、平成21年選挙までの間に本件区割基準中の1人別枠方式の廃止及びこれを前提とする本件区割規定のは正がされなかつたことをもって、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかつたものということはできないと判示している。このことに照らすと、上

記合理的期間の始期は、平成23年大法廷判決の言渡し時とするのが相当であり、上記判決言渡し後に、1人別枠方式の廃止及びこれを前提とする本件区割規定の是正が合理的期間内にされなかつたといえるかどうかが問題になるが、事柄の性質上合理的期間が経過していないことについては、その根拠となる事実関係について被告側で主張立証すべきものというべきである。

そこで、平成23年大法廷判決が言い渡された平成23年3月23日から本件選挙が施行された平成24年12月16日までの約1年9か月の間に是正がされなかつたことにつき、合理的期間内に是正がされなかつたといえるかどうかについて検討する。

(3) 証拠（甲24、乙2の1・2、3の1～7、4の1・2、5の1・2、6の1・2、7、8、9の1～3、10の1・2）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。

ア 区画審は、平成23年大法廷判決が出された直後の平成23年3月28日、平成23年大法廷判決の判示内容を踏まえて、小選挙区選挙の選挙区間における議員1人当たりの人口較差ができるだけ速やかに是正し、違憲状態を早期に解消するために、1人別枠方式の廃止やこれを含む本件区割基準に基づいて定められた本件選挙区割りの改定を行わなければならないことを確認した。

イ 国会では、衆議院選挙制度に関する各党協議会が設置され、第1回会合が平成23年10月19日に開催されて以降、投票価値の較差の是正について、衆議院議員選挙制度の抜本的改革及び衆議院議員定数削減といったテーマとともに協議が重ねられた。

また、平成22年10月に国政調査が実施され、区画審による選挙区の改定に関する勧告の期限が平成24年2月25日とされていたため、同年1月25日の上記各党協議会において、上記期限までに上記各テーマについて議論の同時決着を図ることができるよう全力を挙げる旨合意した。

しかし、上記各党協議会において、投票価値の較差是正に関しては、遅くとも平成24年2月8日の協議会の時点では異論がなく、緊急対応として法案を提出すべき旨の意見も出されていたが、定数削減及び選挙制度の抜本改革と同時決着を目指す方向で協議が継続され、投票価値の較差是正のための法案提出は見送られ、同月25日までに上記の同時決着が図られることはなかつた。

平成24年4月25日開催の第16回会合では、次回の衆議院議員総選挙のための緊急措置として、1人別枠方式を廃止し、小選挙区選出議員の定数を「0増5減」すること、これと併せて、比例代表選出議員の定数を75削減し、ブロック比例代表制を全国比例代表制に改めることなどを内容とする「座長とりまとめ私案」が提案されたが、1人別枠方式の廃止及び小選挙区選出議員の定数の「0増5減」以外の提案について意見がまとまらなかつたこともあり、採用されるには至らなかつた。

ウ その後、民主党は、1人別枠方式の廃止及び定数の「0増5減」案等を内容とする「公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案」を、自由民主党は、「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案」（以下「緊急是正法案」という。）をそれぞれ衆議院に提出し、いずれも衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会に付託されたが、民主党提出に係る上記法律案は審議未了により廃案となり、緊急是正法案については、継続審理案件とされ、第181回国会において、衆参両院で可決され、平成24年11月16日に緊急是正法が成立し、同月26日公布され、同法2条の規定を除いて、同日施行された（緊急是正法附則1条）。

緊急是正法は、小選挙区選出議員の定数を5人削減して295人とし、併せて、公職選挙法13条1項、別表第1の改定を行うこととし（2条）、また、本件区割基準のうち1人別枠方式に係る部分を廃止する（3条）とするものであるが、区画審がこの改正に基づく区

割りの改定案を作成して勧告するまでには一定の期間を要するため、緊急是正法2条の規定については、同条の規定による改正後の公職選挙法13条1項に規定する法律の施行の日から施行されることとされた（緊急是正法附則1条ただし書）。また、区画審が平成22年実施の国勢調査の結果に基づいて小選挙区選挙の選挙区の改定案を作成するに当たっては、

「0増5減」案により、較差の大きい都道府県である高知県、徳島県、福井県、佐賀県及び山梨県の5県の区域内の選挙区の数を1ずつ削減してそれぞれ2とすることとされ（同法附則3条1項、附則別表）、この改定案に係る区画審の勧告は、同法の施行日（平成24年11月26日）から6か月以内にできるだけ速やかに行うこととされた（同法附則3条3項）。そのため、是正の範囲は必要最小限の改定にとどめることとし、改定案作成の基準として、〈1〉選挙区間における較差の基準を2倍未満とし、〈2〉改定の対象とする小選挙区を、〈ア〉人口の最も少ない都道府県（鳥取県）の区域内の選挙区、〈イ〉小選挙区の数が減少することとなる県（高知県、徳島県、福井県、佐賀県及び山梨県）の区域内の選挙区、〈ウ〉人口の最も少ない都道府県の区域内における人口の最も少ない小選挙区の人口以上であって、かつ、当該人口の2倍未満であるという基準を満たさない小選挙区、及び、〈エ〉〈ウ〉の選挙区を〈ウ〉に記載の基準に適合させるために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる小選挙区に限ることとされた（同法附則3条2項）。

エ 緊急是正法の施行を受けて、区画審は、平成24年11月26日、同法附則3条3項による区割りの改定案の勧告期限である平成25年5月26日までの今後の審議の進め方を確認するとともに、平成24年12月10日に緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針（素案）の審議を行った。区画審では、今後、区割りの改定案を勧告するまでの間に、区割りの改定案の作成方針の審議・決定や、具体的な区割りの審議を予定している。

（4）1人別枠方式及び1人別枠方式を含む本件区割基準に基づいて定められた本件選挙区割りは、平成23年3月23日に言い渡された平成23年大法廷判決において、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていると判断されたのであるから、これを是正するためには、1人別枠方式を廃止して、各都道府県にあらかじめ配分された定数を再配分するほか、選挙区割り全体を見直して平等なものにすることが必要になるものであって、相当程度の期間を要するものであることは否定できない。そして、区画審が、平成23年大法廷判決が出された直後に、同判決の判示内容を踏まえて、小選挙区選挙の選挙区間における議員1人当たりの人口較差ができるだけ速やかに是正し、違憲状態を早期に解消するために、1人別枠方式の廃止やこれを含む本件区割基準に基づいて定められた本件選挙区割りの改定を行うことを確認したのをはじめとして、国会の衆議院選挙制度に関する各党協議会における協議が重ねられ、平成24年11月16日に緊急是正法が成立するなど、一定の成果があったことは、上記（3）で認定したとおりである。

しかし、本件選挙当時、1人別枠方式を廃止する旨の緊急是正法3条は施行されていたが、本件区割規定の改正には至らず、本件選挙は、平成21年選挙と同じく本件区割規定の定める本件選挙区割りに基づき行われることとなつたことも、上記（3）のとおりである。

そして、平成23年大法廷判決においては、衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており、選挙における投票価値の平等についてもより厳格な要請があるのであるから、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに本件区割基準中の1人別枠方式を廃止し、区画審設置法3条1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があるとの指摘がされていたものである。

したがって、国会においては、投票価値の平等は憲法上の要請であり、民主主義の根幹をなすものであって、最優先で達成されるべき課題であることは十分認識できたはずであり、全国民の代表者を選出するにふさわしい選挙制度の実現に向けた良識ある行動が要請さ

れていたものということができる。しかし、この観点からみると、上記（3）で認定したとおり、平成23年大法廷判決の言渡し後、国会において、衆議院選挙制度に関する各党協議会の第1回会合が開催されるまでの間に約7か月を要しているが、このことについての合理性を見いだすことはできない。また、国会における検討では、平成23年大法廷判決の判断を受け、区画審による選挙区の改定に関する勧告の期限が平成24年2月25日とされていたことをも踏まえて、衆議院小選挙区における投票価値の較差を是正するための法案を成立させる動きこそあったものの、政党間における意見の対立のあった衆議院議員の定数削減等の問題との同時決着を図ろうとしたことなどから、本件選挙自体は従前の選挙区割りのまま実施されるに至ったものである。したがって、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内にできるだけ速やかに投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講じたとはいえないといわざるを得ず、不十分な対応にとどまったものであって、それ以上に、被告側から、合理的な期間を経過していないことについての立証がされているということはできないから、平成23年大法廷判決が言い渡された平成23年3月23日から本件選挙が施行された平成24年12月16日までの約1年9か月の間に是正がされなかつたことについては、合理的な期間内に是正がされなかつたといるべきである。

（5） したがって、本件選挙の選挙区割りを定めた本件区割規定は、本件選挙当時、憲法が要求する投票価値の平等に違反し、違憲であったといるべきである。

3 本件選挙の効力について

以上のとおり、本件選挙の選挙区割りを定めた本件区割規定は、本件選挙当時、憲法が要求する投票価値の平等に違反し、違憲であったといるべきであるが、本件においては、これに基づく本件選挙の効力を無効とするのが相当であるということはできない。

すなわち、憲法が要求する投票価値の平等に違反すると判断された1人別枠方式及び1人別枠方式を含む本件区割基準に基づいて定められた本件区割規定を改正するためには、当該規定の改正という立法措置が必要になるところ、本件選挙を無効とした場合には、当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で本件区割規定の是正を実施せざるを得ないなど憲法の予定していない事態が現出することによる不都合が生じることになる。もっとも、改正作業が行われる見込みが乏しい場合には、上記のような事態もやむを得ないといえようが、本件においては、上記2（3）で認定したとおり、最終的な成果は達成できていないものの、一定の改正作業が行われており、今後も、是正に向けた作業が進められる可能性があること、その他諸般の事情を総合考慮すると、あくまでも現時点においては、選挙を無効としないことによる弊害の方が少ないものといるべきである。そうすると、本件については、いわゆる事情判決の制度（行政事件訴訟法31条1項）の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則に従い、本件選挙が憲法に違反する本件区割規定に基づいて行われた点において違法である旨を判示し、主文において上記選挙の違法を宣言するにとどめ、上記選挙は無効としないこととするのが相当である場合に当たるものといるべきである。

4 結論

以上のとおり、原告の請求は、本件選挙における沖縄県第1区の選挙が違法であるとの主張については理由があるが、本件においては上記選挙を無効としないのが相当であるから、原告の請求を棄却し、上記選挙が違法であることを宣言するにとどめ、訴訟費用の負担について、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法64条ただし書を適用して、主文のとおり判決する。

民事部

（裁判長裁判官 今泉秀和 裁判官 岡田紀彦 裁判官 並河浩二）

